

神奈川県立衛生看護専門学校

# 学校評価報告書

平成 23 年 3 月



# 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| はじめに                   | 1  |
| 総括                     | 3  |
| I 教育理念・教育目的            | 9  |
| 1 法的整合性と独自性            |    |
| 2 教育理念・教育目的の意義と周知      |    |
| 3 看護専門職についての考え方        |    |
| 4 看護教育についての考え方         |    |
| 5 学習・教育観と学生観           |    |
| 6 教育理念・教育目的の評価         |    |
| II 教育目標                | 15 |
| 1 教育理念・教育目的との一貫性       |    |
| 2 目標内容の側面と到達レベルの側面     |    |
| 3 設定意図とその明確性、実現可能性     |    |
| 4 教育目標の評価              |    |
| 5 継続教育との関連             |    |
| III 教育課程経営             | 31 |
| 1 教育課程経営者の活動           |    |
| 2 教育課程編成の考え方とその具体的な編成  |    |
| 3 教育内容の段階的関連性とその配分の考え方 |    |
| 4 科目・単元構成              |    |
| 5 教育計画                 |    |
| 6 教育課程評価の体系            |    |
| 7 教員の教育・研究活動の充実        |    |
| 8 学生の看護実践体験の保障         |    |
| IV 教授・学習・評価課程          | 58 |
| 1 授業内容と教育課程との一貫性       |    |
| 2 看護学としての妥当性           |    |
| 3 授業内容間の関連と発展          |    |
| 4 授業の展開過程              |    |
| 5 目標達成の評価とフィードバック      |    |
| 6 学習への動機付けと支援          |    |

|      |                           |     |
|------|---------------------------|-----|
| V    | 経営・管理課程                   | 77  |
| 1    | 設置者の意思・指針                 |     |
| 2    | 組織体制                      |     |
| 3    | 財政基盤                      |     |
| 4    | 施設設備の整備                   |     |
| 5    | 学生生活の支援                   |     |
| 6    | 養成所に関する情報提供               |     |
| 7    | 養成所の運営計画と将来構想             |     |
| 8    | 自己点検・自己評価体制               |     |
| VI   | 入学                        | 103 |
| 1    | 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性 |     |
| 2    | 選抜の公平性                    |     |
| 3    | 選抜方法の妥当性                  |     |
| 4    | 入学希望者開拓への取り組み             |     |
| VII  | 卒業・就職・進学                  | 113 |
| 1    | 進路選択の状況と教育理念・教育目的との整合性    |     |
| 2    | 卒業時の看護実践能力及び卒業後の活動状況の評価   |     |
| VIII | 地域社会／国際交流                 | 120 |
| 1    | 地域社会と交流するための体制            |     |
| 2    | 国際交流のための体制                |     |
| IX   | 研究                        | 123 |
| 1    | 教員の研究的姿勢の涵養               |     |
| 2    | 教員の研究活動の保証と評価             |     |
| X    | 危機管理・情報管理                 | 124 |
| 1    | 災害時の対応（火災・地震・風水害）         |     |
| 2    | 学校安全対策（不審者の学内侵入）          |     |
| 3    | 感染症発生時の対応                 |     |
| 4    | 情報管理（個人情報）                |     |

## はじめに

本校の沿革は、昭和40年4月の神奈川県医師会准看護婦学校の開設まで遡ります。その後、昭和43年7月から県有医師会運営となり、昭和54年4月からは県立民営の学校として（社）神奈川県医師会に運営が委託されてきました。そうした中で、地方自治法の指定管理者制度の導入に伴い、平成18年4月、学校の運営形態を県立県営に変更するとともに、教務事務について神奈川県医師会に委託し、現在に至っています。

学校評価については、平成19年6月の学校教育法の改正により、専門学校でも学校評価を実施することとされ、平成20年1月には、文部科学省から学校評価ガイドラインが示されました。

本校では、平成21年4月の助産師学科、第一看護学科、平成22年4月の第二看護学科の新しいカリキュラムへの移行も順調に実施され、運営形態の変更から4年を経過したことから、今年度から学校評価を実施することとしました。

学校評価ガイドラインによれば、学校評価は、①自己評価②学校関係者評価③第三者評価の3つの形態が示されています。

学校評価は、評価計画に従い実施する評価の結果から教育活動の改善点を見出し、教育活動の更なる質向上を目指して再計画、実施し、再び評価していくというように、循環的に行うことが重要であるため、学校評価は今後継続的に実施していきます。

本校では、教務事務を神奈川県医師会に委託しているため、学校評価の円滑な実施のため、県衛生看護専門学校、県保健福祉人材課、神奈川県医師会の3者で構成する神奈川県立衛生看護専門学校評価推進会議を設置するとともに、学校内には、学校評価連絡調整会議のもと県側に学校評価検討会議、県医師会教務部内に学校評価委員会を設置しました。

平成22年度の学校評価は、初年度として「自己点検・自己評価」を実施することとしました。自己点検・自己評価を実施する際の評価項目の設定等は、原則として平成15年7月の厚生労働省の検討委員会が作成した「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」によることとし、本校の状況に応じて新たな評価項目を追加して取り組むこととしました。

自己点検・自己評価にあたっては、教職員一人ひとりが参画し、県医師会教務部内の学校評価委員会会議で定期的に具体的な検討を行うとともに、また県側の学校評価検討会議での検討とあわせ、学校評価連絡調整会議での調整を経て、神奈川県立衛生看護専門学校評価推進会議に諮り、ここに今年度の学校評価報告書を取りまとめました。

今年度初めての取組みで試行錯誤もあり、まだ十分なものとは言いがたいかもしれませんが、この評価結果を踏まえ、今後の更なる円滑な学校運営、特により充実した教育活動に資するよう努めてまいります。

平成23年3月31日

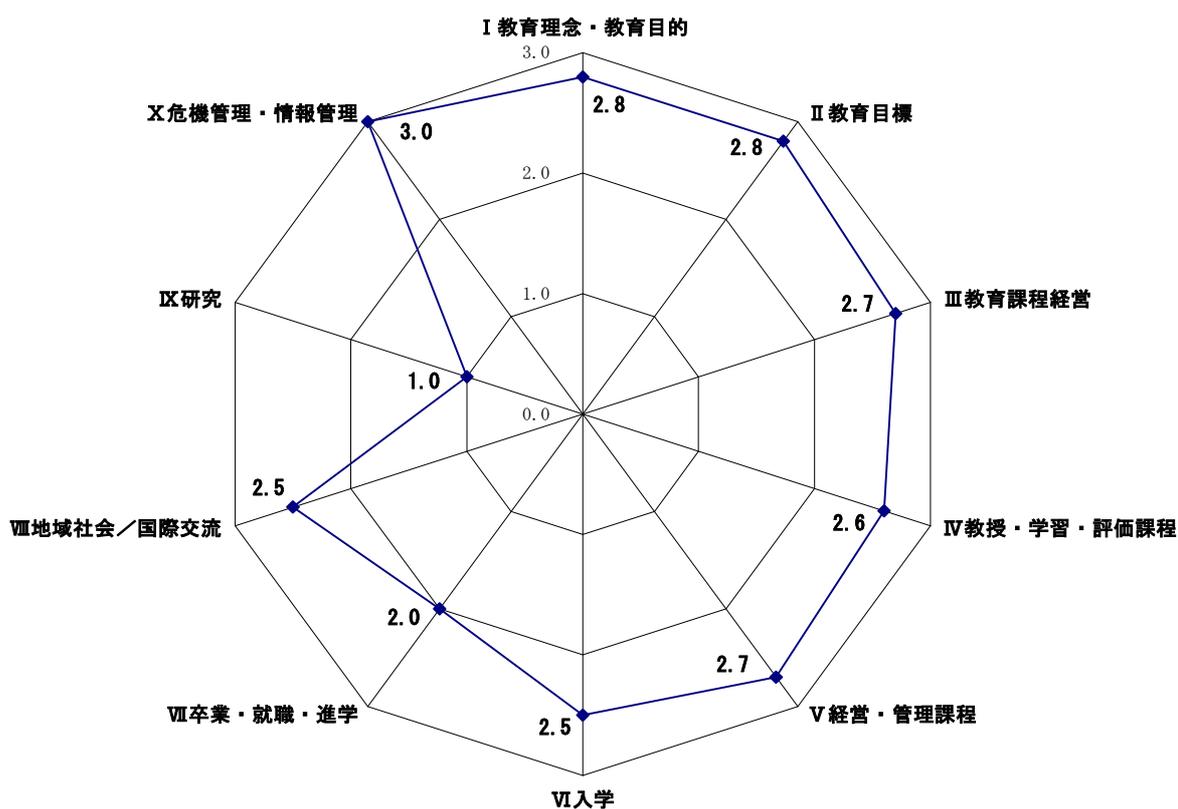
神奈川県立衛生看護専門学校  
校長 澤 敬夫

## 総 括

神奈川県立衛生看護専門学校は、平成 22 年度に学校評価として「自己点検・自己評価」を実施した。自己点検・自己評価を実施する際の評価項目は、原則として平成 15 年に厚生労働省の検討委員会が作成した「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」を基に「X 危機管理・情報管理」を追加した。本校は、助産師学科、第一看護学科、第二看護学科、准看護学科の 4 学科を有しており、評価項目によっては 4 学科ごとに自己点検・自己評価を実施した。

自己点検・自己評価の実施結果は、次のとおりであり、評価の低い項目は、「IX 研究」「VII 卒業・就職・進学」となっている。

平成22年度 自己点検・自己評価の結果



【点検】

3：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

| I. 教育理念・教育目的       | 点 検  |   |   |
|--------------------|------|---|---|
|                    | 3    | 2 | 1 |
| 1. 法的整合性と独自性       | ○    |   |   |
| 2. 教育理念・教育目的の意義と周知 | ○    |   |   |
| 3. 看護専門職についての考え方   | ○    |   |   |
| 4. 看護教育についての考え方    | ○    |   |   |
| 5. 学習・教育観と学生観      | ○    |   |   |
| 6. 教育理念・教育目的の評価    |      | ○ |   |
| 自己点検・自己評価の平均値      | 2. 8 |   |   |

| II. 教育目標   | 点 検 |        |   |
|--|-----|--------|---|
|  | 3   | 2      | 1 |
| 1. 教育理念・教育目的との一貫性<br><div style="text-align: right; padding-right: 20px;">                     ≪助産師学科≫ ○<br/>                     ≪第一看護学科≫ ○<br/>                     ≪第二看護学科≫ ○<br/>                     ≪准看護学科≫ ○                 </div>   |     |        |   |
| 2. 目標内容の側面と到達レベルの側面<br><div style="text-align: right; padding-right: 20px;">                     ≪助産師学科≫ ○<br/>                     ≪第一看護学科≫ ○<br/>                     ≪第二看護学科≫ ○<br/>                     ≪准看護学科≫ ○                 </div> |     | ○<br>○ |   |
| 3. 設定意図とその明確性、実現可能性<br><div style="text-align: right; padding-right: 20px;">                     ≪助産師学科≫ ○<br/>                     ≪第一看護学科≫ ○<br/>                     ≪第二看護学科≫ ○<br/>                     ≪准看護学科≫ ○                 </div> |     | ○      |   |
| 4. 教育目標の評価<br><div style="text-align: right; padding-right: 20px;">                     ≪助産師学科≫ ○<br/>                     ≪第一看護学科≫ ○<br/>                     ≪第二看護学科≫ ○<br/>                     ≪准看護学科≫ ○                 </div>          |     | ○      |   |
| 5. 継続教育との関連<br><div style="text-align: right; padding-right: 20px;">                     ≪助産師学科≫ ○<br/>                     ≪第一看護学科≫ ○                 </div>  |     |        |   |

|                     |     |  |  |
|---------------------|-----|--|--|
| ≪第二看護学科≫<br>≪准看護学科≫ | ○   |  |  |
| 自己点検・自己評価の平均値       | 2.8 |  |  |

| Ⅲ. 教育課程経営                                  | 点 検              |        |   |
|--|------------------|--------|---|
|  | 3                | 2      | 1 |
| 1. 教育課程経営者の活動                              | ○                |        |   |
| 2. 教育課程編成の考え方とその具体的な編成                     |                  |        |   |
| ≪助産師学科≫<br>≪第一看護学科≫<br>≪第二看護学科≫<br>≪准看護学科≫ | ○<br>○<br>○<br>○ |        |   |
| 3. 教育内容の階層的関連性とその配分の考え方                    |                  |        |   |
| ≪助産師学科≫<br>≪第一看護学科≫<br>≪第二看護学科≫<br>≪准看護学科≫ | ○<br>○<br>○<br>○ | ○<br>○ |   |
| 4. 科目・単元構成                                 |                  |        |   |
| ≪助産師学科≫<br>≪第一看護学科≫<br>≪第二看護学科≫<br>≪准看護学科≫ | ○<br>○<br>○<br>○ | ○      |   |
| 5. 教育計画                                    |                  |        |   |
| 1) 単位履修の考え方                                | ○                |        |   |
| 2) 科目の配列                                   | ○                |        |   |
| 6. 教育課程評価の体系                               |                  |        |   |
| 1) 単位認定の考え方                                | ○                |        |   |
| 2) 評価の体系                                   |                  |        |   |
| ≪評価する体系について≫<br>≪評価結果における倫理規定について≫         | ○<br>○           | ○      |   |
| 7. 教員の教育・研究活動の充実                           |                  |        |   |
| 1) 教員の専門性を高める体制                            |                  | ○      |   |
| 2) 教員の自己研鑽を保障するシステム                        | ○                |        |   |
| 3) 教員の総合研鑽を保障するシステム                        |                  | ○      |   |
| 8. 学生の看護実践体験の保障                            |                  |        |   |
| 1) 実習施設の選択と開拓                              | ○                |        |   |
| 2) 実習目標達成のための実習施設との協力体制                    | ○                |        |   |
| 3) 臨地実習指導者と教員の協働                           | ○                |        |   |
| 4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重                     | ○                |        |   |

|                 |      |   |  |
|-----------------|------|---|--|
| 5) 臨地実習における安全対策 |      | ○ |  |
| 自己点検・自己評価の平均値   | 2. 7 |   |  |

| IV. 教授・学習・評価課程     | 点 検  |   |   |
|--------------------|------|---|---|
|                    | 3    | 2 | 1 |
| 1. 授業内容と教育課程との一貫性  | ○    |   |   |
| 2. 看護学としての妥当性      | ○    |   |   |
| 3. 授業内容間の関連と発展     |      |   |   |
| 《助産師学科》            |      | ○ |   |
| 《第一看護学科》           |      | ○ |   |
| 《第二看護学科》           | ○    |   |   |
| 《准看護学科》            | ○    |   |   |
| 4. 授業の展開過程         |      |   |   |
| 1) 授業形態の選択         | ○    |   |   |
| 2) 授業の対象学生の構成と指導方法 |      | ○ |   |
| 3) 指導技術の工夫         | ○    |   |   |
| 4) 教材・教具の活用と開発     |      | ○ |   |
| 5. 目標達成の評価とフィードバック |      |   |   |
| 1) 評価の計画性          |      | ○ |   |
| 2) 評価結果の活用         |      | ○ |   |
| 6. 学習への動機付けと支援     |      |   |   |
| 1) シラバスの提示         | ○    |   |   |
| 2) 学習の支援体制         |      |   |   |
| 《助産師学科》            | ○    |   |   |
| 《第一看護学科》           | ○    |   |   |
| 《第二看護学科》           | ○    |   |   |
| 《准看護学科》            | ○    |   |   |
| 自己点検・自己評価の平均値      | 2. 6 |   |   |

| V. 経営・管理課程              | 点 検 |   |   |
|-------------------------|-----|---|---|
|                         | 3   | 2 | 1 |
| 1. 設置者の意思・指針            | ○   |   |   |
| 2. 組織体制                 |     |   |   |
| 1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性  |     | ○ |   |
| 2) 組織の構成と教職員の任用の考え方     |     | ○ |   |
| 3) 教職員の資質の向上についての考え方と対策 |     | ○ |   |
| 3. 財政基盤                 | ○   |   |   |

|  |                  |      |  |
|--|------------------|------|--|
| 4. 施設設備の整備<br>1) 整備の考え方と計画性<br>2) 看護学の発展や医療・看護へのニーズ、学生層の変化に対応する整備<br>3) 学生及び教職員のための福利厚生整備                    | ○                |      |  |
| 5. 学生生活の支援<br>1) 学修継続への支援体制<br>2) 学修困難への支援体制<br>3) 社会的活動への支援体制<br>4) 卒業後の進路選択への支援体制                          | ○<br>○<br>○<br>○ | ○    |  |
| 6. 養成所に関する情報提供<br>1) 教育活動に関する関係者への情報提供<br>2) 広報活動  | ○<br>○           |      |  |
| 7. 養成所の運営計画と将来構想<br>1) 年間の運営計画と評価<br>2) 短期計画<br>3) 中・長期的計画   | ○                |      |  |
| 8. 自己点検・自己評価体制<br>1) 自己点検・自己評価の組織<br>2) 資料、データの収集、蓄積<br>3) 資料、データの分析、解釈<br>4) 課題や改善点への取り組み<br>5) 第三者評価、結果の公表 | ○                |      |  |
| 自己点検・自己評価の平均値  |                  | 2. 7 |  |

| VI. 入学                       | 点 検 |      |   |
|------------------------------|-----|------|---|
|                              | 3   | 2    | 1 |
| 1. 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性 |     | ○    |   |
| 2. 選抜の公平性                    | ○   |      |   |
| 3. 選抜方法の妥当性                  |     | ○    |   |
| 4. 入学希望者開拓への取り組み             | ○   |      |   |
| 自己点検・自己評価の平均値                |     | 2. 5 |   |

| VII. 卒業・就職・進学   | 点 検              |   |   |
|---|------------------|---|---|
|   | 3                | 2 | 1 |
| 1. 進路選択の状況と教育理念・教育目的との整合性<br><<助産師学科>><br><<第一看護学科>><br><<第二看護学科>><br><<准看護学科>> | ○<br>○<br>○<br>○ |   |   |

|                            |      |  |   |
|----------------------------|------|--|---|
| 2. 卒業時の看護実践能力及び卒業後の活動状況の評価 |      |  |   |
| 《助産師学科》                    |      |  | ○ |
| 《第一看護学科》                   |      |  | ○ |
| 《第二看護学科》                   |      |  | ○ |
| 《准看護学科》                    |      |  | ○ |
| 自己点検・自己評価の平均値              | 2. 0 |  |   |

| VIII. 地域社会／国際交流           | 点 検  |   |   |
|---------------------------|------|---|---|
|                           | 3    | 2 | 1 |
| 1. 地域社会と交流するための体制         | ○    |   |   |
| 1) 地域社会への貢献とニーズの把握        |      |   |   |
| 2) 地域社会における資源の活用          |      |   |   |
| 2. 国際交流のための体制             |      | ○ |   |
| 1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム |      |   |   |
| 2) 留学生の受け入れ等に関する対応        |      |   |   |
| 自己点検・自己評価の平均値             | 2. 5 |   |   |

| IX. 研究           | 点 検  |   |   |
|------------------|------|---|---|
|                  | 3    | 2 | 1 |
| 1. 教員の研究的姿勢の涵養   |      |   | ○ |
| 2. 教員の研究活動の保証と評価 |      |   |   |
| 1) 研究活動の保障       |      |   |   |
| 2) 研究活動の評価       |      |   |   |
| 自己点検・自己評価の平均値    | 1. 0 |   |   |

| X. 危機管理・情報管理       | 点 検  |   |   |
|--------------------|------|---|---|
|                    | 3    | 2 | 1 |
| 1. 危機管理の体制         | ○    |   |   |
| 2. 情報管理（個人情報保護）の体制 | ○    |   |   |
| 自己点検・自己評価の平均値      | 3. 0 |   |   |

| 評価項目数 | 水準を十分満たしている | 水準をほぼ満たしている | 水準を満たしていない |
|-------|-------------|-------------|------------|
| 100   | 69          | 26          | 5          |

## I. 教育理念・教育目的

### 1. 法的整合性と独自性

1-1 教育理念・教育目的は、本校の教育上の特徴を示している。

1-2 教育理念・教育目的は法との整合性がある。

#### 【本校の状況】

本校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき看護教育を提供している県立の看護専門学校である。昭和 53 年 10 月に神奈川県立衛生看護専門学校条例により設置された。

本校の歴史は、昭和 40 年まで遡り、その後昭和 54 年からは「神奈川県立衛生看護専門学校」として（社）神奈川県医師会に教育に関する事務と施設の維持管理を委託していたが、平成 18 年 4 月から運営形態を新たにして「神奈川県立衛生看護専門学校」と名称を変更し、県立県営の看護専門学校として看護職員の養成を行っている。本校は、助産師学科（1 年課程定員 40 名）、第一看護学科（3 年課程定員 240 名）、第二看護学科（2 年課程定員 80 名）、准看護学科（2 年課程定員 80 名）の 4 学科（定員 440 名）を有する神奈川県内唯一の看護専門学校であり、「誠実・努力」を学校訓として、保健師助産師看護師法にのっとり必要な知識及び技術を修得させ有能な専門職業人を社会に送り出すことを目的とし、生命に対する深い畏敬の念と豊かな人間性を基盤とし、地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護実践者を育成するとともに、学習者が看護専門職としての知識、技術及び倫理観を身につけ、個々人の持つ力を最大限に発揮できるよう支援することにより、将来にわたって看護の発展に寄与できる人材の育成をめざしている。

教育理念は、平成 21 年度からのカリキュラム改正にあわせ平成 20 年 6 月に見直しを行った。

#### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

法律を遵守し質の高い教育を目標に学校運営を行っている。設立目的・教育理念は「学生便覧」「ホームページ」「学校案内」に明記し、学生及び社会に周知している。設立目的・教育理念に基づき、地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる学生を卒業させてきた。

平成 21 年度の卒業生は 150 名であり、国家試験・資格試験の合格者は 144 名で、合格率は全国平均を上回っている。

#### 【今後の課題】

看護職員不足が加速している中で、県立の看護専門学校の使命をさらに自覚し、国家試験等の高い合格率を維持しつつ、地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる人材を一人でも多く送り出すために教育力の向上に努めていく。

## 2. 教育理念・教育目的の意義と周知

2-1 教育理念・教育目的は、学生にとって学習の指針になるように具体的に示している。

2-2 教育理念・教育目的は実際に学生の学習の指針になっている。

### 【本校の状況】

平成19年4月からカリキュラム改正に向け、本校の教育理念について教員全員で本校の「使命は」「展望は」「信条は」を出し合い、検討を行った。その結果、神奈川県立の看護専門学校として「地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護専門職業人を育成する」という学校が担う社会的責任を明確にした。本校は4学科を設置しており、どの学科の学生でも理解できるように分かり易い言葉を用いた。さらに、学生等への周知は学生便覧、学習ガイド（シラバス）を学生に配布し、入学時に各科でそれらの文言の意味についても説明している。その他に各学年の始業時、臨地実習オリエンテーション等、機会あるごとに周知をしている。学習者の傾向も変化し明確な目標を持ち学習に取り組むことが必要であり、理念および目標を各学年目標に反映させ段階的にかつ継続的に学生の意識付けを高め、学生の言葉で「クラス目標」として表現され、学生の学習の指針となっている。保護者に対しても入学時や保護者会で周知している。本校への受験を検討されている方に対しては入学案内に載せるとともに、学校説明会や学校案内で説明している。また、ホームページで教育理念・教育目標や各科の特徴等の情報の発信をしている。

平成18～21年度の間には604名の学生が卒業し、そのうち97.2%が進学や看護の実践者として活躍している。今後は、教育理念・目標の周知及び学習指針に関連した調査等に取り組んでいく。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

学生便覧、各科の学習ガイド、入学案内等に教育理念・教育目標を記載している。また、主要なガイダンスやオリエンテーションは4学科とも「出席すべき日数と規定」し、各科で学生が具体的にイメージできるよう工夫し、時間を設け周知している。保護者、入学を希望する方については印刷物を使用して周知をし、ホームページでも情報の発信を行っている。進学・就職に関しては、担当を決め相談をいつでも受けている。卒業時の学生の動向を把握している。

### 【今後の課題】

今後も教育理念・教育目的が学生の学習指針になるように周知を継続していく。

### 3. 看護専門職についての考え方

- 3-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育内容を設定しているかを述べている。
- 3-2 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育方針をとるのかを述べている。
- 3-3 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育環境をとるのかを述べている。

#### 【本校の状況】

看護専門職の考え方は、各科の教育目的・目標に各科特徴を踏まえ、看護専門職に求められている「専門性・倫理性・判断力・実践力」を盛り込み学習者が具体的にイメージできるよう文章化をしている。看護の対象である人間・健康・環境・看護・助産（助産師学科）についても学習ガイドに明記をしている。さらに、教育の結果として卒業生の特性を挙げ看護専門職像を表現している。

#### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

学生便覧・学習ガイドに教育理念を明示している。各科の学習ガイドに卒業生の特性として看護専門職の考え方を記載している。

#### 【今後の課題】

今後も、社会情勢・ニーズ等に応じ看護専門職の考え方の見直しをしていく。

#### 4. 看護教育についての考え方

- 4-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等が卒業時点において持つべき資質を明示している。
- 4-2 看護、看護学教育、学生観は実際に教師の教育活動の指針となっている。

##### 【本校の状況】

「誠実・努力」を学校訓として、教育理念は「生命に対する深い畏敬の念」「豊かな人間性」を基盤に地域に貢献できる看護実践者の育成を掲げている。さらに、各科の教育目的に「自らが学び続ける力、自己成長力」、主要概念に「教育・学習」を表示し、育てたい人材を明記している。また、「学習者が専門職としての知識・技術・倫理感を身につけ、個々人の持つ力を最大限に発揮できるように支援する」と教育方針を明記している。

設置者の理念である「地域に貢献できる看護実践者の育成」のために、実習施設は神奈川県内とし、それらの実習施設から講師の派遣や新人看護師の研修に学校が協力する等、地域との連携を意識して、多くの卒業生を県内に輩出している。

教育内容は、カリキュラム改正の基本的考え方、留意点を遵守する内容とし、学生の傾向や教育理念から「対象理解及びコミュニケーション能力」「アセスメント能力とそれに基づいたケア・技術」「他職種との共同・連携する能力」を強化した。

教育を担う教員は、看護師等と養成所の運営に関する指導要領の「教員に関する事項」、外部講師は、当校の「講師基準」の要件を満たしている。設備では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に沿う教室や実習室等、教材等を備えている。また、学習者の経済面では県の修学資金や日本学生支援機構等の奨学金の貸付を行うとともに、安全面では日本看護学校協議会共済会（W i l l）に加入し、学習者の教育環境を整え学生の学習支援をしている。

##### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 【評価結果の根拠（理由）】

学生便覧に学校訓、教育理念、各科の学習ガイドに教育目標を表示している。カリキュラム改正時に教育評価を行い、教育内容を検討し、強化する内容を決定した。また、科目の設定理由に反映させている。学校申請書に教員・外部講師の調査票、学校設備の調査票を提出している。

##### 【今後の課題】

社会情勢の変化に合わせてカリキュラム評価し、教育内容の見直しをしていく。

## 5. 学習・教育観と学生観

- 5-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等が卒業時点において持つべき資質を明示している。
- 5-2 卒業時点に持つべき資質は、社会に対する看護の質を保障するものに妥当となっている。

### 【本校の状況】

平成 19 年 4 月からカリキュラム改正に向け、教員全員で学生をどのように捉えているかを話し合い、学生観（社会性の希薄さや精神的な脆弱さ等から頑張る力、持続力、学習面では自ら考え、調べる力等が低下など）を共通認識した。それらを反映させ、教育理念・目標・看護と教育の主要概念に、学生の持てる力を十分発揮できるように、学生の「学びたい」や「学習者の自ら学ぶ姿勢や力」を支援するとともに、教育者は学び続ける人を支援するという教育の基本姿勢を明記している。また、シラバスの主要概念に学習・教育を、「学生と共に学び合う」「体験・経験を通して分かる喜び、楽しさを伝え、共に育つ存在」と明記し、教員の教育活動の方針を示している。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

カリキュラム改正時に各科で学生観・教育観等を教員がそれぞれ共通認識し言語化した。教育理念・目的・目標に教育の基本姿勢を明示し、主要概念に学習・教育を入れ教育方針を明記している。

### 【今後の課題】

今後は学生の資質の変化に伴い、学生観等の見直しをしていく。

## 6. 教育理念・教育目的の評価

### 【本校の状況】

教育理念・教育目的・教育目標の評価は、卒業時に持つべき資質として示している卒業生の特性を到達度とし、学修記録、各領域評価、学年評価、看護技術到達度、授業評価、国家試験・資格試験合格率、県内就職率を含め、総合的に分析し評価を行っている。しかし、教育理念・教育目的の評価に関する具体的な内容や方法について明記されたものはない。

社会に対する看護の質を保障するものに妥当となっているかについては、複数の卒業生の就職施設（病院等）からは「卒業生はおおいに期待できる存在で、卒業生であることに安心感がある」等の声もいただいている。また、多くの卒業生からは「衛生看護専門学校を卒業して良かった」という言葉をもらっているが具体的な調査等は行っていないため評価ができない。今後本校の卒業生に対して追跡調査や卒業生の就職施設（病院等）からの評価を受けることが必要である。

### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

教育理念・教育目的は、卒業時点に持つべき資質を示している。しかし、社会が求めている看護の質を保障するものになっているかは、卒業生や卒業生の就職施設（病院等）から評価を受けていないため不明である。今後卒業生や卒業生の就職施設（病院等）に対する調査が必要である。

### 【今後の課題】

- ・卒業生に対する学校評価のアンケート調査を実施する。
- ・卒業生の就職施設（病院等）に対し、卒業生の資質に対しアンケート調査を実施する。（全学科一卒業後3年以内までを対象とする）

## Ⅱ. 教育目標

### 1. 教育理念、教育目的との一貫性

1-1 教育目標は、教育理念・教育目的と一貫性がある。

#### 【本校の状況】

本校は、看護を学ぶことを通して看護職者という「人」を育む教育を念頭に置いている。教育理念は生命をどう捉え看護専門職としてどのように育つのかを示し、地域への貢献と教育の基本的姿勢を明記した。各科の教育目的は看護専門職についての考え方（看護の対象である人間、健康をどう捉えるか、看護をどのように捉えるか、看護専門職として求められる資質、等）を明記した。

#### 《助産師学科》

教育目標は、教育理念・助産を取り巻く社会背景に基づき「人間に対する深い理解」「生命の尊厳と倫理観」「人間関係の形成」「科学的根拠に基づいた助産実践」「生涯にわたる自己成長」「他職者の理解と協働」ができる能力を養うものとし、目標と理念、目的は一貫している。教育においては学生が目的・目標を達成するために学生の持てる力を十分発揮できるように学生の「学びたい・助産師になりたい」を支援し学生のプライドを尊重していく姿勢とした。また、助産実践力（助産師が行動を通して、何かを意識的に変化させる力）の育成のために、人間関係形成力、問題解決思考力、助産技術力、自己教育力、教育目標に詳細を掲げた。

#### 《第一看護学科》

教育目標は、教育理念・教育目的に基づき、看護専門職として「人間に対する深い理解」「生命の尊厳と倫理観」「人間関係の形成」「問題解決思考を用い、科学的根拠に基づいた看護実践」「生涯にわたる自己成長」「他職者の理解と協働」ができる能力を養うものとし、目標と理念、目的は一貫している。

教育においては学生が目的・目標を達成するために、学生の持てる力を十分発揮できるように、学生の「学びたい」を支援し、学生としてのプライドを尊重し、信じていく姿勢を大事にしている。また、教育目的にある「看護師として必要な知識・技術・態度」とは看護実践力（実践力とは看護技術を使って看護ケアを生み出していく力であり「想像力」「創造力」を駆使し、対象を意識的に変化させる力）であり、看護実践力の育成に必要な人間関係形成力、問題解決思考力、自己教育力、看護技術力を核にした教育目標を詳細に掲げた。

#### 《第二看護学科》

教育目的は、教育理念を踏まえ「生命の尊厳と豊かな人間性」准看護師課程での学びを基盤に「看護実践力の向上」「自己教育力の育成」を掲げている。教育目標は、「感性豊かな人間性」「生命の尊厳と倫理観」「対人関係能力」「問題解決思考能力」「科学的根拠に基づいた看護実践」「自己教育力の育成」「他職種理解と協働」ができる能力を養うものとし、教育理念、教育目的を反映させ、一貫性がある。

《准看護学科》

教育目標は教育理念、教育目的に基づき、チーム医療の一員である専門職業人の准看護師として、「人権と生命の尊厳」「自己成長」「他職種との協働」ができる能力を養うものとしている。教育においては、学習者である学生を様々な経験を通して成長できる存在とし、学生の可能性を最大限に引き出し、主体的に自ら望ましい看護専門職業人に変化していくことを支援している。また、教育目的にある「看護の専門的な知識と技術及び態度・判断力・実践能力」とは、基礎看護技術の根拠を捉え、基本をふまえ、安全で安楽な日常生活援助を対象の状態に合わせた看護実践である。

【点検】

《助産師学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第一看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第二看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《准看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

【評価結果の根拠（理由）】

《助産師学科》

教育目標は、教育理念・教育目的の達成を念頭に置き1年間で修得してほしい能力を具体的に示している。教育活動を教育課程の構造図に表し、学生の成長と教育課程のゴールを示している。

《第一看護学科》

教育目標は、教育理念・教育目的の達成を念頭に置き設定している。教育目標は、最終的に修得してほしい能力を具体的に示しており、教育活動のゴールを明示している。

《第二看護学科》

教育目標は、教育理念・教育目的の達成を念頭に置き設定し、教育目的と一貫した内容となっている。また、教育課程の構造図に学生の成長と教育課程のゴールを示している。

《准看護学科》

教育目標は、教育理念の生命の尊厳を基盤とした倫理観に基づいた准看護師としての看護実践者を育成することに必要な要素を取り入れ、教育目的から一貫した内容となっている。また、期待すべき卒業生像が明確化されている。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

カリキュラム改正に向けても教育目標は教育理念と教育目的と一貫していくようにする。

《第一看護学科》

教育目標は全ての科目の授業を通して最終的に修得してほしい能力を具体的に示すものであり、教育活動のゴールをあらわすものである。今後も教育目標について教育理念と教育目的と一貫させ教育活動を行っていく。

《第二看護学科》

今後も教育目標と教育理念を一貫させ教育活動を行っていく。

《准看護学科》

今後も教育目標と教育理念を一貫させ教育活動を行っていく。

## 2. 目標内容の側面と到達レベルの側面

2-1 教育目標は、設定した教育内容を網羅している。

2-2 教育目標は、最上位の目標として、教育活動のゴールが読み取れるものとなっている。

### 【本校の状況】

平成 21 年度からのカリキュラム改正に伴い教育理念を再考し、新しい理念に基づいた各科の教育目標を設定した。そして、教育目標から卒業時に修得している能力（専門職の考え方）を設定し、教育内容の検討を行った。また、学習者が段階を追って成長を遂げられるように学年目標を設定している。

#### 《助産師学科》

平成 21 年度からのカリキュラム改正において、これまでのカリキュラムを評価し、教育理念・教育目的・教育目標を再考した。これらに伴い、看護（助産）専門職としての考え方を卒業生の特性として明確にしている。そして、教育活動のゴールは教育課程の構造図にも明記している。教育目標を達成するために教育内容を検討し、それぞれの科目の設定理由や授業のねらいを明確にした。

##### [教育内容の概要]

基礎助産学では助産実践に必要な知識と対象をより深く理解するための知識やコミュニケーション能力が高まる内容を強化した。

助産診断技術学は、基礎助産学で得られた知識を基に対象に合った支援や対象の力を引き出し安全で快適な助産技術を身につけることを目指した。

地域母子保健は、多様なニーズに対応した母子保健サービスを他職種と連携、協働し提供する内容を強化した。

助産管理は、病院・助産院の管理・運営と周産期の医療安全を学ぶ内容を強化した。

#### 《第一看護学科》

平成 21 年度からのカリキュラム改正において、これまでのカリキュラムを評価し、教育理念・教育目的・教育目標を再考した。これらに伴い、看護専門職としての考え方を卒業生の特性として明確にした。また、教育目標の達成に向けて、学修の修得状況に応じた学年の目標を設定し、段階を追って達成していくように目標の階層性を明確にした。教育活動のゴールは教育課程の構造図にも明記している。そして、教育目標を達成するための教育内容を検討し、それぞれの科目の設定理由や授業のねらいを明確にした。また、教育体制では数科目の授業方法に少人数編成によるグループ学習（学生 5～6 名に指導教員 1 名）を取り入れた。

教育目標の到達度評価は行動目標・向上目標・体験目標で示し、学生自身が達成度を評価できるようにしている。

##### [教育内容の概要]

基礎分野では科学的思考力を高め、主体的判断ができ、行動ができるように、また、人間と社会を幅広く理解しコミュニケーション能力が高まり、グローバル化への対応を視野に入れた。

専門基礎分野ではからだの機能と看護行為の結びつきの理解が深まり、臨床で活用ができるように演習を多く取り入れた。また、保健医療福祉に関連する職種の理解が深まる科目を設定した。

専門分野Ⅰでは、技術到達度に基づき技術力の向上を目指した。

専門分野Ⅱでは、基礎分野や専門分野で得た確かな知識を基に対象に合った看護実践が考えられ、安全かつ心地よい看護実践ができることを目指した。

統合分野では、より実践に近い学習方法を取り入れ、実際との乖離を少なくすることや、卒業後の継続教育を視野に入れた演習等を取り入れた。

#### 《第二看護学科》

平成 22 年度からのカリキュラム改正において、これまでのカリキュラムを評価し、教育目的・教育目標を再考した。これに伴い、看護専門職としての考え方を卒業生の特性として明確にした。また、教育目標の達成に向けて学修の修得状況に応じ学年目標を設定し段階を追って達成していけるようにした。教育目標のゴールは、教育課程の構造図に明記している。教育目標を達成するために教育内容を検討し、それぞれの科目の設定理由や授業のねらいを明確にした。

##### [教育内容の概要]

基礎分野では、准看護師課程で修得した内容を踏まえ、科学的思考力を高め問題解決思考を育成し、人間と社会を広く理解しコミュニケーション能力が身に付くようにした。

専門基礎分野では、人体の機能と構造の理解を深め看護実践につなげることができるようにした。さらに、モデル人形等を活用した演習を多く取り入れアセスメント力が強化できるようにした。また、保健医療福祉の理解が深まる科目を設定した。

専門分野Ⅰでは、看護実践能力の向上のために技術演習を多く取り入れ、技術到達度が確認できるようにした。

専門分野Ⅱでは、基礎分野や専門分野での学びを活かし、対象の特性別に個々の生活状況に合わせた看護展開が考えられる構成内容とした。

統合分野では、臨床の実務に近い看護が学べるような内容とし、臨床看護実践につなげられるようにした。

#### 《准看護学科》

平成 14 年度からのカリキュラム改正後、カリキュラムの変更はない。平成 21 年度の看護師課程カリキュラム改正に伴い、准看護師課程における看護技術教育・安全教育の検討を行っている。専門職業人としての准看護師としての考え方は卒業生の特性として明確にしている。教育目標の達成に向け学年の目標を段階的に設定している。教育内容における目的、目標を設定している。

##### [教育内容の概要]

基礎科目においては幅広い教養を身につけ、豊かな人間性を養うこととし、人間関係論の科目を通して、コミュニケーション力、自己表現力を養えるようにした。

専門基礎科目では准看護師としての基礎的な知識を養うために医療の動向を理解したうえで保健医療チームにおける准看護師の役割が理解できるとしている。

専門科目においては安全で安楽な根拠に基づいた日常生活援助技術が確実に習得できるようにしている。

### 【点検】

《助産師学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第一看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第二看護学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《准看護学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

《助産師学科》

教育目標は、教育活動のゴールが読み取れるものになっており、また、卒業生の特性と一貫性がある。教育課程の構造図にもゴールを明確にし、学生が一年間学習で成長していく姿を描き、ゴールがイメージできるようにしている。教育内容は、教育目標を達成するための内容が網羅されている。評価については今後、内容や到達レベル等を検討する必要がある。

《第一看護学科》

教育活動のゴール(教育目標)は教育課程の構造図からも読み取れるものとなっており、教育目標は、設定した教育内容を網羅している。しかし、教育体制については教員数等において課題が残る。また、到達レベルではどのような内容をどのレベルまで到達させるかについてさらに検討が必要である。

《第二看護学科》

教育目標は、看護実践者としての能力の育成と看護専門職としての生涯学習の視点から目標を設定している。専門的な、知識、技術の到達レベルとして、態度達成目標、体験目標、向上目標の側面から目標を設定している。

教育目標から学年目標を上げ、それぞれの段階でのゴールが読み取れるものになっているが、評価についてはどのような内容を、どのレベルまで到達させるのかさらに検討が必要である。

《准看護学科》

教育目標に、准看護師としての判断能力、実践能力があげられているが、看護技術等どのような内容をどのレベルまで到達させるかが、不明瞭な状況である。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

カリキュラム改正に向け教育目標の到達レベルを教育内容と対応させ、検討していく。

《第一看護学科》

教育目標の達成レベルを目標の内容と対応させ検討していく。

《第二看護学科》

教育目標の到達レベルを目標の内容と対応させ検討していく。

《准看護学科》

准看護師としての責任を果たすために必要な基礎的能力と教育内容は何かを精選し、検討していく。

### 3. 設定意図とその明確性、実現可能性

3-1 教育目標は、目標内容と到達レベルが対応している。

3-2 教育目標は、具体的で実現可能なものとなっている。

#### 【本校の状況】

##### 《助産師学科》

平成 21 年度のカリキュラム改正において、これまでのカリキュラムを評価した。その結果、助産実践力の育成に向け①人間関係形成力、コミュニケーション能力②アセスメント能力とそれに基づいたケア③助産実践技術について強化する必要性を教員全員で共有した。

これらを基に教育目標を設定した。学生に 1 年間の学習で身につける能力や姿勢を示すことで学習の方向性の指針となっている。また、教員も教育活動の指針としている。これらの教育目標は臨地実習の目標と到達度に反映され具体的で実現可能なものとして表している。そして、卒業生の特性に助産の専門職としての考え方を明確にし、ゴールを設定した。

##### 《第一看護学科》

平成 22 年度のカリキュラム改正において、これまでのカリキュラムを評価した。その結果、看護実践力の強化に向け、①人間関係形成力、コミュニケーション力の強化②問題解決思考（論理力の育成、判断力の育成）の育成およびアセスメント力の強化③看護技術力の強化の必要性を教員全体で共有した。

これらを基に教育目標、学年目標を設定した。そして、この教育目標から各分野や領域、科目、単元へと繋げている。また、教育の成果は卒業生の活動状況で示されることを踏まえ、卒業生の特性において看護専門職としての考え方を明確にし、教育目標を設定した。教育目標・卒業生の特性・学年目標は高校を卒業してきた学生が理解（言葉の意味がわかり、説明できる）できることを念頭に置き、学年目標は実現可能な行動目標（達成目標）として具体的な行動がイメージできるようにした。これらの目標はシラバス(学習ガイド)や授業概要に達成目標として明記し、実現可能なものとなっている。

##### 《第二看護学科》

平成 22 年度からのカリキュラム改正において、これまでのカリキュラムを評価した。その結果、看護実践力の強化に向けて、①人間関係形成力・コミュニケーション力の強化②問題解決思考の育成及びアセスメント力の強化③看護技術力（根拠に基づいた看護実践・看護を意味づける）の強化④看護を追求する姿勢の育成の必要性を教員全体で共有した。

これらを基に教育目標は、具体的に学生が理解できるように「准看護師養成課程での学びを尊重した新たな学びが構築できるように自己教育力を目指します」とわかりやすく表現されて、学年目標を明示し、達成レベルも分かるようになっている。

#### 《准看護学科》

平成 14 年度からのカリキュラム改正において、准看護師の資質向上のため確実な看護実践力を育成するための専門科目の充実、准看護師教育に必要な専門基礎科目の明確な科目表示、患者の心理を理解し看護職としての責任が果たせるように教育の内容の見直し、時間数が増加された。

これらを基に教育目標、学年目標が設定され、教育目標から専門科目、単元へと繋がっている。これらの目標はシラバス(学習ガイド)に明記している。また、卒業生の特性においては、看護専門職のチームの一員としての准看護師としての考え方を明確にしてゴールを設定した。教育目標、卒業時の特性、学年目標は、中学を卒業した学生が、准看護師に必要な学習者としての資質を理解し、准看護師を目指す人としての望ましい自己像がイメージでき、どのように実践すれば行動目標が達成できるのかが分かるような表現にはなっていない。学生個々の学びの過程と学習環境が個々大きく異なるため、個別に応じた行動目標達成への支援が必要であることを考慮し、個別指導を行っている。

#### 【点検】

##### 《助産師学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《第一看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《第二看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《准看護学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

##### 《助産師学科》

学習ガイドの中のシラバスに科目の内容、ねらい、履修上の助言等を具体的に記述し、学生が学修に活かせるようにしている。また、授業初回到授業概要を配布し、学習目標等の説明をしている。

##### 《第一看護学科》

教育活動のゴール(教育目標)は学習ガイドの教育課程の構造図に示し、図をどのように理解するのか等の解説を記述している。また、学習ガイドにはカリキュラム構築に関しては各分野の考え方を記載している。

科目のねらい・内容等は学習ガイドの中のシラバスに記載しており学生は活用している。しかし、シラバスの中の「履修上の助言」については不足している科目もあり充実させる必要がある。また、授業の最初に配布する「授業概要」には単元、時間の学習目標を明記しており、学生は学習に活用している。

《第二看護学科》

教育目標のゴールは准看護師課程の学びを基盤とし学習ガイドの教育課程の構造図に2年間での学びの過程を示している。また、科目のねらいや内容については、学習ガイドのシラバスの中に記載している。

《准看護学科》

現在、学年目標の見直し、実現可能な具体的な指導内容を検討中である。教員全員が卒業生の特性を再確認し、学年における学習の積み重ねを行えるようにしていく必要がある。生徒個々の学びの過程と、学習環境をふまえた個別の指導が行えるシステムが必要である。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

- ・今後も目標の設定意図を明確にし、実現可能な具体的な行動レベルでも目標を設定する。

《第一看護学科》

- ・目標がさらに期待する具体的な行動や思考の特徴を示しているかの点検を行う。
- ・今後も学生自身の取り組みが明確になるようにする。

《第二看護学科》

- ・今後も学生自身の取り組みが明確になるようにする。

《准看護学科》

- ・学生にとって学習活動の明確な方向づけを行うため学年指導の教育活動の検討を行う。
- ・また、具体的な目標の表現の検討が必要である。

#### 4. 教育目標の評価

- 1 看護実践者としての能力を養成する側面と、学習者としての成長を促すための側面から教育目標を設定している。

##### 【本校の状況】

###### 《助産師学科》

教育目標 1、2、3、4、6 は助産実践者としての能力を育成する側面、目標 5 は学習者としての成長を促す側面と自己教育力の側面から設定している。

教育課程の構造図には「豊かな人間性と確かな専門性」を持った助産実践者を育成するために学習者である学生が学習が進むにつれ、対象理解能力、助産実践能力を磨き、専門職としての態度や倫理観を身につけ、すでに持ち合わせた看護観に助産観を培っていく様子を表している。また学生個々の持つ力が最大限に発揮できるように関わっている支援者の姿勢を螺旋の帯で表わしている。学習者の成長を育むものとして表している。教育目標や卒業生の特性については入学時、実習オリエンテーション、授業等で学生に説明・周知している。教育目標については、実習アンケート及び評価表、卒業時のアンケートを目標と照合し、到達度を確認し、評価し、次年度に繋げている。

###### 《第一看護学科》

教育目標の 1、2、3、7 は看護実践者としての能力を養成、および学習者としての成長を促す側面の両方から、目標の 4、5、6、8 は看護実践者としての能力を養成する側面から設定した。

教育課程の構造図には「豊かな人間性と確かな専門性」を持った看護実践者を育成するために学習者である学生が学年の進行とともに、学びを統合、深化させて「人間観」「生命観」「倫理観」「看護観」を培っていく様子を表している。また学生個々の持つ力が最大限に発揮できるように関わっている支援者の姿勢を螺旋の帯で表わし、学習者の成長を育むものとして表している。

教育目標や学年目標、卒業生の特性については入学時、進級時、専門分野Ⅰ・Ⅱの授業等で学生に説明・周知している。

教育目標・学年目標については、学年終了次や卒業時に目標と照合し、到達度を確認し、評価し、次年度に繋げている。

###### 《第二看護学科》

教育目標の 1、2、3、4、5、7 は看護実践者としての能力の育成、目標の 6、8 は学習者としての成長を促す側面から設定した。教育目標の評価として、領域毎に授業と実習状況を踏まえて中間評価を行い、年度末に領域の科目の成績や実習状況を含み全体評価を行い、改善点を出し次に活かしている。学生は、4月のスタート時点で年間の自己学習計画を立て、前期と後期に自己評価を行い教員の指導、助言を受けている。学年目標も学年終了時にアンケートを実施し評価を行い、課題を明らかにして次年度に活かしている。

《准看護学科》

教育目標の1、2、3、4は准看護師としての役割を認識し看護実践者としての能力の養成、5は学習者としての成長を促す側面として設定している。教育目標や学年目標、卒業生の特性については入学時、進級時に、ホームルームで学生に説明・周知している。

教育目標・学年目標については、学年終了時、卒業時に目標と照合し、到達度を確認し、評価し、次年度に繋がられるよう検討している。

**【点検】**

《助産師学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第一看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第二看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《准看護学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

**【評価結果の根拠（理由）】**

《助産師学科》

教育評価を8月と年度末に行い、次年度の教育活動にフィードバックしている。

《第一看護学科》

教育評価を8月と年度末に行い、次年度の教育活動にフィードバックしている。

《第二看護学科》

教育評価を8月と年度末に行い、次年度の教育活動にフィードバックしている。

《准看護学科》

学習ガイドに掲示されている学年目標の到達度についての評価の視点が、明確になっていない。卒業時学生にアンケートをとっているが、年度ごとに評価の視点と収集すべきデータが異なり、継続して教育目標の評価を行っていない。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

今後も継続して評価を次年度の具体的な教育内容・教育方法などに繋げていく。

《第一看護学科》

教育目標の評価において

- 1) 評価の視点
- 2) 収集すべきデータ

3) 情報収集と分析の方法

4) 評価の各側面に関する職員が負うべき責任  
に関する考え方を明確にし、明文化する。

《第二看護学科》

教育目標の評価の視点を明確にし評価を行う。

《准看護学科》

教育目標の評価において、評価の視点と収集すべきデータを明文化する。

## 5. 継続教育との関連

- 1 卒業後の継続教育の考え方を示した上で教育目標を設定している。

### 【本校の状況】

#### 《助産師学科》

平成18年からの卒業生は140名である。その内9割以上が病院に就職している。助産師学科の実習では同じ学生が同じ施設で15週間実習を行っている。施設からは「卒業時のレディネスがわかり、新人教育のプログラムが立てやすい、リスクの回避につながる」という言葉が聞かれる。また、臨床に公開授業への参加を促すことで、本学科の学習内容の理解を図っている。参加者からは「実習指導や卒後教育に活かせる」等の意見をもらっている。今後は、卒業時の到達内容や技術を臨床と共有し、継続学習に活かしていくことが課題である。

#### 《第一看護学科》

卒業生の進路は、就職、進学別に把握している。平成21年度の卒業生の動向は87%が就業、大学編入が7.4%である。過去4年間の国家試験の合格率は96%である。卒業後の継続教育の考え方は教育理念に記載しているように「看護の発展に寄与できる人材を育成する」としている。一科の卒業生としての望ましい看護専門職者の特性を7項目挙げ、卒業後の継続教育の考え方を示している。卒業生の特性としては、人間関係形成力があり、問題解決思考や科学的根拠と倫理に基づいた看護実践ができ、自己教育力をもち、専門職業人として責任ある行動がとれる看護師となることを目指すものとしている。教育目標と卒業生の特性に「自己成長しつづける力の育成」「自己教育力の育成」を掲げ、教育活動の指針にしている。

基礎教育で獲得すべき技術力は技術到達度チェック表により明確にしている。チェック表は学内演習時・低学年の実習から活用し、実習中にも評価をしているが最終学年で到達度の評価を行うこととしている。

卒業時の演習では、臨床の現場により近い場面・状況の事例を設定し、その事例の状況に合わせた技術ができたかをチェックする予定である(OSCE)。また2年次の老年看護学の演習では、臨床の看護師と協働し臨床に近い状況で演習を行っている。平成22年度は、看護師養成力推進事業のモデル事業として、主たる実習病院の新人看護師を対象に、新人教育の担当者とともにCPCR演習を実施した。

#### 《第二看護学科》

卒業後の継続教育の考え方を示した上で教育目標を設定している。

卒業後の進路は、就職、進学別に把握している。平成21年度の卒業生は、94%が就業し、2.7%が進学している。過去4年以内の国家試験合格率は、100%である。

継続教育の一環として、看護師養成力推進事業により臨床施設との共同事業として新人看護師と教員参加による研修を実施した。卒業時の技術到達状況は、技術チェックリストで把握している。

また、卒業時に特に強化したい内容について、技術演習を実施している。技術チェック

リストは就職先に持参し、新人教育に活用できるようにしている。

卒業生に対する、施設の側の評価や看護実践力に対する自己評価等の調査は行っていない。卒業生の専門分野における認定資格の取得状況や、大学、大学院等の入学、編入学状況は把握していない。

#### 《准看護学科》

卒業生を受け入れる施設のほとんどは進学を想定した学生を求めている。平成 21 年度の卒業生の約 4 割は進学し、6 割が就職している。准看護師課程が看護師養成所の進学課程への予備校化として指摘されているが、学生は自己の今後の生活設計を考慮し、進学、就職を考えている。

中学卒の学生は、進学を目指し、在学中に大学入学資格検定試験に取り組んでいる。また、二年課程の求める学生像を考え、必要な授業内容を検討し、行っている。教育目標は専門職業人としての自己研鑽をあげ、卒業後の発展的な学習につながるよう設定されている。

看護技術の到達度においては、技術チェック表や到達度について現在検討中である。

#### 【点検】

##### 《助産師学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《第一看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《第二看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《准看護学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

##### 《助産師学科》

継続教育の考え方は、教育理念の「将来にわたって助産領域の発展に寄与できる人材育成を目指す」を基に、教育目標を設定し、卒業時の特性として明示している。卒業生は実践家として活躍しているが具体的な追跡調査はしていないため今後の課題である。

##### 《第一看護学科》

継続教育の考え方は、教育理念に「学習者が看護専門職としての知識、技術および倫理観を身に付け個々人の持つ力を最大限に発揮できるように支援することにより将来にわたっての発展に寄与できる人材の育成をめざします」と明示されており、それらは「卒業生の特性」として具体的に示している。また卒業生の特性は教育目標、学年目標、領域・分野の目標を念頭に設定されている。しかし卒業後の追跡調査は実施していないため、評価する適切なデータはない。

看護技術の到達度に関しては、できるだけ臨床に近い状況で演習できるように工夫し、

卒業後も活用できるようにしている。しかし平成 20 年度の入学生からの実施のため現時点では評価には至っていない。

卒業時の演習は、時間と指導教員の確保が困難なため卒業生全員ではなく、希望者にのみ行っている。またそれが卒業後、どの程度役立つ内容であったのか評価していない。技術到達度チェックの方法が学生、教員や指導者にまだ周知できていないことがあり、積極的にチェックは行われていない。

#### 《第二看護学科》

卒業生の施設からの看護実践力の評価、専門分野への進学状況、卒業生の自己評価は未実施である。

#### 《准看護学科》

技術到達度について検討中のため、学内演習における段階的な経験や、実習における技術到達について明示されていない。卒業後、就職施設、二年課程への技術到達度の提示ができていない。

### 【今後の課題】

#### 《助産師学科》

卒業後の動向の調査等を行う必要がある。

#### 《第一看護学科》

卒業後の縦断的調査を行う必要がある。

- ・卒業生の技術到達度の調査を行う。
- ・卒業時の演習の評価を臨床や卒業生に対し行い、効果を判定し今後の継続教育に役立てる。
- ・技術到達度チェックの方法について学生、教員、指導者に周知する。

#### 《第二看護学科》

卒業生の看護実践力の評価のための調査を行う必要がある。

#### 《准看護学科》

- ・継続教育との関連性を明記する。
- ・施設との情報交換（臨床における看護技術・学習状況等）を行う。
- ・卒業生の専門分野における認定資格の取得を調査する。
- ・卒業後の進学課程への入学状況を調査する。

### Ⅲ. 教育課程経営

#### 1. 教育課程経営者の活動

- 1-1 教育課程編成者と教職員全体は、教育課程と授業実践、教育評価との関連を明確に理解している。
- 1-2 教育課程編成者と教職員全体は、教育理念・教育目標の達成に向けて一貫した活動を行っている。

#### 【本校の状況】

- 1-1 4学科が共に、学校運営を円滑にするため、会議設置要綱を定め、教務会議、科長会議、単位認定会議、卒業認定会議等で協議決定し、運営している。さらに、委員会（教育・教材・図書・厚生・電算・自己点検・文化祭・禁煙推進）、ワーキング（臨床研修・人事評価）を設置し、活動をしている。活動計画・活動評価は職員全体会議で全職員が共有している。

また、4学科それぞれの運営は、カリキュラム調整者（各領域・時間割担当など）、実習調整者、クラス担当を配置しカリキュラム評価を中間、年度末に行い、次年度へ反映させている。

- 1-2 カリキュラム改正時に全教員で教育理念を検討した。それを基に各科で教育目標を設置し、卒業生の特性を教育活動のゴールに据え、教員は一貫した教育活動を行っている。

#### 【点検】

- ③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

学校全体の運営に関しては会議設置要綱に沿って定期的に会議を実施している。4学科とも科内会議で運営の評価をしている。さらに、業務マニュアルを基に円滑に教育活動ができるよう工夫している。

#### 【今後の課題】

教育理念、教育目標達成に向けて一貫した学校運営をするために、学校全体及び各科で教育活動の見直しなどに取り組む。

## 2. 教育課程編成の考え方とその具体的な編成

- 1-1 看護学の内容について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。
- 1-2 学修の到達について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。
- 1-3 学生の成長について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。

### 【本校の状況】

- 1-1 4学科とも保健師助産師看護師学校養成所指定規則の助産師、看護師、准看護師教育の基本的な考え方と本校の教育理念に基づき教育課程を編成している。

#### 《助産師学科》

前年度までの評価の結果、助産実践力の育成に向けて次の1～3をさらに強化した。

- 1. 人間関係能力、コミュニケーション能力の強化
  - 2. アセスメント能力とアセスメントに基づいたケアの強化
  - 3. 助産師技術力の強化、保健指導技術の強化
- 1-1・1-2 「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」を用いた助産技術マトリックスを作成し、各科目での学習内容、学習の到達を明確にしている。
  - 1-2 学生便覧、学習ガイドに授業科目・単位数及び時間数を示している。教育内容が学生にも理解できるように学習ガイドの教育計画に学習進度と、シラバスにねらい、内容、授業方法、履修上の助言、評価方法を具体的に明示している。
  - 1-3 「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」に則り教育課程を編成している。学習ガイドの教育課程の構造図では、教育理念を螺旋の帯で示し、学習者を包み込むように育成している様子を表した。また、助産師としての成長、アイデンティティの形成を願う構造図に表現している。

#### 《第一看護学科》

- 1-1 内容については、教育理念に基づき看護実践力の強化を主軸にし、
  - ①人間関係形成力とコミュニケーション力、
  - ②問題解決思考の育成とアセスメント力、
  - ③看護技術力の育成の3つをさらに強化する教育課程を編成している。
- 1-2 学修の到達については、3年間の教育課程を学び、豊かな人間性と確かな専門性を持った看護実践者を育成することを明確にしている。特に専門分野Ⅰ・Ⅱにおいてはクリティカルシンキングを重視し、主体的に学ぶ学生を育成することを目指し、グループワークやPBL学習を取り入れ、問題解決思考・自己教育力の獲得ができるよう編成している。
- 1-3 学生の成長についての考え方は、「生涯にわたる自己成長」を基本としている。本校の教育目標に基づき学年ごとに年次目標を示し学習の動機付け、看護への興味・関心・倫理的な態度・追求する姿勢を、段階的に設定して形成評価を行っている。卒業時に期待する能力は、人間関係形成力があり、問題解決思考や科学的根拠と倫理に基づいた看護実践ができ、自己教育力を持ち、専門職業人として責任ある行動がとれる看護

師とした。これらの教育課程編成に関する根拠は学習ガイドⅠ（教育課程）に明示している。

#### 《第二看護学科》

1-1 看護学の内容については、学校の教育理念に基づき教育目的・目標を基に学生便覧に提示し、教育課程を編成している。教育課程の構造図に示す通り、准看護師課程を終え、二年課程で専門職として学びを深め成長できる組み立てとしている。また、各分野の考え方と構造についても＜基礎分野＞＜専門基礎分野＞＜専門分野Ⅰ＞＜専門分野Ⅱ＞＜統合分野＞等の構造を明確にし、科目の設定および設定理由についても根拠を基に編成している。

病態治療論Ⅰ～Ⅳのマトリックスや「技術項目と卒業時の達成度」を作成し、各科目での学習内容、学習の到達を明確にしている。

1-2 学生便覧、学習ガイドに授業科目・単位数及び時間数を示している。教育内容が学生にも理解できるように学習ガイドの教育計画に、科目の設定および設定理由、学習進度、学科目ごとのねらい、内容、授業方法、履修上の助言、評価方法を具体的に記述している。

1-3 学習ガイドの教育課程の構造図では、豊かな人間性と確かな専門性をもった看護実践者としての基礎的能力が充実していく様子を表現し、さらに将来にわたって専門職業人として成長し、看護の発展に寄与する基を願い構造図に表現している。

#### 《准看護学科》

1-1 教育課程の編成は、

- ①疾患を持った人々や家族の多様な価値観を尊重する。
- ②生命の尊厳と倫理観に培われた人間性を育む。
- ③その人にとって安全で、安楽な援助が実践できる基礎的能力を養う。
- ④学生個々人の持つ可能性を引き出す。

を目指した内容としている。

1-2 学生便覧、学習ガイドに授業科目、時間数を示している。また学生に理解できるように教育内容・目的・目標を分かりやすく明示している。

1-3 学生の成長については、各学年別目標と卒業時に期待する能力を学習ガイドに表現している。

#### 【点検】

##### 《助産師学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《第一看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《第二看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《准看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

**【評価結果の根拠（理由）】**

《助産師学科》

教育理念・目的・目標・卒業生の特性から教育課程を編成し、学習ガイドに明示している。

《第一看護学科》

- 1-1 教育課程の編成について明確な考え方と根拠をもって具体的に専門分野Ⅰ・Ⅱの学科目設定を行っている。
- 1-2 学修の到達については、看護実践力の育成に向けての考え方と根拠を教育課程の構造図・学習ガイドⅠのシラバスで学科目の目標・内容・単位数・時間・評価方法などを学生にも分かりやすく提示している。
- 1-3 学習ガイドⅠ（教科課程）に年次目標、卒業生の特性を文章化している。学生の成長に関する評価に関しては指標がない。

《第二看護学科》

- 1-1 学習ガイドに教育理念、教育目的・目標、教育課程の構造図、各分野の考え方を明示している。
- 1-2 各科目、年度ごと、卒業時と学習の段階ごとに到達目標を学習ガイドに明示している。
- 1-3 学生の成長過程を構造図に根拠をもって明示されている。

《准看護学科》

- 1-1 教育理念・教育目標に基づき、科の教育目標、卒業生の特性から教育課程を編成している。
- 1-2 学生便覧、学習ガイドに授業科目、時間数を示している。また学生に理解できるように教育内容・目的・目標を科目毎に明示している。
- 1-3 各学年別目標と卒業時に期待する能力を学習ガイドに明示している。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

卒業時の到達度の指標を明確にする。

《第一看護学科》

- ・学修の到達、学生の成長については、指標を作成し評価できるようにする必要がある。
- ・新カリキュラムで設定した学科目の評価（目的・内容・時間数等の点検）を実施する。

《第二看護学科》

卒業時の到達度の指標を明確にする。

《准看護学科》

卒業時の到達度の指標を明確にする。

### 3. 教育内容の階層的関連性とその配分の考え方

#### 【本校の状況】

##### 《助産師学科》

本校の教育理念に基づいて、学習ガイドに教育内容を構成する考え方と各分野の関連性を明示している。さらに、助産学実習で一年間の学習を統合し、最終的に卒業生の特性に向けて学習が進むようにしている。

##### 《第一看護学科》

本校の教育理念に基づいて、学習ガイドに最終的な卒業生の特性に向けて学年ごとの目標を設定し、段階的に教育内容を構成する考え方を明示している。また、専門基礎分野と専門分野の科目が統合されて看護に発展できるように、順序性を考慮している。

##### 《第二看護学科》

本校の教育理念に基づいて、学習ガイドに准看護師の学修を基に、最終的な卒業生の特性に向けて学年ごとの目標を設定し、段階的に教育内容を構成する考え方を明示している。

また、専門基礎分野と専門分野の科目が統合されて、臨地実習につなげられるように順序性が考慮された考え方や、教育内容の階層的関連性と配分の考え方を明示している履修要覧を明示している。

##### 《准看護学科》

本校の教育理念に基づいて、学習ガイドに卒業生の特性に向けて、段階的に学年目標を設定し、明示している。また、各分野の位置づけにおいても、基礎科目、専門基礎科目、専門科目が統合されて臨地実習につながるようにしている。

#### 【点検】

##### 《助産師学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《第一看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《第二看護学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 《准看護学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

##### 《助産師学科》

学習ガイドに教育内容・単位数及び時間数、教育計画を明示し、1年間の学習内容、進度が学生にわかるようになっている。

《第一看護学科》

教育目的・教育目標を学習ガイドに明記している。教育目標の内容を踏まえて、各学年の年次目標があり、学年を重ねることでの目標も学習ガイドに明記しており、学生にも分かりやすく表現している。

3年間の学科進捗表が、学年別に記載されており、専門基礎分野と専門分野の順序性が視覚でわかるようになっている。

《第二看護学科》

二年課程の特徴を踏まえて教育内容が階層的に組み立てられており、学習ガイドに各分野の考え方と構造が明示されている。

《准看護学科》

科目における関連性は明確になっている。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

教育内容の階層的関連性と配分を点検していく。

《第一看護学科》

教育内容の階層的関連性と配分を点検していく。

《第二看護学科》

教育内容の階層的関連性と配分を点検していく。

《准看護学科》

教育内容の階層的関連性と科目内における順序性を見直しを検討していく。

#### 4. 科目・単元構成

- 1-1 明確な考え方と根拠を持って科目を構成している。
- 1-2 明確な考え方と根拠を持って単元を構成している。
- 1-3 科目と単元の構成の考え方は教育理念・目的、教育目標と整合性がある。
- 2-1 構成した科目は看護師等を養成するのに妥当である。
- 2-2 構成した科目は養成所の特徴をあらわしている。

#### 【本校の状況】

##### 《助産師学科》

- 1-1 教育理念・教育目的を反映させ、当科の特徴を表現できるように教育課程を編成した。
- 1-2 科目のねらいが達成できるように単元を構成し、学習ガイドに単元のねらいを記述している。
- 1-3 教育理念・目的、目標から考えた、科目と単元の構成、ねらいを学習ガイドに記述している。
- 2-1・2-2 助産師には、対象の主体性を重視した出産・育児支援やチーム医療、関係機関との調整、連携・協同し支援することが求められている。「基礎助産学Ⅰ」では、助産技術の習得のみに偏ることなく、対象理解能力や教育理念である豊かな人間性を養うため、対象との関係性を築き、自己の傾向などを含めた自己を理解するための能力を養う内容とした。また、臨地実習においては、助産所での継続事例との関わりを通して、妊娠期から産褥1ヵ月までの対象に応じた個別性をふまえた周産期のケアの実際を学び、実践力を高められるようにした。

##### 《第一看護学科》

- 1-1 本校の教育理念および教育目的に基づいて各分野の教育内容と科目を構成している。特に看護実践力の育成に向けて①人間関係形成力、コミュニケーション力の強化、②問題解決思考の育成およびアセスメント力の強化、③看護技術力の強化の3つを軸に科目設定を行っている。授業科目における学習の順序性についても学生便覧に明記し、効果的に学習が積み重ね出来るよう設定している。
- 1-2 単元の構成は、教育理念および教育目的、目標、卒業生の特性と科目の設定理由から学習内容を明確にしている。単元のねらい・学習内容・学習方法・履修上の助言を学習ガイドに記述し、科目の関連、単元間の重複や関連性を明確にしている。
- 1-3 教育理念、教育課程の構造図に、豊かな人間性を持った看護実践者の育成を目指していることを明記し、対象理解能力と看護実践能力の育成を重視した科目を設定し整合性を持たせている。
- 2-1・2-2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り設定しており、看護師を養成するのに妥当な科目である。また対象理解能力と看護実践能力の科目を強化していることは、地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護実践者を育成するという養成校の特徴を表している。

《第二看護学科》

- 1-1 教育理念・教育目的を基に、准看護師課程を終え、専門職として学びを深め成長していく過程を構造図に表している。
- 1-2 科目のねらいが達成できるように単元を構成し、学習ガイドに単元のねらいを記述している。
- 1-3 教育理念・目的・目標から考え、教育課程構造図に豊かな人間性と確かな専門性を持った看護実践者の育成を目指していることを明記し、看護実践者の育成を目指した科目を決定し整合性を持たせている。
- 2-1 教育理念・目的、目標から、科目の単元の構成、ねらいを学習ガイドに記述している。
- 2-2 構成した科目は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り設定している。専門職として学びを深めるために、「人間・環境・健康・看護・学習と教育」の主要概念について学年の進行とともに学びを統合し進化させて、「人間観・生命観・倫理観・看護観」を培っていく表現をしている。また、学習者が看護専門職としての知識、技術、及び倫理観を身につけ、個々人のもつ力を最大限に発揮できるように学習者の成長を育む者として位置づけている。准看護師養成課程の学習を基盤に2年間の教育課程を学び、多くの経験を基に変容を繰り返し、豊かな人間性と確かな専門性をもった看護実践者としての基礎能力が充実していくような特徴を表している。卒業時はカリキュラム全体についての学生アンケートをとっている。

《准看護学科》

- 1-1 教育理念・教育目的・目標を反映させ、当科の特徴を教育課程に構成した。
- 1-2 科目の内容の重複を避け、科目の関連性を明確にするために学習ガイドに専門科目（成人、老年看護）の病態マトリックスを学習ガイドに掲載した。
- 1-3 教育理念・目的、目標から考えた、対象を尊重した態度、根拠にもとづいた知識・技術・態度、その上看護に対する専門性を追求していく事ができるように構成している。
- 2-1・2-2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則を遵守し、また養成所の特徴を表わすようにカリキュラムを編成している。人権や生命の尊厳について考える事ができ、日常生活援助生活技術が根拠に基づいて、安全、安楽に対象の状態に合わせて実施出来る看護実践者を育成するという養成校の特徴を表している。

【点検】

《助産師学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第一看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第二看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《准看護学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

#### 《助産師学科》

- 1-1 教育理念・教育目的を反映させた科目設定であり、学習ガイドにわかりやすく明示している。
- 1-2 科目のねらいが達成できるように単元を構成し、各単元のねらい、内容を学習ガイドに明記している。授業内容については各単元の担当者（外部講師）が独自で考えていることも多く、今後も考え方、構成について随時調整していく。
- 1-3 教育理念・教育目的・教育目標から教員会議等で話し合い共通理解のもと、科目と単元を構成している。
- 2-1・2-2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則、看護師養成所の運営に関する指導要領に則り科目を構成しており妥当である。

#### 《第一看護学科》

- 1-1 教育理念、教育目的、目標、学生の特性から科目設定されていることが学習ガイドに記述してある。また順序性を持って学習できるように科目が設定されている。
- 1-2 単元の構成は、卒業生の特性に基づき、科目の設定理由から学習内容を明確にしている。単元のねらい・学習内容・学習方法を学習ガイドに記述している。
- 1-3 科目と単元の構成の考え方は教育理念、目的、目標に基づいて設定している。
- 2-1 構成した科目は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り設定し、許可され、看護師を養成するのに妥当な科目である。
- 2-2 設定した科目は、本校の教育理念、学生の特徴を表している。

#### 《第二看護学科》

- 1-1 教育理念、教育目的・目標から科目が設定されており根拠が学習ガイドに明記されている。
- 1-2 単元構成の考え方を明示しており、各単元のねらい・内容・授業方法を、テキスト、参考図書を明確にしている。
- 1-3 科目と単元の構成の考え方は教育理念、目的、目標に基づいて設定している。
- 2-1 保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り科目を構成しており内容として妥当である。
- 2-2 准看護師課程の履修状況を踏まえて科目を構成しており、2年課程の特徴が表れている。

#### 《准看護学科》

- 1-1 教育理念、教育目的を反映させた科目が設定されている。
- 1-2 各科目の目的、目標が達成できるよう、授業の目的、目標を学習ガイドに明記している。授業内容は各科目の担当者(外部講師)と打ち合わせを行い、資格試験内容等を検討したうえで、記載している。
- 1-3 整合性の判断についての明確な根拠がない。
- 2-1・2-2 客観的評価・判断をするための指標がない。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

授業評価・授業内容を含めたアンケートなどの工夫を行う。

《第一看護学科》

新カリキュラムの評価を行い、科目設定・単元の関連や重複・学科進度を見直し修正する。

《第二看護学科》

各年度に教育評価を行い、医療の変化に応じた科目の妥当性の評価を行う。また、各年度に教育評価を行い、単元間の関連や重複の有無を評価する。

《准看護学科》

科目・単元構成の妥当性を評価するための指標づくりを行う。

## 5. 教育計画

### 1) 単位履修の考え方

- 1-1 単位履修の方法とその制約について教師・学生の双方が分かるように明示している。  
1-2 単位履修の方法は学生の単位履修を支援するものとなっている。

#### 【本校の状況】

単位履修の考え方は

- ①学則第4章 教育課程等
- ②学則第5章 単位等及び卒業の認定等
- ③授業科目の学修の評価等に関する要綱 に

- ・ 授業科目、単位数及び授業時間数
- ・ 単位の修得
- ・ 単位の計算方法
- ・ 学修の順序

特に助産師学科は、10例の分娩介助件数を満たすこと

- ・ 評価を受ける資格
- ・ 4学科の単位の認定
- ・ 既修得単位認定
- ・ 臨地実習履修要件

を規定し、学生便覧で学生に明示し、教員・学生双方がわかるようにしている。

単位履修の方法は、

- ①学則第2章に
  - ・ 在学年限を明記し、期限内で修得ができる支援体制
  - ・ 病欠等の時間数不足、再試験不合格者については、評価に関する会議で審議し、補講授業や特別再試験を実施し、単位履修を支援している。

#### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

学則・教育課程に授業科目、単位数、時間数、履修時期、既修得単位認定について、明記しており、履修の考え方について学生に説明している。

#### 【今後の課題】

学生が効果的に学修できるように今後も継続して取り組んでいく。

## 2) 科目の配列

2 単位履修の考え方を踏まえつつ看護師等になるための学修の質を維持できるように科目の配列をしている。

### 【本校の状況】

助産師学科では、助産学の土台となる基礎助産学の講義後に、助産診断・技術学の講義を行うなど、知識をケアの実践に繋げられるように科目配列をしている。そして、講義後に演習を取り入れ、科目で得た知識を技術と統合できるようにし、臨地実習へと関連付けられるように進度を組み立てている。

第一看護学科・第二看護学科（准看護師課程での学びを基盤に）は、教育課程の構造図に示す「人間」「環境」「看護」「学修と教育」の主要概念にあわせ、看護を学ぶ学生が、学年の進行とともに、学びを統合・進化させ、看護実践力・対象理解能力を高め豊かな看護実践者となるよう考え、科目配列をしている。学修は1年次・2年次・3年次と段階を追い積み重なっていくように、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の順の科目配列になっている。

准看護学科においても基礎科目、専門基礎科目、専門科目の順の科目配列になっている。基礎科目は「基礎学力の充実」、専門基礎科目は「医学の基本的知識の充足」、専門科目は「技術の根拠を理解し、患者の状態に応じた看護が提供できる」ことをねらいとして科目を配列している。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

教育課程に、単位履修の考え方を踏まえた科目を配列しており、看護師・准看護師になるための学修の質が維持できるように基礎、専門基礎分野、専門分野の順に履修できるようになっている。

### 【今後の課題】

今後も単位履修の考え方を踏まえて学修の質を維持していく。

## 6. 教育課程評価の体系

### 1) 単位認定の考え方

- 1-1 単位認定の基準は看護師等に必要な学修を認めるものとして妥当である。
- 1-2 単位認定の方法は看護師等に必要な学修を認めるものとして妥当である。
  - 2 他の高等教育機関と単位互換が可能な体制を整えている。

### 【本校の状況】

- 1. 各学科の単位認定及び修了認定、卒業認定については学則第 5 章に明示している。助産師学科、第一看護学科、第二看護学科の学修の評価は、学則第 10 条に示すように所定の 授業時間数の 3 分の 2 以上を出席し、その授業科目の学修の評価に合格した者については 前期(平成 22 年度は 9 月に実施した。平成 23 年度からは 10 月に実施する)と後期(3 月)の学修の評価に関する会議を経て単位を認定している。授業科目の学修の評価は優(80 点以上)良(70 点以上)可(60 点以上)不可(60 点未満)の 4 段階で行い、可以上を合格としている。准看護学科の授業科目の評価は、学則第 10 条の 2 に示すように、出席日数が 3 分の 2 以上であっても授業科目に係る出席時間数が保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定される時間数に満たない者については補習を行い、条件を満たした授業科目に限り評価を行っている。評価は 100 点満点で表わし、60 点以上を合格とし科目の修了を認めている。修了の認定は前期(平成 22 年度は 9 月に実施した。平成 23 年度からは 10 月に実施する)と後期(3 月)に学修の評価に関する会議を経て行っている。
- 2. 大学等、他の高等教育機関における履修単位の単位互換に関する体制については、学則第 10 条の 3 (既修得単位の認定)に規定し、第一看護学科、第二看護学科において、本校における教育内容と同一内容科目に相当すると認められる場合、これを本校での履修に替えて認定することができることを明記している。「入学案内」で事前に周知するとともに、入学決定後に大学等において修得した単位の認定の申請方法に関する周知文書を送付している。申請があった場合は「既修得単位認定会議」で審議のうえ、その結果を通知している。

### 【点検】

- ③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠(理由)】

単位認定や学修の修了についての考え方、方法については学生便覧の学則に明示している。さらに、授業科目の修得に関する評価基準については学習ガイドⅠや実習ガイドⅡに具体的に明示している。

また、単位の認定や学修の修了に関しては、教務部において「学修の評価に関する会議」(単位認定会議・成績認定会議・卒業認定会議)で審議し、公平性を図っている。大学等、他の高等教育機関における履修単位の単位互換に関する体制は整い、学生便覧の学則に明示している。

**【今後の課題】**

今後も単位認定の方法及び評価基準について、分かりやすく提示が出来るか点検を継続し改善していく。

## 2) 評価の体系

3-1 教育課程を評価する体系を整えている。

3-2 評価結果の活用における倫理規定を明確にしている。

### 【本校の状況】

1. 教育理念・教育目標の達成(評価)は、各科において、前期終了時と学年終了時に学年目標の到達度評価、専門領域における教育評価(実習や授業)を行っている。評価は学生の到達状況や単位認定の結果のみならず、学生個々へのアンケートをもとに、前年度の課題にどのように取り組み、どのような結果が得られ、さらに今後の課題を見出し今後どのように取り組んでいくのかの示唆が得られるように評価を行っている。

また、教員を対象とした授業評価や実習評価を授業終了時や実習終了時に所定の評価用紙を用いアンケート形式で行っている。なお、授業評価は外部講師を含め、10時間以上の講義を対象に実施している。学内の教員はこれらの結果をもとに、今後の取り組みを明確にしたり、アドバイスを受けていたりしている。学外の講師に対しては評価結果を伝え授業の改善等について依頼している。

学習環境に関する評価では学年終了時に学生より評価を受けている。教務部で対応できることは直ちに対策をとっている。県との調整が必要な場合は、県に対応を依頼している。経営管理を対象とした評価は、県からの委託調査や県と医師会との運営会議で報告・助言を受け、また、協議をして進めている。

2. 評価結果の活用における倫理規定については明確なものはない。

授業評価や実習指導に関する評価では、倫理的配慮として、プライバシーの保護を厳守することや成績には影響しないことを事前に説明したり、アンケート用紙に記載し、集計等は事務職員が機器で行っている。外来講師に対しては授業評価の目的、方法、結果のフィードバックについて各科の科長より説明し、協力を依頼している。協力を得られた講師には結果を郵送したり、直接、改善を求めたりしている。

アンケート等における倫理的配慮では日本看護協会の「看護研究における倫理指針」を基本に置いている。

### 【点検】

《評価する体系について》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《評価結果における倫理規定について》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠(理由)】

教育課程の評価は実施されているが、どのように行うか(何を、いつ、どのように)や評価結果をどのように活用するか、どのように支援するか等について文章化し、明確にすることが必要である。

倫理規定については、アンケート等を実施するにあたり倫理的配慮は行っている。しかし、本校の倫理規定として明確に文章化したものはない。

**【今後の課題】**

- ・評価の体系を明文化する。
- ・倫理規定を作成する。

## 7. 教員の教育・研究活動の充実

### 1) 教員の専門性を高める体制

1-1 教員が専門性を発揮できるように、教員の担当科目と時間数を配分している。

1-2 教員が授業準備のための時間を取れる体制を整えている。

#### 【本校の状況】

科目（授業・実習）の担当は専門領域の教員を配置している。授業科目数や担当時間数（授業と実習）の分担表の一覧を作成し、時間数や時期に偏りが無いかの点検を行っている。一人の教員が担当する年間の授業時間数は、助産師学科が 15～60 時間、第一看護学科が 29～72 時間（ただし 2 クラスなので授業に費やす時間は 2 倍となる）、第二看護学科が 40～71 時間、准看護学科が 78～94 時間である。

しかし教員は、授業や実習以外にも他の教員の担当の演習や事例展開、研究等を受け持っており上記の時間数よりはるかに多くの時間を授業に費やしている。

また、実習では基礎看護学や統合実習では、ほぼ全員の教員が担当している。最終学年の領域実習では専門性を考慮して担当を決めている。一人の教員が担当する年間の実習指導週数は、助産師学科が 18 週、第一看護学科が 13 週～28 週、第二看護学科が 14～23 週、准看護学科が 12～18 週である。（基礎看護学の担当者は学内の演習が多いため実習担当の週数に差が生じる）

新任の教員に対しては授業内容・授業時間数や実習指導は考慮している。

教員は授業や実習指導以外にも担任業務、教務事務の業務等が重なるため、時間外勤務や自宅に持ち帰って準備をしているのが実態である。

#### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

指定規則（一人 1 週 15 時間を標準）は厳守されているが、学生指導（学修・生活を含む）に要する時間、科目担当外の授業参加（演習・事例展開・研究等）に要する時間、教務事務に費やす時間等などから時間外の業務が多くなっている。勤務時間内に担当科目の授業の準備のための時間が十分取れているとは判断しがたい。今後タイムスタディ等の調査を実施し、教員が授業準備のための時間がどれくらい確保できているのかの実態調査が必要である。

#### 【今後の課題】

- ・タイムスタディ等の調査を実施する。
- ・調査のための予算を確保する。

## 2) 教員の自己研鑽を保障するシステム

2-1 教育課程の実践者である教員が自ら成長できるよう、自己研鑽のシステムを整えている。

### 【本校の状況】

教員の学会参加については、予算確保を行い予算の範囲内において旅費・宿泊費などを学校が負担している。休日の学会参加は勤務扱いとし振替休日を付与している。平成 18 年度～21 年度の 4 年間で延べ 60 名の教員が各々学会には参加している。(他の研修にも多くの教員が参加している)平成 19 年度より、専任教員の臨床研修要綱を定めて、継続的に臨床の場での専門技術の研鑽を積み、看護教育に必要な能力を高めるための研修制度を構築している。平成 20 年度と 21 年度で延べ 37 名の教員が臨床研修を行った。

平成 18 年度より「神奈川県医師会看護職員研修要綱」を定め、県医師会看護職員(本校専任教員と汐見台病院看護職員)として研修を実施している。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠(理由)】

教員はそれぞれの専門領域をもち、自分の専門領域の運用の責任を担っている。研修会や学会等にも積極的に参加し、学校もそれらに対し時間的・費用的に支援を行っている。

### 【今後の課題】

- ・ユニフィケーション実施に向けての準備に取り組む。
- ・更に教員の自己研鑽を保障するシステムの構築に向けて検討していく必要がある。

### 3) 教育の相互研鑽を保障するシステム

2-2 教員が相互に成長できるよう、相互研鑽のシステムを整えている。

#### 【本校の状況】

研修等で参加人数に制限がある場合は参加者から全教員に伝達講習を行い、研修の共有を図っている。

平成 19 年度より、教員各々が学習テーマを決め少人数でグループ学習を実施している。その成果は年度末の職員全体会議で報告をしている。また、授業の演習や事例展開においては内容を吟味し、学習方法を検討し、意見交換を行っている。

授業評価においては、評価に対して科長はアドバイスをしたり、各担当科目の授業概要の作成にあたり領域で検討することは出来ている。

しかし、授業案、教育方法のあり方を情報交換したり、研究会等で互いに検討しあう機会を定期的に設定したり等の教員の相互研鑽を保障するシステムは確立していない。

#### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

教育力を高めるための授業案、教育方法のあり方を情報交換したり、研究会等で互いに検討しあう機会を定期的に設定したり等の教員の相互研鑽を保障するシステムは確立していない。

平成 22 年に厚生労働省から出された「今後の看護教員のあり方検討会」報告を基に今後、教員の教育実践能力向上に向けて具体的な活動を明確にしていくことが必要である。

#### 【今後の課題】

- ・相互研鑽のシステムを整える。
- ・授業案検討会等の設置を検討する。

## 8. 学生の看護実践体験の保障

### 1) 学習施設の選択と開拓

1-1 臨地実習施設は、養成所の個別の教育理念・教育目的、教育目標を理解している。

1-2 臨地実習施設は学生の看護実践の学習を支援する体制を整えている。

#### 【本校の状況】

4 学科の実習施設は、本校の教育理念、教育目的が達成されるように保健師助産師看護師学校養成所指定規則により選定している。

教育理念・教育目的・教育目標については、学習ガイドに明記し実習施設に配布し周知している。教育目的・教育目標についても、科の概要に明記し実習施設に配布（准看護学科以外）している。それぞれの実習施設は、施設の理念、看護部の教育目標が明示され計画的に教育が実施されており、実習目標が達成可能な施設となっている。

実習計画は、当該年度の4月以降に臨床指導者会議で実習計画全体の方向性を確認し、実習開始後にも個別の打ち合わせを実施し調整している。次年度以降の実習については、7月から8月頃に実習施設と調整を開始し、実習計画を検討している。その後実習計画案を施設に送付し、年度末の3月に最終的な実習計画案を提出できるようにし、年間をかけて調整している。

また、実習施設について、保健師助産師看護師学校養成所指定規則14条（助産師学科、第一看護学科、第二看護学科）、20条（准看護学科）に従い毎年3月31日現在での看護配置基準、病床数、従事者数、実習指導者講習受講会状況を把握し県に報告している。新しい実習施設の選定は、事前に施設の見学と説明を受け実習施設として妥当か検討後、国に実習施設承認申請を行い、現地調査後に承認を受けている。カリキュラム改正に向けて、助産師学科は、保育所を新しく開拓し、第一看護学科は、精神看護実践論実習のための病院と在宅看護実践論実習のための訪問看護ステーションを開拓した。第二看護学科は、在宅看護実践論実習のため、地域連携室と地域ケアプラザを開拓した。学習環境として必要な看護物品、カンファレンスルーム、図書等は、各施設に整備されているが、更衣室、休憩室は、施設により他の場所を確保するなど調整が必要な場合がある。

#### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠(理由)】

- ・実習の目的・目標が達成できるように考え実習施設を選択している。
- ・学習環境として、更衣室や休憩室の確保は、調整していく。

#### 【今後の課題】

今後も実習が円滑に進むように実習環境を調整していく。

## 2) 学習目標達成のための実習施設との協力体制

- 2-1 臨地実習指導における学生の学びを保障するために、臨地実習指導者の役割を明確にしている。
- 2-2 臨地実習指導における学生の学びを保障するために、教員の役割を明確にしている。

### 【本校の状況】

4 学科は、年度初めの臨床指導者会議で、実習全体の説明と科の概要、学生の状況等を説明している。全体の説明後、各病棟の指導者と各実習の目的、目標、実習の具体的な進め方や必要事項について打ち合わせをしている。

また、実習施設担当教員（窓口教員）を決め、実習施設との連絡調整をタイムリーに行っている。実習では、教員と学生で中間評価面接を行い、個々の学生の課題を明確にし、実習目標が到達できるように支援している。実習終了後は、実習施設に教育評価のまとめを報告し、次の実習に活かしている。

学生指導は、多くの病棟で実習指導者講習会受講者が指導を担当している。指導者不在時は、師長や主任等が代行し学生指導が継続して行える体制になっている。助産師学科は、夜間に及ぶ実習が必修のため実習が円滑に行えるように日々調整をしている。また、臨地実習における臨床指導者と教員の役割を学習ガイドに明記し、学生に学びの保障をしている。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠(理由)】

実習目標達成にむけて、施設とタイムリーに打ち合わせや調整をしている。

### 【今後の課題】

- ・実習施設と協力体制をとり、学生の学びを保障する。
- ・実習病棟の全ての実習指導者が実習指導者講習会を受講できるように実習施設に協力を求めていく。

### 3) 臨地実習指導者と教員の協働

2-3 臨地実習指導者と教員の協働体制を整えている。

#### 【本校の状況】

臨床指導者会議においては、学校の教育理念、教育目標をもとに実習の目的、目標、概要等を説明し理解や協力が得られるように働きかけている。実習する学生のレディネスについて共通理解が得られるように意見交換し、指導の方向性を確認している。

助産師学科は、一人の教員が複数の施設を受け持っているため、日々調整し実習が円滑に進むように協働体制を整えている。さらに、学生の学習状況や理解を深めるために共同授業や公開授業を行っている。

#### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠(理由)】

4学科とも臨床指導者会議を定期的に行い、共同授業や公開授業を通し、関係性を築き、協働体制を整えている。

#### 【今後の課題】

さらに臨地実習指導者と教員の協働体制を整えていく。

#### 4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重

3-1 学生からケアを受ける対象者の権利を尊重するための考え方を明示している。

3-2 対象者の権利を尊重する考え方に基づいて、学生への指導を計画的に行っている。

#### 【本校の状況】

実習協定書および同意書に実習の対象者の権利を尊重するための考え方を以下のように明示している。

##### 1. 実習協定書

①実習生の健康管理状況の確認②施設における諸規定の遵守③守秘義務④保険加入・損害賠償⑤事故発生時の対応⑥個人情報の保護

##### 2. 実習同意書（臨地実習へのご協力をお願い）

①患者家族への事前に十分かつ分かりやすい説明②患者が納得したうえでの同意③援助を行う際の安全の保障、事前の教員、指導者の指導④実習に対する意見質問への対応の保障⑤援助を拒否する保障、また、拒否したことを理由に看護および診療上の不利益な扱いを受けない保障⑥患者の診療記録からの情報収集⑦守秘義務厳守の保障

協定書は1単位以上の実習を行っている病院（平成22年度30か所）と締結している。臨地における実習協力の依頼においては、施設毎に異なるが、基本的に、実習指導者の協力の基、実習同意書に沿って患者、家族に説明を行い、患者、家族が納得したうえで、協力の同意を得るようにしている。同意を得た後に実習協力承諾のサインを受けている。口頭で同意を得た場合であっても、その旨を看護記録に残すようにしている。原則として同意書は3枚綴の複写とし、実習施設・患者・学校の保存としている。

実習の対象者の権利を尊重する考え方については、学習ガイドの実習注意事項に学習者としての態度・個人情報の取り扱い、事故発生時の対応について明示し、ガイダンス、実習オリエンテーションで、学生の実習の段階に応じて指導している。授業においては、対象の特徴をふまえた患者の権利や看護倫理について教授し、個人情報や、看護記録、実習記録においての法的位置づけ等を学び、実習においてどのようなことが個人情報の漏えいにつながるか問題となる事例を伝え、患者に関する情報の管理と記載した記録類の取り扱いについて指導している。

学内演習においては、援助の場面を設定し、患者に援助の説明と同意を得ることから行い、プライバシーの保護を含めた安全で安楽な援助方法を考え、実践可能なレベルにまで技術が習得できるよう指導している。

実習中は個人情報の取り扱いで決められた学内の規則を厳守しているか教員が確認し、実習終了後の実習記録類は厳重に管理している。

個人情報などの取り扱いで問題が生じたときは、レポートで振り返りを行い、意識を高め個人情報の漏えい予防に努めている。

卒業時、個人情報に関する誓約書にサインし、卒業後も守秘義務を遵守するための意識付けをしている。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠(理由)】

実習施設との協定書および受け持ち患者との同意書に対象の権利を尊重するための考え方を明示している。受け持ち患者の実習における同意書は実習施設によって異なるが施設の特徴、考え方によって、同意の了承の工夫を行っている。

実習同意書には患者の情報収集を行うことは記載されているがその情報を学生が学ぶのために実習記録に記載すること等についてはふれていないため患者情報の具体的な記載方法について検討していく。

学生への指導は段階を踏んで計画的に行えている。

### 【今後の課題】

- ・ 同意を得る手順を臨床と共有する。  
(同意書の内容の検討)
- ・ 同意書の管理について検討していく。

## 5) 臨地実習における安全対策

4-1 臨地実習において学生が関係する事故を把握、分析している。

4-2 学生に対する安全教育、安全対策を計画的に行っている。

### 【本校の状況】

4-1 4学科ともインシデント・アクシデントが発生した場合、学生はインシデントレポートでふり返り、教員も要因を分析し報告している。第一看護学科、第二看護学科では各実習において、その実習で発生したインシデント・アクシデントの内容や要因を分析している。アクシデントの場合は時系列に事実を把握し、要因分析し施設に報告している。しかし教員によって分析に差があり、事後の対策や学生の指導に充分活用できるものではないものもある。

インシデント・アクシデントが発生した場合、タイムリーなカンファレンスの開催と、教員との面接により要因分析が深まるように指導している。

第一看護学科、第二看護学科では医療安全の授業を1年次と最高学年次に実施し、医療事故防止に必要な基礎知識と考え方を段階をおって学習している。准看護学科では1年次の看護概論で90分、各領域の看護の授業で対象の特性に応じた医療安全の授業をしている。また各実習前に患者の安全を守るための行動についてオリエンテーションしている。助産師学科は、基礎看護教育を基盤に助産業務上での医療事故・医療訴訟・医療事故防止について授業をしている。実習オリエンテーションでも医療安全についてふれている。

4-2 臨地実習においての事故については、「事故及び感染症報告等に関する要領」を定め学生便覧に掲載し学生に説明している。また、賠償事故等の補償制度に学生・教員は加入している。

また、実習中の安全管理対策として、入学時に感染症等の抗体検査に実施や抗体検査で陰性の場合には、予防接種を受けるよう推奨し100%実施している。

また、毎年インフルエンザの予防接種を実施している。なお、教員についても学生同様にいき、学生の実習指導に支障を来さないようにしている。

また、医療安全の専門家による医療安全の教育講演を最高学年次を対象に、臨地実習が始まる前に受けている。

### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠(理由)】

全ての学科で同じ書式でインシデントの内容を把握し、教員も要因分析している。実習毎のインシデントの傾向や要因分析は第一看護学科、第二看護学科がおこなっており、要因分析した結果を次の実習に活用している。

第一・第二看護学科は、段階をおって講義し、助産師学科では基礎看護教育を基盤に助産業務上必要な医療安全に関する講義を行っている。准看護学科では、医療安全の科目の設定はないが、医療安全の基礎を看護概論で、対象別の医療安全の知識を各領域の看護の

講義で行っている。

**【今後の課題】**

全学科でどの実習（又は学年）ではどのようなインシデントが発生し、要因は何なのか分析し、授業や演習に活かしていく。

教員によって要因分析の内容にばらつきがあり、分析力に差がある。今後は学校全体で安全文化の醸成を図るため、多くの教員に医療安全の研修に参加を促したり、ワーキンググループによる啓発活動などにより、要因分析力の向上に努める必要がある。

#### IV. 教授・学習・評価課程

##### 1. 授業内容と教育課程との一貫性

1 授業内容は、教育課程との関係において、当該学生のための授業内容として設定されている。

##### 【本校の状況】

###### 《助産師学科》

助産実践力の育成に向けて

- ①人間関係形成力・コミュニケーション力の強化
- ②アセスメント能力とそのアセスメントに基づいたケアの強化
- ③助産技術力、指導技術力の強化

を図る内容としている。

###### 《第一看護学科》

看護実践力の強化及び育成を目指し、

- ①人間関係形成力、コミュニケーション力の強化
- ②問題解決思考の育成
- ③看護技術力の強化

を柱とした授業内容を設定している。

###### 《第二看護学科》

准看護師課程での学びを基盤として看護実践力の強化と育成を目指し、

- ①人間関係形成力、コミュニケーション力の強化
- ②問題解決思考の育成
- ③看護技術力の強化
- ④看護を迫及する姿勢の育成

を強化した授業内容を設定している。

###### 《准看護学科》

准看護学科の学生に必要とされている能力として、文章の理解力、表現力などの基礎学力・学習能力・患者理解・患者とのコミュニケーション能力など人間理解、人間関係能力・基本的な医学知識の理解・患者の状態に合わせた看護技術が挙げられている。これらの力を育成する教育内容としている。

##### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 【評価結果の根拠(理由)】

授業内容は、教育課程と一貫性があり、当該学生のための内容が設定されている。

**【今後の課題】**

学生のレディネスに合わせた授業内容か評価して内容を検討していく。

## 2. 看護学としての妥当性

2-1 授業内容のまとまりの考え方を明確に述べている。

2-2 授業内容のまとまりの考え方は、科目目標との整合性を持っている。

3 授業内容のまとまりは、看護学の教育内容として妥当性がある。

### 【本校の状況】

#### 《助産師学科》

学習ガイドに各分野の考え方を明示し、シラバスに授業科目のねらいや授業内容を明確にしている。基礎助産学は、助産学の基盤となる知識を学ぶ内容となっている。助産診断・技術学は、助産実践力を養う内容とし助産技術の強化をした。地域母子保健は、住民のニーズに対応した母子保健サービスの提供と、地域と連携を強化する内容となっている。助産管理は、病院・助産院での管理と関係法規に医療事故・安全対策を強化する内容となっている。

#### 《第一看護学科・第二看護学科》

授業内容は、各分野の考え方を基に、コミュニケーション力の強化、問題解決過程、看護技術力の向上を意図的に組み入れた。また看護過程の展開においてはロイの看護適応理論を取り入れ、学生の理解の定着を図っている。学習ガイドに各看護学の考え方を明記し、シラバスに授業科目のねらいや各授業内容の目標を明確にしている。

基礎看護学：看護の概念や原理原則を踏まえ、安全、安楽に根拠を持った看護技術が修得できる内容となっている。

成人看護学：成人期の特徴を踏まえた看護実践ができる内容となっている。老年看護学では、老年期にある対象とその家族に対し、疾病の予防、回復、健康の保持・増進に向けた看護実践が学べる内容となっている。

小児看護学：こどもの特徴を理解し、健やかに成長発達への援助および健康状態にあったこどもと家族への看護実践が学べる内容となっている。

母性看護学：母性の特徴と母性看護の役割について学び、正常な妊娠分娩経過と逸脱した妊娠分娩経過を学べる内容となっている。

精神看護学：精神の健康の保持増進を理解し、健康に障害を持つ人の看護が学べる内容となっている。

在宅看護論：在宅で療養する人とその家族の生活が具体的にイメージできる学習内容となっている。

#### 《准看護学科》

専門科目では看護学妥当性を保つために次のようなことに留意している。

基礎看護：看護の概念や、原理・原則をふまえた正確に安全・安楽に行うことができる技術の習得ができる内容となっている。

成人老年看護：成人老年期の特徴を理解し、健康上の問題と健康障害における看護が実践できる内容となっている。

母子看護：母性看護は、母性の特徴を理解し、基本的な援助の見学、体験を通し母性看護における准看護師の役割が学べる内容となっている。

小児看護は、小児の特徴を理解し、健康障害にある小児への日常生活の援助を通し、小児看護について学べる内容となっている。

精神看護：患者―看護者関係について理解し、精神看護の基礎を学ぶ内容となっている。

実習全体の展開は、講義と実習を連動させ、実習で学習が深まるようになっている。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠(理由)】

科目のねらいや授業内容については、当該授業の意図に沿った内容となっている。

### 【今後の課題】

今後も看護学の妥当性を評価していく。

### 3. 授業内容間の関連と発展

4 授業内容間の重複や整合性、発展性等が明確になっている。

#### 【本校の状況】

学生は原則として、教育課程に定められている学修の順序で履修しており、学生便覧に履修要件を提示し、説明している。教育課程の各分野・科目の位置づけ、また、ねらい・内容・授業方法・履修上の助言に関して学習ガイドⅠにて提示している。

#### 《助産師学科》

助産師学科は1年間で効果的に学習を進めるために、学習ガイドに専門分野の考え方と構造を明記し、各科目の「ねらい」と「履修上の助言」に科目の関連性について提示している。また、基礎助産学から助産診断技術学へと履修し、知識学習から演習への関連性をもたせている。臨地実習では知識・技術が統合し、深化、発展するようにしている。授業内容の重複については「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」を活用し調整を図っていく必要がある。

#### 《第一看護学科》

専門分野においては、基礎分野、専門基礎分野の履修の積み上げにより修得される。各分野のシラバスには、学生の学習理解を効果的に進めるために、科目の「ねらい」と「履修上の助言」に科目間の関連性についてわかるように提示し、既習内容を他の授業でも意図的に反復することにより、学習が深められるようにつなげている。授業間の関連性を示す病態マトリックスや看護技術マトリックスについては関連する授業科目の把握に努め、作成している途中である。また、学習ガイドには3年間の授業内容の発展性については進度表を提示している。

実習においては、学内での既習内容（講義や演習）を基に知識や技術を積み重ね、発展できるよう学習を行っている。1年次前期に病院で看護活動を見学し、健康障害を持つ人の看護について学ぶ実習を行い、後半から2年次に向け看護過程の学習が段階的に学べるようにし、3年次は領域実習へと学習が発展するように計画している。

#### 《第二看護学科》

専門分野においては、基礎分野、専門基礎分野の履修内容の積み上げにより修得されるものであり、教員は他の関連する授業科目の内容把握に努め、発展性や反復性を考慮した該当授業の内容の工夫につなげている。専門分野においては看護技術マトリックスを作成し、各領域で教授する看護技術項目と授業形態を明確化している。2年間の授業内容の発展性については進度表を提示し「各分野の考え方」「教育課程の構造図」において、学びを深化させるための教育内容と構造を明示している。そして、准看護師課程での学びを活かし、1年次の学習内容が2年次の学習へ段階的につながり、さらに発展できるように努めている。

《准看護学科》

各分野の目的・目標と各科目の目標を設定し、学習ガイドに提示している。専門科目の成人老年看護においては、病態マトリックスにて授業内容に重複がないように教員間で調整を行い、外部講師に授業依頼を行っている。看護技術については、卒業時技術到達度のチェックリストを用いて関連する授業、科目の把握に努めている。実習については1年次前期に病院見学実習を行い、後期には援助の根拠を考え個別の援助の実施を行い、2年次には看護過程の学習をふまえた基礎看護実習を行い、領域実習へと段階的に計画している。

【点検】

《助産師学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第一看護学科》

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第二看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《准看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

【評価結果の根拠（理由）】

《助産師学科》

学習ガイドに教育内容・単位数及び時間数、教育計画を明示し、学習内容、進度が学生にわかるようになっている。「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」を活用した授業内容の見直しをする。

《第一看護学科》

病態マトリックスと看護技術マトリックスは作成中であり、一覧表で授業内容の重複や発展性について可視化出来ていない。

《第二看護学科》

学内教員はそれぞれ、他領域の内容をふまえながら、より効果的な学習内容の工夫に努めている。また、外部講師についてはシラバスを通して教授内容の情報の共有化をはかっている。

《准看護学科》

授業内容の関連性について、順序性が整理されていないため重複するところがあるため検討している。

【今後の課題】

《助産師学科》

カリキュラム改正に向け、再度、授業内容の重複や授業内容の検討をする。

《第一看護学科》

- ・病態マトリックスと看護技術マトリックスの可視化を行う。未完成であるため作成して学生に提示する。
- ・授業内容の重複および発展性について点検を継続する。

《第二看護学科》

授業内容の重複および発展性について点検を継続する。

《准看護学科》

授業内容の重複および発展性について点検を継続する。

#### 4. 授業の展開過程

##### 1) 授業形態の選択

- 1 授業形態(講義、演習、実験、実習)は、授業内容に応じて選択している。

##### 【本校の状況】

授業形態は講義を中心としているが、授業内容、授業進度、授業のねらいに応じて、演習(事例分析・技術演習)グループワーク・ディスカッション・ディベート・ロールプレイ・見学など適宜選択している。

看護技術の科目は演習を多く取り入れ、基本的な技術の習得が確実に出来るようにしている。また、安全、安楽を迫及し、対象に適したアセスメントと援助の創意工夫ができるよう、患者の条件設定を行なっている。さらに、技術項目によっては、実験的演習を取り入れている。

講義を中心とする科目では、授業のねらいによって、学生が対象のイメージがつくように、疑似体験教材を活用し、老人体験・妊婦体験を取り入れている。また、大学の医学部施設において解剖見学・薬剤部見学や企業見学、視聴覚障害者施設における体験・見学を取り入れている。さらに、専門性の高い看護学の内容については、認定看護師による演習を行っている。

実習においては、学習の段階を考慮し、看護技術の習得、事例展開の講義が終了後、各実習に至るよう、実習進度を計画し、行っている。

外部講師への講義依頼は、講師の希望する授業内容に応じた授業形態がとれるよう、調整を行っている。

##### 【点検】

- ③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 【評価結果の根拠(理由)】

シラバスに授業形態について掲示している。授業形態は講義、演習などを取り入れ授業内容に適した形態を適宜選択している。指導方法の工夫は少人数制の方法を取り入れ、学生への理解や課題への支援、学習意欲を助けている。授業の具体的な展開過程を示す方法は共通ではないが、講義、演習計画を学生に説明している。授業内容の考え方、方法、講義、演習計画などについては科内会議・領域会議で検討されている。

##### 【今後の課題】

今後も授業内容に応じた授業形態がとれるよう努める。

## 2) 授業の対象学生の構成と指導法

2 授業展開に用いる指導技術についての考え方を授業計画等に明示し、実践している。

### 【本校の状況】

授業内容、授業形態に応じて、クラス（80名）の合同授業・クラス毎（40名）・グループ・個別指導を行っている。学習効果をあげるために、学生の学習準備や学習内容を十分考慮し、構成を考えている。学生の思考の育成や技術の習得についてはより個別性に応じた指導が行われるようにしている。また、グループ学習では学生相互のダイナミクスができるよう、学生のメンバーの構成を考慮し、事前に教員間で共通認識を行い指導している。

しかし、多くの教員が実習指導等のため学内に不在になるため、少人数、個別指導が必要な授業であっても、必要な授業形態がとれないこともある。

### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠(理由)】

学生の学力、理解力の差に対して、個別の対応が必要となっている。少人数、個別の学習支援を個別必要としている学生が多く存在しているが、年間を通して十分な教員数での対応ができているとはいえない。

### 【今後の課題】

指導方法について、今後も創意工夫していく。

### 3) 指導技術の工夫

- 3 授業の展開過程の他に、学生の学習が深化、発展するための方法を意図的に選択し、学習を支援している。
- 4 学生に対し効果的な教育・指導を行うために、教員間の協力体制を明確にしている。

#### 【本校の状況】

授業では説明・発問・指示・演示を授業形態や学習効果を考慮しながら工夫している。授業では時間毎に、授業の達成目標を提示している。

また、小テストの実施や試験後の振り返り時間を設け、それぞれの教科の習得を振り返り、確実な知識の習得ができるように促している。技術の習得（演習）や思考過程の育成（看護過程の演習）では、少人数制をとり、学習効果を得られるよう学生のグループ編成を行い、複数の教員が演習に入るなど工夫している。

複数の教員で指導にあたっては、教員間で共通認識を図り、指導内容、方法の統一を行っている。技術の習得には繰り返し練習をすることが必要であるため、放課後に実習室を利用できるようにし、担当教員を提示し指導を受けることができるようにしている。

授業における課題は、課題の目的を明記し、課題の目的達成にはどのようなプロセスで課題を進めていくかのガイドを掲示している。

#### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠(理由)】

学内教員は共通理解のもと、各時間毎の目標の提示や小テストなど工夫している。また、技術の習得のための個別支援を行っている。学内教員が業務時間内でも指導が行えるように、遅出業務を設定し、学生の指導にあたっている。

#### 【今後の課題】

今後も学習支援の工夫を行い、指導の協力体制を整えていく。

#### 4) 教材・教具の活用と開発

##### 【本校の状況】

学生の理解を助け、深めるために適した教具や教材を意図的に選択して効果的に活用するよう教員個々で教材開発、工夫を行っている。効果的に教材や教具を使用できるよう領域会議等で情報交換を行っている。教材開発、工夫の方法としては、科を越えて作成した教材の共有・看護過程の授業における連携（一つの事例で老年看護学から在宅看護学へと継続して展開）・教員が患者役となりビデオ撮影を行い教材作成を行うなどである。図書室では文献検索システムの使用方法の教授を定期的に行っている。

また、学生が自己学習できるように DVD 等をそろえ、提示している。さらに、インターネットが接続され、知りたい情報が検索できるようにしている。情報処理室、演習室は使用届が提出されれば、コンピューターや、教材が使用できる状況にある。標本室はいつでも自由に閲覧できるよう、室内を開放している。

講義、演習、実習に使用するテキストは、学内教員、外部講師とも十分に検討し、学生の意見も取り入れて選択している。

##### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 【評価結果の根拠(理由)】

教材開発を行うには、時間的な制約も多く、教員個々の努力に頼っている状態である。ビデオや教材は限りがあるが、適切な視聴覚教材が準備できるように努めている。教員が教材開発を行うには十分な資源（時間・予算）等が準備されているとはいえない。

演習においては、Physiko 等のトレーニングモデルを複数準備しているが、実験演習に使用する検証機材が不足しているため、科学的な裏付けが難しい状況である。図書室にあるインターネットが接続されたパソコンは1台のみであり、複数の学生に対しては対応が難しい状況である。

##### 【今後の課題】

- ・学生が興味、関心を持てる教材・教具の活用を推進していく。
- ・教員間で情報交換し教材を検討する機会を設ける。
- ・インターネット利用が拡大できるようにする。

## 5. 目標達成の評価とフィードバック

### 1) 評価の計画性

1-1 評価計画を立案し、実施している。

1-2 評価結果に基づいて、実際に授業を改善している。

#### 【本校の状況】

1-1 4学科ともに講義、臨地実習において評価計画(評価内容・基準・方法・時期など)が立案され、それに基づき実施している。講義・臨地実習とも学習ガイドシラバスに評価方法・内容を明記している。臨地実習においては、評価表に基づき評価ガイドを作成し、評価者による誤差を最小限に抑える工夫をしている。

平成18年度より学生による授業評価及び実施指導評価を実施している。授業評価については、一科目や一単元が10時間以上の授業において、実施している。

1-2 評価結果に基づいて、実際に授業を改善している。

評価結果(筆記試験・レポート・実習評価・国家試験・資格試験)を分析し、課題を明確にし、次からの取り組み内容を検討し改善を図っている。また、学生からの授業評価は、外部講師には、年度末までに郵送または、口頭にて伝達している。授業の進行途中には、学生から授業内容や理解度について聴取し出来るだけタイムリーに講師にフィードバックを行うようにしている。また学生の受講状況や理解度などの情報交換を各講師と行い、学生の特性に合わせた学習となるよう調整を図っている。外部講師のうち授業の総合評価が3.0~3.5以下の講師に対しては、次年度の講義を依頼するにあたり担当講師と面接等を行い授業改善に向けて調整を図っている。学内の教員には随時返却し、個人で分析し課題を明確にしながら授業改善に取り組んでいる。

試験結果の開示については、試験終了後1カ月以内の適切な時期に開示をしている。

臨地実習では実習の中間や実習終了時に評価表(自己評価と他者評価)をもとに3者(学生・臨床指導者・教員)で評価面接を実施し、課題を明確にしている。

学生からの授業評価は、学生への開示はしておらず各科毎に保管している状況である。実習指導に対する評価結果については、教員全体の集計結果を学生に開示している。実習指導に関しては、各学科の教員会議等で実習中の指導に対し困っていることや評価結果を教員間で確認し、指導方法について検討している。

#### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠(理由)】

- ・単元が10時間以下の授業は、授業評価を実施していない科目がある。
- ・授業評価をもとに授業等の改善を行っている。
- ・現在は各科目終了時に評価しているため、タイムリーな評価にはなっていない。

#### 【今後の課題】

評価結果に基づいて授業を改善していく。

## 2) 評価結果の活用

- 2-1 学生及び教育活動を多面的に評価するため、多様な評価の方法を取り入れている。
- 2-2 教育目標の達成状況を多面的に把握している。
- 3-1 学生に単位認定のための評価基準と方法を公表している。
- 3-2 単位認定の評価は公平性が保たれている。

### 【本校の状況】

- 2-1 学生および教育活動を多面的に評価するために、多様な評価の方法を取り入れている。

講義については、筆記試験の他、受講状況、小テスト・課題提出・レポート、技術チェック等を評価方法として取り入れている。技術演習や技術チェック時には担当教員以外の教員も参加し指導を行いながら評価している。試験結果の開示・返却は速やかに行って、学習に活用できるようにしている。実習については、初回面接、中間面接を実施して形成的に評価を行っている。また、臨床指導者と情報を共有しながら学生自身が自己の学習課題を明確にして課題の達成に向けて努力し、主体的に学習できるよう達成状況の確認を行いフィードバックしている。単位認定には実習評価表を用いて知識・技術・情意領域に対して評価を行っている。実習記録は回収して学校管理としているが、学習に活用できるように閲覧・貸出のシステムをとっている。授業アンケートは終講時に実施しているため、評価結果をタイムリーに活用することは出来ていない。

- 2-2 教育目標の達成状況は多面的に把握している。

各領域毎に実習評価結果や科目の評価、模擬試験結果、国家試験合格状況等のデータに基づき各領域の教育評価を行っている。学年においては、当該学年の目標が達成されているのか否かについて、アンケート調査を実施している。そのアンケート結果から得られたデータと各領域による教育評価等を基に各学年の教育目標の達成状況を明らかにしている。その上で学年としての課題を明らかにし次年度に繋げている。

臨地実習の評価結果、達成状況、学生の学習に影響を及ぼした要因分析などについては実習施設とも共有し、次に繋げている。

- 3-1 学生に単位認定のための評価基準と方法を公表している。

学生便覧第5章「単位等及び卒業の認定等」、「授業科目の学修の評価などに関する要綱」にて考え方や受験資格を明示し、学習ガイド内シラバスにおいても評価方法を明記している。評価基準に関しては試験の採点基準や配分について開示し、実習評価基準についてもあらかじめ公表している。

- 3-2 単位認定の評価には公平性が保たれている。

科目の単位認定は、10月、3月に単位・成績認定会議、卒業生は、卒業認定会議の中で、学則に沿って学科毎に認定の承認を行っている。学年末には、学生の科目の評価結果（成績通知）を学生個人に手渡すまたは、科によっては、保護者に郵送して提示している。学習目標の達成が厳しいと思われる学生に対しては学生面接を教員複数で実施し、課題を明確にし、次年度に繋がられるようにしている。

**【点検】**

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

**【評価結果の根拠(理由)】**

- ・試験結果の開示が、自己学習に活用できているかは評価が出来ていない。
- ・学生による授業評価は実施しているが、教員による他者評価を取り入れていない。

**【今後の課題】**

- ・活用状況を把握する。
- ・授業改善のため、教員による他者評価を取り入れていく必要がある。授業研究を行う必要がある。

## 6. 学習への動機付けと支援

### 1) シラバスの提示

1-1 シラバスの提示や学習への指導は、養成所全体としての一貫性がある。

#### 【本校の状況】

##### 《講義》

シラバスの提示は、入学時に冊子として入学生に配布し、各学科の教育課程について説明をしたうえで、学習への指導を行っている。新採用の教員にも説明を行っている。各科とも、毎年シラバスの改訂にあたり見直しを行っている。平成 20 年度からシラバスの書式と項目を統一した。

項目は、「学習のねらい」・「内容」・「授業方法」・「履修上の助言」・「教科書および参考書」・「評価方法」を記載することとし、学校全体として一貫性のあるものにした。

##### 《実習》

各科とも実習要項を配布し、入学時ガイダンスおよび実習前にオリエンテーションを実施している。実習施設に対しては、当該学生のレディネスと関連科目の履修状況について説明を行っている。平成 23 年度からはすべての実習のシラバスを提示し、講義と連動させて実習が効果的に行えるよう（実習要項を理解する、講義との関連性を理解する、履修上の助言を活かし事前学習する等）、学習の動機付けと支援を行う。また、実習履修要件も提示し、学習の順序性を示すと主に、先行履修要件の再確認ができるようにした。

#### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

- ・入学時にシラバスを配布し、各科の教育課程が理解できるように説明を行っている。また、実習については開始前にオリエンテーションを実施している。  
学生は科目の開講時に使用教科書の確認にシラバスを用いている。  
学生がシラバスをどのように活用しているかはアンケートをとって確認する必要がある。
- ・内容の充実については、随時改良を行い、教員間で授業内容等を共有し活用できている。

#### 【今後の課題】

- ・学習者の視点になって、知的好奇心が持てる内容にするため、さらに検討を重ねる。
- ・外部講師（特に医師）との連携を密にして看護および臨床に活かせる内容として充実させる。

## 2) 学習への支援体制

1-2 シラバスとの提示や学習への指導は、学生への学習への動機付けと支援となっている。

### 【本校の状況】

#### 《助産師学科》

- ① シラバスの各科目（単元）のページには履修する上での助言を記載し、学習準備ができるようにしている。また、学習ガイドに学校生活の項目をあげて「クラス運営」「施設使用」「教材使用」などを記載している。さらに、入学後のガイダンスでいつでも教員に相談ができることを伝えている。
- ② 講義、演習では質問、アンケートなどにより学生の意見を意図的に取り入れるようにしている。グループワークや、ロールプレイ、面接などを取り入れて、学生が主体的に学習できる事を目指している。さらに、学生が自主的に技術練習を実施するため、早朝と夜間に実習室などの場と教材の提供、及び教員の配置を行っている。
- ③ 実習では、実習記録は学生の思考が繋がって成長できるものに工夫し、タイムリーに助言が得られるようにしている。評価は形成評価とし、学生自身が自分の成長に気づけるようなものになっている。分娩介助、新生児受け実施後は、具体的に知識・技術・態度の面からそれぞれ「事実→分析→学び→今後の課題・行動」を一覧にした振り返り用紙を用いて指導者及び教員と振り返りが出来るようにしている。日々のカンファレンスや指導者との振り返りも適宜行えるように調整している。実習期間中の図書室利用は時間的・距離的制約があり、活用できていない。
- ④ 国家試験対策では、入学後に学生へ国家試験対策の説明をしている。実習終了から週に一回、国家試験対策の日を組み入れ、学習の時間を確保している。成績がふるわない学生には学生のレベルに合わせた個別支援を行っている。2月には学生が集中して学習できるように研修室、教室、図書室などを利用し学習支援をしている。

#### 《第一看護学科》

- ① シラバスの提示は、入学時のカリキュラムガイダンスで3年間の学習概要と学習方法について説明している。各単元のページには履修する上での助言を記載し、主体的に授業に取り組めるようにしている。
- ② 講義、演習では、シラバスを確認するとともに、初講時に講義概要を配布（学内教員）し、学生は予習・復習に活用している。看護技術の指導では、基礎領域担当の教員だけでなく、どの教員も指導にあたるように意志統一を図り、協力している。放課後には18:00まで学生の技術練習のための指導に当たれるよう輪番制で担当者を決めて対応している。
- ③ 実習では、原則として学生5人に教員1名が引率し実習指導にあたっている。実習中は臨床指導者と協力し指導を行い、学内では個別に看護過程の指導をタイムリーに行い、看護実践能力の向上を目指している。
- ④ 国家試験対策では、低学年時より年数回の模擬試験を行い、成績低迷者には、学生個々の学習レベルに応じた指導ができるよう教員間で担当を決め学習指導に当たっている。入学時より継続した国家試験対策を目指して取り組んでいる。

- ⑤ 学生対応では、学習ガイドⅠの「学習について」を基に入学時と各年次の4月に学習の方法や授業の受け方、試験のルールについて等を説明している。支援体制としては、担任とそれを補佐する副担任制をとっており、入学時及び毎学年進級次には学年担当教員で学生個々への面接を実施し、学生からの相談窓口を明確にしている。再履修生に対しては、専任教員を1名配置し、学生個々に対応できる支援体制としている。各講義においては、各教員が講義時間内に質疑応答するだけでなく、シャトルカードを用いて学生がフリーに質問することができるようにしている。さらに、放課後 16:15～17:10 には、学生相談時間を設け学生がフリーに学習等の相談に訪れることが出来るよう場を設けている。実習指導に関しては、基礎実習や領域においては若干差があるが病棟実習開始前 30 分、終了後 30 分の時間を取り看護過程や患者との関わりに関してなど指導を受けられる体制にしている。

#### 《第二看護学科》

##### ① シラバスの提示

学習ガイド（教育課程）には、授業科目（単元）のねらいや内容、授業方法、履修上の助言、テキストおよび参考書、評価方法について提示しており、入学時に配布してオリエンテーションしている。入学時のガイダンスでは、教育課程の概要、各看護学の領域に関する学習内容の説明を学習ガイド（教育課程）を活用して行い、学生生活への導入を図っている。

- ② 講義、演習では、初講時に講義概要の説明を行い、学生が主体的に講義に参加できるよう動機づけている。基礎実習Ⅰの前に清潔、排泄、病床環境整備に関する日常生活の援助技術の確認と、全身状態を的確に系統的に把握できるようフィジカルアセスメントを実施している。また、基礎実習Ⅱの前に看護課程の演習と発表会を行って自己の技術力達成状況や問題解決能力の理解度を確認し、そのあとの学習や実習に向けての課題が自覚できるようつなげている。また、技術練習時には担当教員を決めて技術指導やアドバイスをを行い、看護実践力が向上できるよう支援を行っている。
- ③ 実習では、各実習前にオリエンテーションを実施し実習のねらいや評価基準、進め方、必要な知識の確認を行っている。また実習前には学生と面接を実施し、実習での自己課題や目標を明確にし、それを教員と共有することで学生の内的動機づけにつながっている。看護師の資格を得るという目標、また、学生個々の課題の明確化と目標達成を支援し主体的に学習に取り組めるよう指導している。
- ④ 国家試験対策では、低学年時より年数回の模擬試験を行い、成績低迷者には、学生個々の学習レベルに応じた指導ができるよう教員間で担当を決め学習指導に当たっている。入学時より継続した国家試験対策を目指して取り組んでいる。
- ⑤ 学生対応では、各学年共に担任制を取り入れ、学生の状況を個々に把握し、個別支援に対応している。年間の自己目標と計画を前期後期に評価し、学習支援を行っている。再履修生に対しては年間の学習計画を立て、確実に単位履修ができるように支援を行っている。

《准看護学科》

- ① シラバスの提示は入学時のカリキュラムガイダンスで2年間の学習概要と学習方法について説明をし、学生生活への導入を行っている。学習の支援体制として学年ごとに、担任、副担任制を取っている。学生には、入学時と2年進級時に面接を実施している。また、面接は学生からの要請に応じていつでもできるような支援をしている。
- ② 講義では、初講時に講義概要の説明を行い、学生が主体的に講義に参加できるように動機づけを行い実施している。実習指導に関しては、実習の始めの30分で、実習の実習目標の確認と援助計画の安全性の点検指導を実施している。
- ③ 1年生の基礎看護技術の指導では、患者に援助を実施する基礎看護実習に向けて、4か月前から援助技術の支援指導を行い、また、時間も放課後18時まで教員が交代で支援を行っている。
- ④ 資格試験対策では、1年次1回、2年次4～5回の模擬試験を実施している。また、2年の後期12月には、資格試験対策として、専門基礎科目と専門科目の試験を実施している。試験終了後には答え合わせを行うと同時に担当教員が解説も実施している。また模擬試験等で成績が振るわなかった者には、補習計画を立案し、学習支援をしている。

【点検】

《助産師学科》

- ③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第一看護学科》

- ③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第二看護学科》

- ③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《准看護学科》

- ③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

【評価結果の根拠（理由）】

《助産師学科》

- ・シラバスには科目ごとに学習上の助言を記載しているが、学生の興味・関心をひくような表現方法となるよう工夫する必要がある。学内での学習の支援体制は、整っていると考える。しかし、実習では教員が複数の施設を掛け持ちしていたり、夜間の実習もあることから、実習時間後の指導時間が確保できていない。
- ・国家試験対策については、今年度からの取り組みであり評価をする必要がある。

《第一看護学科》

- ・3年生の領域実習時には、教員の殆どが実習に出ている状況であり学内における支援体制が十分に整っているとは言い難い。また、相談時間等にも限界がある。また、学生の多様性に合わせた指導が十分できているのか否かにおいては、アンケートをとって確認する必要がある。
- ・シラバスの活用状況についてデータを収集する必要がある。

《第二看護学科》

シラバスについて説明しているが、学生がシラバスを主体的に活用し、講義に参加できるように、教員による動機付けの工夫がより必要である。また、教員は実習指導等で不在が多く、学生が必要時に教員の助言や指導を受けられるような体制は十分とはいえない。

《准看護学科》

資格試験の合格率は平成 18 年度以前から 100%である。授業は確実に学生が身につけることができるようさらに工夫を重ねていく必要がある。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

- ・より活用しやすいシラバスの工夫を行う。
- ・実習時間内にタイムリーな指導ができる体制の工夫を行う。

《第一看護学科》

- ・授業時間以外でも学生が必要時に教員に指導を求めることができるよう体制を整えていく。
- ・客観的な方法で評価し、改善内容を把握する。

《第二看護学科》

- ・講義参加に向け、教員による動機づけの工夫がより必要。学生個々の課題に共に取り組める、時間の確保や業務内容の整理など支援体制をより整えていく必要がある。

《准看護学科》

- ・現在実施していることをさらに研鑽し振り返りを行っていく。

## V. 経営・管理課程

### 1. 設置者の意思・指針

- 1-1 養成所の管理者は教育理念・教育目的についての考え方を明示している。
- 1-2 養成所の管理者は教育課程経営についての考え方を明示している。
- 1-3 養成所の管理者は教育評価についての考え方を明示している。
- 1-4 養成所の管理者は養成所の管理運営等についての考え方を明示している。
- 1-5 明示した管理者の考えと、設置者の意志とは一貫性がある。
- 1-6 教職員は養成所の設置者と管理者の考え方を理解している。

### 【本校の状況】

神奈川を取り巻く社会経済環境は、少子高齢社会の到来、グローバル化、高度情報化の進展、人々のライフスタイルの多様化等大きな時代の変動期を迎えている。このような中、神奈川県では神奈川が進むべき方向と取組を示す、県政運営の総合的・基本的指針として、平成 16 年 3 月「神奈川力構想・プロジェクト 51」を新たな総合計画として策定した。その中で、保健医療分野における神奈川のめざす姿を「保健・医療・福祉に関する質の高い人材が養成されるとともに、県内施設等において安定的な確保が行われ、県民の多様なニーズに対応した質の高いサービスが提供され、障害者や高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる。」としている。めざす姿に向かうプロジェクトの一つが「保健・医療・福祉人材の養成・確保」であり、平成 15 年度から取り組んでいる県立の看護専門学校の再編整備計画もこの中に位置づけられている。

以上のような設置者の意図を踏まえ、学則の第 2 条（目的）に「本校は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技術を修得させ、あわせて一般教養の向上をはかり、有能な人材を育成することを目的とする。」と規定している。

なお、本校の沿革は、昭和 40 年 4 月の神奈川県医師会准看護婦学校の開設まで遡り、その後、昭和 43 年 7 月から県有医師会運営となり、昭和 54 年 4 月に神奈川県立衛生看護専門学校条例が施行され、県立民営の学校として（社）神奈川県医師会に運営が委託されてきた。そうした中で、地方自治法の指定管理者制度の導入に伴い、平成 18 年 4 月に神奈川県立衛生看護専門学校条例が施行され、学校の運営形態を県立県営に変更するとともに、教務事務について神奈川県医師会に委託し、現在に至っており、県職員と教務事務を受託している（社）神奈川県医師会職員が協力して学校運営にあっている。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

設置者の意思である戦略プロジェクトの取組みを念頭に、教育理念、教育目的と一貫性を持った教育活動を行っている。卒業生はほとんどが県内の医療機関に就職し活躍していることから、県内の医療人材の確保に貢献していると言える。しかし、平成 21 年度の退学者数は 26 名であり前年度の 35 名より減少しているが、在学中に進路変更する者が多い

ことが課題である。

**【今後の課題】**

神奈川を取り巻く社会経済環境を常に視野に入れながら、県立の看護専門学校としての使命を自覚し、一人でも多くの有能な助産師、看護師又は准看護師を社会に送り出せるよう、学校職員が一丸となって、より良い教育活動をめざし日々研鑽することが求められている。そのためには、教職員それぞれが主体的な取組みをできるよう目標を具体化していくことが必要である。

## 2. 組織体制

### 1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性

- 1-1 養成所の組織体制は、教育理念・目的を達成するための権限や役割機能が明確になっている。
- 1-2 意思決定システムが明確になっている。
- 1-3 意思決定システムは、組織構成員の意思を反映できるように整えられている。
- 1-4 意思決定システムは、決定事項が周知できるように整えられている。

### 【本校の状況】

学校の業務のうち、学生の教育及びそれに伴う事務については、県医師会に委託されている。円滑な学校運営を行うため、県と県医師会との間で協議の場として「学校運営会議（1回/年）」を設置し、基本的な事項の合意形成を図っている。

また、学内においては、県と県医師会の協議の場として「学校運営調整会議（1回/月）」を設置し、具体的な学内の運営について協議、調整を行っている。

さらに教務部では、教務会議・科長会議（1回/月）・科内会議（2～3回/月）等を通して教職員の意思を反映し、現実化されている。決定事項は速やかに周知している。

### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

設置者の県と県医師会は運営会議等を通して意思疎通を図っている。

### 【今後の課題】

設置者の県と県医師会がさらにお互いのコミュニケーションを円滑にする工夫が必要である。

## 2) 組織の構成と教職員の任用の考え方

2-1 組織の構成と教職員の任用の考え方と、教育理念・教育目標達成との整合性がある。

### 【本校の状況】

神奈川県が設置する本校には、県が校長、管理担当副校長、管理課を置いている。県から委託されている教育に係る業務を遂行する神奈川県医師会は、教育担当副校長の基に学事課、各科を置いている。これらの組織図は学生便覧に明記している。

教員の任用（採用）は、神奈川県医師会が公募で実施している。教員採用については、有資格者（看護師養成所の運営に関する指導要領の第4章「教員に関すること」を基にしている）の応募者に対し教育指導監・教育担当副校長、学事課長が選考（面接と書類審査）し、県医師会会長が任命することとなっている。教員の配置や担当領域の決定は教育理念・教育目的・教育目標を念頭に教育効果を考慮して、臨床経験と教育経験を踏まえて決定している。専任教員の充足状況としては平成21年度と19年度は欠員がなかったが平成18年度は1名、平成20年度は3名、平成22年度は1名の欠員が生じている。

任免・昇任・昇格に関する規定は県医師会就業規則に準じている。

非常勤講師の選考は、非常勤講師の選考基準（2008年作成）に基づいて選考している。

### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

教員の任用については指導要領や非常勤講師選択基準をもとに、面接と書類審査をもって、採用もしくは選択を行っている。しかし、教員の定数（40名）が満たされていない。今後は教員の質を維持しながら定数を満たしていかなければならない。

教職員の任免・昇任・昇格に関する規定を明記した文書がない。今後、検討していく必要がある。

### 【今後の課題】

- ・専任教員の定数確保に向けてさらに努力する。
- ・教職員の任免・昇任・昇格に関する規定に関する内容や明文化について検討する。

### 3) 教職員の資質向上についての考え方と対策

2-2 教職員の資質の向上についての考え方と対策には教育理念・教育目標達成との整合性がある。

#### 【本校の状況】

教員の自己研鑽に向けて学会や研修に計画的に参加できるように予算を組んでいる。また、研修や学会参加に関しては代休等の時間の保障をしている。平成 16 年度からは授業評価、平成 17 年度からはグループ学習（テーマごとにグループ学習し成果を発表する）、平成 18 年度からは、実習指導評価、汐見台病院の看護職員と学校の教員の合同研修、平成 20 年度からは教員の臨床研修（長期と短期）を実施している。また平成 21 年度には教員のキャリア別達成目標を文章化した。また、実践教育センターからの教育実習生等の指導は本校の教員の教育実践力の向上に繋がっている。

教職員の倫理や福利厚生については県医師会の就業規則に明示されている。しかし、「教員に求められる資質や求められる倫理」等について明文化されたものはない。

#### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

さまざまな内容や方法で自己研鑽してきたが、今後もさらに教員の教育力の向上に向けて組織として取り組む必要がある。平成 22 年 2 月に出された「今後の看護教員のありかたに関する検討会報告書」でも述べられているように看護教員が向上すべき資質、求められる能力に関して計画的、系統的、具体的に対策を立てキャリアアップに努める必要がある。

#### 【今後の課題】

- ・教員の資質向上・能力向上に向けて具体的な対策を検討する。
- ・教員の倫理規定に関する内容等を検討する。

### 3. 財政基盤

- 1-1 財政基盤を確保することについての考え方が明確である。
- 1-2 財政基盤を確保することについての考え方は、学習・教育の質の維持・向上につながっている。
- 2-1 教職員は、養成所がどのような財政基盤によって成り立っているかを理解している。
- 2-2 教職員のそれぞれの視点からの財政についての意見は、経営・管理過程に反映できるようになっている。

#### 【本校の状況】

平成 22 年度当初予算等の概要は、次の表のとおりであり、地域医療を支える看護人材を養成するという県立の看護専門学校の役割を担うため、授業料等の収入及び一般財源(県税収入)により学校を運営している。平成 22 年度授業料等の減は、平成 22 年度から准看護学科の学生のうち高等学校を卒業していない者に就学支援金が支給されることによるものであり、それに相当する額が国庫補助金で弁済されることになっている。平成 22 年度の県執行分の歳出予算は、平成 21 年度に比べ約 3%の減額になっているが、これは県の厳しい財政状況によるものであり、内容については運営調整会議等において教務を受託している県医師会に周知している。

教材費等については、学生生活に係る費用として県医師会が年度当初に一括徴収しているものである。費用の内訳としては、学生の教育活動中における傷害、賠償、感染事故等に対応するための傷害賠償保険料、国家試験対策としての国家試験模擬試験代、授業の一環(人間関係論)としての宿泊研修経費、実習施設への謝礼金等がある。

#### 平成 22 年度当初予算等の概要

[予算総額] 578,394 千円 (県執行分 81,657 千円+県医師会執行分 496,737 千円)

#### [県執行分]

##### 1 歳 入

(単位:千円)

| 科 目       |       |       | 22 年度  | 21 年度  | 増減額  | 備 考         |
|-----------|-------|-------|--------|--------|------|-------------|
| 款         | 項     | 目     |        |        |      |             |
| 使用料及び手数料  |       |       | 96,563 | 96,869 | ▲306 |             |
|           | 使 用 料 |       | 74,955 | 75,549 | ▲594 |             |
|           |       | 衛生使用料 | 74,955 | 75,549 | ▲594 | 授業料など       |
|           | 手 数 料 |       | 21,608 | 21,320 | 288  |             |
|           |       | 衛生手数料 | 21,608 | 21,320 | 288  | 入学料、入学検定料など |
| 国 庫 補 助 金 |       |       | 594    |        | 594  | 高等学校等就学支援金  |
| 諸 収 入     |       |       | 427    | 427    |      | 庁費立替収入      |
| 合 計       |       |       | 97,584 | 97,296 | 288  |             |

2 歳 出

(単位:千円)

| 科 目             |   |   |   | 22 年度  | 21 年度  | 増減額    | 備 考                             |
|-----------------|---|---|---|--------|--------|--------|---------------------------------|
| 款               | 項 | 目 | 節 |        |        |        |                                 |
| 衛 生 費           |   |   |   | 81,657 | 84,277 | ▲2,620 |                                 |
| 医 薬 費           |   |   |   | 81,657 | 84,277 | ▲2,620 |                                 |
| 保健師等指導<br>管理費   |   |   |   | 81,657 | 84,277 | ▲2,620 | 維持運営費 72,888<br>保健師等対策費 8,769   |
| 報酬              |   |   |   | 117    | 118    | ▲1     | 学校医報酬                           |
| 共済費             |   |   |   | 1      | 1      |        | 学校医労災保険料                        |
| 報償費             |   |   |   | 3,804  | 3,764  | 40     | 入試作問など各種謝礼                      |
| 需用費             |   |   |   | 31,536 | 33,883 | ▲2,347 | 図書、演習用医療材料、光熱水費等                |
| 役務費             |   |   |   | 8,435  | 8,325  | 110    | 通信、学生の健康診断等                     |
| 委託料             |   |   |   | 19,909 | 20,769 | ▲860   | 建物総合管理委託等                       |
| 使用料及び<br>賃借料    |   |   |   | 17,785 | 17,284 | 501    | 看護実習用モデル人形、情報処理用<br>パソコンなどの賃借料等 |
| 負担金、補助<br>及び交付金 |   |   |   | 70     | 133    | ▲63    | 協議会会費                           |
| 合 計             |   |   |   | 81,657 | 84,277 | ▲2,620 |                                 |

[県医師会執行分]

I 事業活動収支の部

1 事業活動収入

(単位:千円)

| 科 目          |     |     | 22 年度   | 21 年度   | 増減額    | 備 考 |
|--------------|-----|-----|---------|---------|--------|-----|
| 大科目          | 中科目 | 小科目 |         |         |        |     |
| 1 繰 入 金 収 入  |     |     | 496,737 | 504,319 | ▲7,582 |     |
| 1 一般会計からの繰入金 |     |     | 496,737 | 504,319 | ▲7,582 |     |
| 1 委 託 費      |     |     | 496,737 | 504,319 | ▲7,582 |     |
| 事業活動収入計 (A)  |     |     | 496,737 | 504,319 | ▲7,582 |     |

2 事業活動支出

(単位:千円)

| 科 目           |     |     | 22 年度   | 21 年度   | 増減額    | 備 考  |
|---------------|-----|-----|---------|---------|--------|--|
| 大科目           | 中科目 | 小科目 |         |         |        |  |
| 1 専 門 学 校 費 用 |     |     | 480,472 | 488,150 | ▲7,678 |  |
| 1 専門学校事業費用    |     |     | 456,819 | 464,126 | ▲7,307 |  |
| 1 給 与 費       |     |     | 449,615 | 456,629 | ▲7,014 | 報酬 39,698<br>共済費 2,395<br>給料 232,354<br>職員手当 120,583 |

|  |              |         |         |        |                 |        |
|--|--------------|---------|---------|--------|-----------------|--------|
|  |              |         |         |        | 法定福利費           | 46,569 |
|  |              |         |         |        | 確定拠出年金          | 8,016  |
|  | 2 経 費        | 7,081   | 7,374   | ▲293   | 厚生福利費           | 1,356  |
|  |              |         |         |        | 旅費              | 3,755  |
|  |              |         |         |        | 役務費             | 1,129  |
|  |              |         |         |        | 需用費             | 841    |
|  | 3 研究研修費      | 123     | 123     | 0      |                 |        |
|  | 2 租 税 公 課    | 23,653  | 24,024  | ▲371   |                 |        |
|  | 1 消 費 税      | 23,653  | 24,024  | ▲371   |                 |        |
|  | 事業活動支出計 (B)  | 480,472 | 488,150 | ▲7,678 |                 |        |
|  | 事業活動収支差額 (C) | 16,265  | 16,169  | 96     | (C) = (A) - (B) |        |

II 投資活動収支の部

1 投資活動支出

(単位:千円)

| 科 目 |              |           | 22 年度   | 21 年度   | 増減額 | 備 考           |
|-----|--------------|-----------|---------|---------|-----|---------------|
| 大科目 | 中科目          | 小科目       |         |         |     |               |
| 1   | 退職給与引当資産取得支出 |           | 16,265  | 16,169  | 96  |               |
|     | 1 積立金会計支出    |           | 16,265  | 16,169  | 96  |               |
|     |              | 1 職員退職積立金 | 16,265  | 16,169  | 96  |               |
|     | 投資活動支出計 (D)  |           | 16,265  | 16,169  | 96  |               |
|     | 投資活動収支差額 (E) |           | ▲16,265 | ▲16,169 | ▲96 | (E) = 0 - (D) |

(単位:千円)

|              |   |   |   |                 |
|--------------|---|---|---|-----------------|
| 当期収支差額 (F)   | 0 | 0 | 0 | (F) = (C) + (E) |
| 前期繰越収支差額 (G) | 0 | 0 | 0 |                 |
| 次期繰越収支差額 (H) | 0 | 0 | 0 | (H) = (F) + (G) |

【点検】

③ : 水準を十分満たしている 2 : 水準をほぼ満たしている 1 : 水準を満たしていない

【評価結果の根拠 (理由)】

授業料については、年4回に分け収納しており、家庭の事情等により若干納付時期が遅れる学生もいるが、年度内には収納が完了している。神奈川県の厳しい財政状況を反映して平成22年度歳出予算が削減される中で、学生の国家試験準備や実技演習に図書室、実習室を開放するため光熱水費等の予算については前年並みを確保するとともに、県予算のマイナスシーリングがかかる中、図書、演習用医療材料等については教育の質を落とさないよう予算配分に配慮した。

なお、県医師会が学生生活に係る実費経費分として一括徴収している教材費等については、会計年度ごとに清算することとしている。

**【今後の課題】**

歳入については、授業料の確保という観点から学生の定員割れを生じないように努める必要がある。歳出については、財政状況が厳しい中、節減できる部分は経費節減に努めるとともに、教育に必要な経費を確保し、教育水準の維持を図らなければならない。

#### 4. 施設設備の整備

##### 【本校の状況】

##### 1) 整備の考え方と計画性

1-1 学習・教育環境の整備について、管理者の考え方を明示している。

1-2 管理者の考え方に基づいて整備計画を立案し、実施している。

県立看護専門学校再編整備に伴い旧看護大学校、よこはま看護専門学校の校舎を大規模改修し、平成 18 年 9 月旧校舎（横浜市磯子区東町）より現校舎（横浜市中区根岸町 2-85-2）に移転し、業務を開始した。建物の使用については、本館 1 階は主として管理部門、本館 2 階は第二看護学科と視聴覚教室（共用）、本館 3 階は助産師学科と講堂（共用）、本館 4 階は調理実習室・情報処理室等（共用）、本館 5 階は准看護学科、別館 1 階は第一看護学科と図書室等（共用）、別館 2 階は第一看護学科で使用している。

|        |       |                         |                         |
|--------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 施設等の概要 | 土地面積  | 8,413.48 m <sup>2</sup> |                         |
|        | 建物面積  | 7,478.61 m <sup>2</sup> |                         |
|        | 建物内訳  | 本館（5階建て）                | 5,528.22 m <sup>2</sup> |
|        |       | 別館（2階建て）                | 1,936.44 m <sup>2</sup> |
|        | ポンプ室他 | 13.95 m <sup>2</sup>    |                         |

##### 2) 看護学の発展や医療・看護へのニーズ、学生層の変化に対応する整備

2-1 看護の専門職教育に必要な施設設備を計画的に整備している。

2-2 医療・看護の発展や学生層の変化に合わせて、施設設備を整備・改善している。

##### (1) 図書室の概要

利用時間は、原則として午前 8 時 45 分から午後 7 時までとする。

室外貸出しを受けられる冊数は 2 冊までとする。

室外貸出しの期間は 7 日間とする。ただし、長期休業中の勉学のため特に必要と認める場合は、休業前 3 日から休業後 3 日までの間の長期貸出しを認めることがある。

開室時間帯は司書資格を持つ職員が常駐し、図書室の利用や資料探索の相談に対応している。

図書室に係る決算・所蔵状況等は、次の表のとおりである。

##### 決算

|       | 平成 21 年度    | 平成 20 年度    |
|-------|-------------|-------------|
| 図 書   | 524,674 円   | 473,701 円   |
| 雑 誌   | 664,014 円   | 1,218,811 円 |
| 視聴覚教材 | 1,054,768 円 | 437,608 円   |
| 計     | 2,243,456 円 | 2,130,120 円 |

所蔵状況

| 図 書 (平成 22 年 12 月)  |         |       |                    |         |        |
|---------------------|---------|-------|--------------------|---------|--------|
| 基礎看護学               | 2,472 冊 | 30.4% | 精神看護学              | 457 冊   | 5.6%   |
| 母性看護学               | 483 冊   | 5.9%  | 地域看護学              | 295 冊   | 3.6%   |
| 小児看護学               | 760 冊   | 9.4%  | 状態別看護              | 502 冊   | 6.2%   |
| 成人看護学               | 1,089 冊 | 13.4% | そ の 他              | 1,740 冊 | 21.4%  |
| 老人看護学               | 327 冊   | 4.0%  | 計                  | 8,125 冊 | 100.0% |
| 視聴覚教材 (平成 22 年 7 月) |         |       | 818 点 (うち DVD65 点) |         |        |

利用状況

|                  |       | 平成 21 年度   |        | 平成 20 年度   |        |
|------------------|-------|------------|--------|------------|--------|
| 貸<br>出<br>冊<br>数 | 基礎看護学 | 693 冊      | 28.4%  | 756 冊      | 24.6%  |
|                  | 母性看護学 | 242 冊      | 9.9%   | 317 冊      | 10.3%  |
|                  | 小児看護学 | 192 冊      | 7.9%   | 210 冊      | 6.8%   |
|                  | 成人看護学 | 556 冊      | 22.8%  | 684 冊      | 22.2%  |
|                  | 老人看護学 | 120 冊      | 4.9%   | 197 冊      | 6.4%   |
|                  | 精神看護学 | 123 冊      | 5.0%   | 127 冊      | 4.1%   |
|                  | 地域看護学 | 38 冊       | 1.6%   | 68 冊       | 2.2%   |
|                  | 状態別看護 | 183 冊      | 7.5%   | 194 冊      | 6.3%   |
|                  | そ の 他 | 295 冊      | 12.1%  | 523 冊      | 17.0%  |
|                  | 計     | 2,442 冊    | 100.0% | 3,076 冊    | 100.0% |
| 利用者数             |       | 5, 9 7 8 人 |        | 8, 3 4 4 人 |        |
| 開館日数             |       | 2 1 6 日    |        | 2 3 0 日    |        |

(2) 施設備品等の整備

専門技術を学習、教育するための機械機器類の充実及び医療、看護へのニーズの変化に対応すべく備品については、平成 18 年度の現施設への移転時、可能な限り最新のものに更新した。平成 21 年度は、カリキュラム改正に伴い、カリキュラム充実を目的とした新生児蘇生人形、分娩監視装置、フィジカルアセスメントモデル フィジコ等を導入し、看護教育の充実を図った。平成 22 年度は、看護師等養成力推進事業のモデル校として、新人看護職員の卒後教育に活用する演習機材の蘇生シミュレーションシステムを購入した。専門的な技術を習得する施設としては、4 学科ごとに専用の看護実習室、本館 3 階に共用の在宅看護実習室、本館 4 階に共用の調理実習室を設け、教育内容の充実を図っている。情報機器等の整備については、本館 4 階に情報処理室を設置している。情報処理室のパソコン設置状況は、講師用を含め 41 台であり、1 人 1 台での授業を実施している。また、講義で使用していない時は、学生が自由に情報処理室を利用でき、自己学習に取り組んでいる。天井吊り下げ型液晶プロジェクターを全教室に設置し、演習、授業展開に効果的に活用している。自己学習のできるスペースとしては、図書室、コミュニティスペースを設けている。

### (3) 専門技術を学修する環境

専門性を高めるため技術演習が十分できる環境として、専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を配置しており、学生の演習が円滑にできるようにしている。フィジカルアセスメント能力を高めるためには、フィジコ等の人体シミュレーターを使用し、授業展開を図っている。授業では、学生の多様化に対応するためグループ学習ができる演習室を多様な学習指導方法がとれるように配置している。

### 3) 学生及び教職員のための福利厚生整備

3-1 養成所が設置されている地域環境との関連から学生および教職員にとっての福利厚生の施設設備の整備を検討している。

3-2 学生が学生生活を円滑に送り、教職員が職務を円滑に遂行できるように施設設備を整備している。

学生の人間性を豊かにするための設備として、コミュニティスペース、学生自治会室を設置、また、学生及び教職員へ市販価格より安い飲料水等を提供するため、自動販売機をコミュニティスペース等へ4台設置、さらに昼食用のパンの販売を福祉施設へ依頼し、学生及び教職員の利便性を高めている。

また、学生ロッカー室を設け、学生用のロッカーを1人1台配置している。

#### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

平成 18 年度現施設への移転時、本館は耐震補強工事を実施しており、その後、防水工事等の修繕も県有施設管理費で適宜実施している。

学生は自己学習のために図書室を利用しており、平成 22 年度は利便性向上のために図書室自動貸出返却システムを導入している。図書の購入は、図書委員会の要望を反映して購入している。

備品等の整備については、看護実習室の充実があげられるが、カリキュラム改正に伴い、カリキュラム充実を目的とした新生児蘇生人形、分娩監視装置、フィジカルアセスメントモデルフィジコ等を平成 21 年度より新たにリースした。平成 22 年度は、看護師等養成力推進事業のモデル校として、新人看護職員の卒後教育に活用する演習機材の蘇生シミュレーションシステムを購入するなど教育備品の充実があげられる。マイナスシーリング予算の中、設備備品の充実を図るため、効率的な執行に努めている。

#### 【今後の課題】

施設面での充実を図る一方、学習・教育環境を整えることに主眼を置き、看護学の発展や医療・看護へのニーズの変化に伴い教育内容、教育方法も変化していくことから、備品等を可能な限り最新のものに更新、整備していく必要がある。

## 5. 学生生活の支援

### 1) 学修継続への支援体制

- 1-1 学生が入学後に学修を継続できる支援体制を多角的に整えている。
- 1-2 学生が活用しやすいように学生生活の支援体制を整えている。
- 1-3 支援体制は、実際に学生に活用され、学修の継続を助けている。

### 【本校の状況】

#### (1) 経済的な支援対策

学生の経済的支援として、修学資金の充実があげられる。本校で取り扱っている修学資金は、次のとおりである。また、利用状況及び採用率は、次の表のとおりである。いずれの奨学金も採用率が低いのは、学校単位での人数枠が決められているためである。奨学金借受人選考基準により順位付けをして採用者を決定しているので、公正に適格者の選考をしている。日本学生支援機構奨学金においては、毎年12月初旬に奨学生宛に「貸与額通知」を送付し、奨学生自身が貸与金額と返済予定金額を確認するとともに、翌年度以降も奨学金の貸与を受けるか否かの継続願を学生自身がインターネットを通じて提出することとなっている。学生からの継続願の提出により、学校側が学生の人物・健康・学修状況・経済状況の4つの要素について、『日本学生支援機構奨学生の適格認定に関する施行細則』に基づき、奨学金の継続の有無を決定する適格認定を行っている。適格認定基準の4つの要素のうち、1つでも適格性を欠いている場合は奨学生として認められないが、学生生活の態度・行動や学業成績については奨学生の指導の観点から、「激励」「警告」「停止」「復活」等の段階的な処置を施している。

#### ①神奈川県看護師等修学資金

- ア 対象 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康で、卒業後神奈川県内において、保健師、助産師、看護師等の業務に従事する意思を有する学生
- イ 貸付金 (一般) 月額 20,000 円 無利子 (特別) 月額 32,000 円 無利子
- ウ 返還免除 (一般) 神奈川県内の病院、診療所、助産所、保健所等の知事が定める施設及び神奈川県内の地方公共団体において卒業後、引き続き貸付期間に相当する期間、看護職員の業務に従事した場合には返還が免除となる。  
(特別) 神奈川県内の200床未満の病院、診療所、助産所、精神病床数が全病床の80%以上の病院、重症心身障害者施設、介護老人保健施設などで卒業後引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合には返還が免除となる。

#### ②日本学生支援機構奨学金

- ア 対象 経済的理由により修学に困難があるものと認定された学生
- イ 貸与額 (第一種奨学金)
  - 自宅 月額 30,000 円、45,000 円 無利子
  - 自宅外 月額 30,000 円、51,000 円 無利子

(第二種奨学金)

月額 30,000 円～120,000 円 利子付

ウ 返還免除 なし

③神奈川県高等学校奨学金

ア 対象 准看護学科（1年次、2年次）

保護者が神奈川県内に住所を有し、専修学校の高等課程に在学する生徒で学業の成績が優れ心身が健全であって、学資の援助を必要とする者。ただし、学資の援助を必要とする者とは、主たる生計維持者の認定所得が 554 万円以下の者

イ 貸付金 月額 20,000 円（または 18,000 円） 無利子

ウ 返還免除 卒業後、看護職員として神奈川県内の医療機関等で貸付を受けた期間、良好な成績で勤務した場合には返還が免除となる。

奨学金制度の利用状況

|              | 平成 21 年度奨学生数                       | 平成 22 年度奨学生数                       |
|--------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 神奈川県看護師等修学資金 | (一般) 37 人<br>(特別) 4 人              | (一般) 34 人<br>(特別) 5 人              |
| 日本学生支援機構奨学金  | (一種) 11 人<br>(二種) 38 人<br>(併用) 0 人 | (一種) 16 人<br>(二種) 33 人<br>(併用) 0 人 |
| 神奈川県高等学校奨学金  | 13 人                               | 19 人                               |

奨学金の応募者数、採用者数、採用率

|              |     | 平成 21 年度奨学生数 |      |        | 平成 22 年度奨学生数 |      |        |
|--------------|-----|--------------|------|--------|--------------|------|--------|
|              |     | 応募者数         | 採用者数 | 採用率    | 応募者数         | 採用者数 | 採用率    |
| 神奈川県看護師等修学資金 | 一般  | 83 人         | 21 人 | 25.3%  | 91 人         | 13 人 | 14.3%  |
|              | 特別  | 1 人          | 1 人  | 100.0% | 4 人          | 2 人  | 50.0%  |
| 日本学生支援機構奨学金  | 第一種 | 8 人          | 4 人  | 50.0%  | 12 人         | 9 人  | 75.0%  |
|              | 第二種 | 15 人         | 15 人 | 100.0% | 12 人         | 8 人  | 66.7%  |
| 神奈川県高等学校奨学金  |     | 15 人         | 13 人 | 86.7%  | 19 人         | 19 人 | 100.0% |

(2) 健康・生活指導・カウンセリング

①健康診断

年に 1 回春季に定期健康診断を実施し学生の健康管理を行っている。健康診断の実施内容は、胸部撮影、診察、貧血検査、感染症抗体検査、視力、血圧、検尿、ツベルクリン判定、HBs 抗原抗体検査である。校医に学生健康状態についての状況を報告し、学生の健康への支援につなげている。

## ②スクールカウンセリング

学業や健康、あるいは仕事、対人関係等により、学業の継続に支障をきたすような問題が生じた場合、および卒業後の進路等悩みや心配ごとがある時の相談に対応するためカウンセラーによる相談を行っている。相談室は本館4階にカウンセリング室を設置し、悩みを抱えた学生が周りの目を気にすることなく訪室できるようにしている。方法は、カウンセリング室前に設置してある申込書に必要事項を記入の上、予約箱に投函し、毎週金曜日の午後3時～6時と第1・3・5月曜日の午後2時～5時に学生が相談できるようになっている。学内の教員が学生の学習状況などを把握し、カウンセリングの必要な学生には相談室の訪室を勧めている。

## ③看護学校補償制度

学生全員が看護学校補償制度(W i l l)に加入するようにしている。この保険は授業・実習中に発生する傷害や感染事故、患者さんや実習施設に対する賠償事故について補償される。重大な事故の発生時に学生が安心して対応できるように配慮されている。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

4月にオリエンテーション等で新生及び在校生向けに奨学金制度を説明し、学生に周知している。申請の際には個別に面談を実施し、経済状況の確認や学生の相談にのっている。また、奨学金貸与の決定後も定期的に学生との個別面談を実施し、経済的な支援にとどまらず奨学生としての自覚を促すようにしている。

カウンセラーによる相談については、平成20年度は162人、平成21年度は137人の学生が利用している。相談内容は主に対人関係や心理障害が多い。学生は学外のカウンセラーが対応することで利用しやすい状況にあり、学生自身が対応策や解決策の糸口をつかみ学業への悪影響を少なくし、また、教員とカウンセラーと連携することで、問題を抱えている学生も早期の相談によって学業への負担を最小限にとどめることもできている。

傷害賠償保険(W i l l)は、平成20年度は学生13人、教員5人、平成21年度は学生9人、教員6人が利用した。平成21年度の内容は傷害事故が8件、賠償事例が5件であった。保険が機能し、学生等の負担が少なくなった。

### 【今後の課題】

奨学金については、最近の景気の悪化に伴い、緊急に奨学金の貸与を必要とするケースや、高校新卒者が日本学生支援機構の大学等進学時予約採用制度を利用するなどして、奨学生が増加傾向にあるが、厳しい財政状況の中で、平成22年度の神奈川県看護師等修学資金は前年度当初予算額289,164千円から213,444千円と大きく減少しており、貸与を希望する学生への対応が難しくなっている。

特に社会人経験者において、入学前に十分な学費を準備していないケースがあり、今後は社会人経験者の志願者に対して、面接試験において経済面の計画を確認する必要がある。

## 2) 学習困難への支援対策

### 【本校の状況】

#### 《初年次教育》

第一看護学科では、入学前の課題提示（生物の問題・感想文）、ノートの取り方の紹介（2年生のノートを借りてノートの取り方の紹介）、算数教室（看護に必要な計算）、第二看護学科と合同で大学受験予備校の講師による理科教室（生物・化学・物理）を開講し補講を行なっている。准看護学科では、漢字試験やレポートの書き方・学習の仕方の説明、長期休みや单元ごとの課題を提示している。

#### 《成績低迷者への支援》

各科とも成績低迷者には、随時個別面接を行い心身の状態などを把握しながら成績低迷の理由や解決方法について共有している。必要時には特別補講を実施している。実習中は、適宜記録の指導や面接を行い、学習支援を行っている。心身の問題がある場合は実習時間の調整を行い、学校カウンセラーの面接が受けられるように配慮している。国家試験の模擬試験成績低迷者に対しては登校による学習や予備校を勧め、担当教員を決め個別指導を行っている。

#### 《再履修生への学習支援》

第一看護学科・第二看護学科では、再履修生担当の教員を設け、個別指導を行っている。

### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

#### 《初年次教育》

算数教室や理科教室から、学生の基礎的な知識がかなり不足している実態が明らかになった。今後も初年次教育への取り組みが必要であり、そのための経費や時間の捻出が課題となる。また、初年次教育の評価が必要である。

#### 《成績低迷者への支援》

入学者の学力は年々、低下している。学習困難な学生に対しては、個別に相談に応じたりしているが現在の教員の人数や仕事量から限界を感じている。入学者の選抜から検討する必要がある。

#### 《再履修生への学習支援》

多くの再履修生が翌年には単位を修得している。

**【今後の課題】**

- ・初年次教育のための予算や時間の確保が必要
- ・入学者選抜の基準等の再考

### 3) 社会的活動への支援体制

#### 【本校の状況】

助産師学科は外来講師からの紹介による「母乳研究会」「かながわ母乳の会」などの参加を募り、希望する学生がボランティアとして参加している。

第一看護学科は自治会を中心に十数名、准看護学科は全員毎年クリスマスのころ、実習施設を訪れ入院患者さんにキャンドルサービス（演奏会等を含む）を行っている。

第一看護学科や第二看護学科の数名の学生は精神障害者のサマーキャンプやこども医療センター等でボランティア活動に参加している。

#### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

科によっても異なるが、学生の主体性に任せている。学科として積極的に支援する体制が十分とは言えないが、学習時間を考えると現状の方法で良いのではないかと考える。夏季休暇等を積極的に活用することを推奨する。

#### 【今後の課題】

- ・研修会ボランティア等の情報提供

#### 4) 卒業後の進路選択への支援体制

##### 【本校の状況】

###### 《就職・進路指導》

学校全体として、毎年行われる文化祭で実習施設紹介を行っている。毎年 32～38 施設が参加し、学生は自由に参加し、資料をもとに具体的な説明を聞き、情報収集を行っている。学校内には、就職のための資料を置き、卒業生からのメッセージ（写真入り）を掲示している。

個別対応としては、各学科とも学生からの相談には面接を行い支援を行っている。3年次の担当教員が、県内施設、実習施設、学生に合った施設、新人教育体制が整っている施設などを勘案し就職活動の相談にのっている。

###### 《進学指導》

第一看護学科では、前年度に受験した大学編入試験・助産師学校等の試験の傾向や面接試験の様子をファイルに残し、在校生の参考にできるようにしている。また、進学した卒業生からの情報を進学希望の学生に伝えている。

准看護学科では、県内の進学校の紹介、「やさしさがキャリアになる」の配布や実習病院の看護部長の講話を進学・就職の動機付けにしている。

##### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 【評価結果の根拠（理由）】

ほとんどの学生が就職・進学をしている。各学科とも、就職・進路相談担当の教員はおいていない。主に科長や担任が行っているが、今後、窓口となる教員の設置等も検討する。

##### 【今後の課題】

今後も学生個々の希望に沿った進路の選択ができるように、学習相談および情報提供等の支援を継続する。

## 6. 養成所に関する情報提供

### 1) 教育活動に関する関係者への情報提供

1-1 教育・学習活動に関する情報提供を関係者（保護者等）に行っている。

1-2 関係者（保護者等）への情報提供は関係者から協力・支援を得ることにつながっている。

### 【本校の状況】

教育活動に関する関係者への情報提供として

- ・式典（入学式、卒業証書授与式・ナーシングセレモニー）  
式典の案内を保護者・実習施設・講師等に行い参加を呼び掛けている。
- ・文化祭（学科紹介・実習施設紹介・看護体験）  
地域住民への案内も行い参加を呼びかけ、看護学校の概要を紹介している。
- ・学校説明会  
入学を希望している社会人・学生および保護者に学校の概要（本校の教育方針・アドミッションポリシー・カリキュラム紹介・学校生活・国家試験合格状況・就職情報など）を説明している。
- ・保護者あての文書  
入学時に保護者向けに学校生活や教育活動についての詳細を文書で配布し、学生の学習支援への協力を依頼している。
- ・保護者会（第一看護学科のみ）  
学習状況や実習状況、国家試験、就職状況等について説明し、家庭における学習支援の理解が得られるようにしている。
- ・学修記録の配布  
年度末に本人や保護者に成績表を配布している。
- ・推薦入学試験指定校訪問  
校長、副校長が指定校を訪問し、学校の概要や学校生活、学習状況等について説明している。
- ・県医師会会報  
各課・科の科長が輪番で県医師会会報（1回/月）に学校の状況を掲載している。
- ・ホームページ  
学校の理念・アドミッションポリシー・学校生活についてのアドバイスを掲載している。
- ・実習施設との協力（臨床指導者会議）  
実習前に各施設へ出向き、学生の学習状況の情報提供を行い、効果的に実習が進められるように打ち合わせを実施し、協力が得られるように教育活動を行っている等がある。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

情報提供として様々なことを行っているが今年度は県医師会によるホームページを開設し情報提供を充実させた。また、文化祭や学校説明会では年々参加者も増え、実施後のアンケートでは来校者のニーズに応じていたことがわかれた。しかし、保護者会等の参加者はまだまだ少数であり看護学校や医療職への関心をもってもらえるような工夫がさらに必要である。

今後、さらに情報提供を充実させ、それらの結果がどのような形で本校の運営への協力や支援となっているかを明確にする必要がある。

### 【今後の課題】

- ・関係者からの支援協力としてかたちとして示すものは何かを明確にする。
- ・保護者への情報提供の方法や内容を検討する。

## 2) 広報活動

- 2-1 看護師等を養成する機関としての存在を、十分にアピールする広報活動を適切に行っている。
- 2-2 広報の内容は、社会的説明責任を果たすものになっている。

### 【本校の状況】

養成所に関する情報提供については、県及び県医師会教務部のホームページにより本校の概要や教育課程、学校行事、各入学試験日程、学年暦、アクセスガイド及び学生の様子などを紹介し、一般県民向けに情報提供を行っている。また、輝翔祭（学校祭）、一日看護体験、学校見学会を一般向けに公開し、本校の教育内容を知る機会や、実際に看護を体験できる機会を設けている。

養成所に関する情報提供案内については、平成 23 年度は県内の高校 235 校、県内の看護師学校・養成所、実習病院、各地域県政総合センター等の県機関へ入学案内を配布するとともに、県のたより、神奈川新聞の「県民の窓」等に記事を掲載した。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

少子化の社会情勢に目をむけ、広い視野に立ち、広報活動を行うことができている。情報提供に関しては、本校ホームページを大幅にリニューアルし、より充実した内容での情報提供に努め、本校の教育内容を積極的にアピールすることができている。

### 【今後の課題】

ホームページにおいては、現在のホームページはパソコンでの閲覧を基本としているので、今後は携帯電話用のホームページの作成を検討するなど、よりわかりやすく、親しみの持てる情報提供を行う必要がある。今後も受験者を増やしていくために本校の特色ある教育内容、充実した教育内容を様々な方法で伝えていく必要がある。

## 7. 養成所の運営計画と将来構想

- 1-1 養成所は明確な将来構想のもとに、運営の中・長期計画、短期計画、年間計画を立案している。
- 1-2 その実施・評価は将来構想との整合性をもっている。

### 【本校の状況】

#### 1) 年間の運営計画と評価

学校の教育理念、教育目標を達成していくためには、状況の変化に対応した年間の運営計画を設定し、それに基づいた学校運営を行っていくことが重要である。

毎年度、年間の学校運営計画を定め、目標を明確にした学校運営に取り組んでいる。

次年度の運営計画策定に向けては、2月から3月にかけて学内で論議、検討を重ね、成案を得ている。

また、次年度の「年間行事」の作成については、教務会議、運営調整会議で検討を重ね、3月に最終決定をしている。各行事の役割分担も同時に決定し、各責任者が早くから計画、準備に取りかけられるようにするなど計画的な学校運営に努めている。

#### 2) 短期計画

個々の講義、演習、臨地実習さらに学校行事などの具体的なプランは、それぞれの時期に状況に応じて立案し実施しているが、それらが教育理念、教育目的、教育目標といった長期の展望に沿ったものとなるよう留意している。

具体的には、時間割、実習要綱、行事实施案などについて、日頃から教務会議等で検討し、調整のうえ実施している。また、終了後には適宜振り返り、評価を行って、その後の取組みにいかすようにしている。

#### 3) 中・長期計画

県の総合計画「神奈川力構想」では、「保健・医療・福祉人材の育成・確保」を戦略プロジェクトに掲げている。また、これを受けて神奈川県保健医療計画では重点施策として「保健・医療福祉人材の確保」をうたっている。

少子化、高齢化の進展により将来にわたって看護師不足が懸念され、また、大学全入時代を迎え専門学校志望者が減少傾向にある中、県立の看護専門学校としてどのように学生を確保し看護師となる人材を養成していくのかが大きな課題である。

このため平成 21 年度入学試験から第一看護学科に社会人入学試験を導入して、高校新卒者以外にも幅広い人材の確保に努めるとともに、助産師学科、第二看護学科に県内養成施設からの推薦入学試験を実施している。さらに、教育内容をより魅力的なものに整えていくことにより、衛生看護専門学校に入学すればきちんとした看護教育が受けられるという体制を作り上げ、学校そのものの価値を高めていくことが重要である。

### 【点検】

- ③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

年度ごとに目標を定め、全職員で同じ目標に向けて取り組むことで明確な意識を持って、個々の業務を遂行することができた。

年間の運営計画をはじめ、個々の授業、実習、行事などの計画に対する結果の検証、評価をきちんと行い、その後の取組みに適切に反映していけるよう取組みを進めている。

### 【今後の課題】

本校は、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技術を修得させ、あわせて一般教養の向上をはかり、有能な人材を育成することを目的としている。

少子高齢化、医療の高度化により看護職員の需要の増加が見込まれる一方、応募者の数が毎年のように変動している状況のなかで、学生の数を確保していくため、社会環境の変化に応じて学生募集の方法を工夫していく必要がある。

専門職業教育機関として、看護実践力を備えた人材養成を着実に進め、看護の質の向上を実現していくため、今後入学してくる幅広い年齢、様々な経験を持った学生に対する教育内容、教育方法について不断に検討、工夫をしていく必要がある。

## 8. 自己点検・自己評価体制

### 1) 自己点検・自己評価の組織

### 2) 資料、データ収集、蓄積

### 3) 資料、データの分析、解釈

### 4) 課題や改善点への取組

### 5) 第三者評価、結果の公表

1-1 自己点検・自己評価の意味と目的を理解している。

1-2 実際に自己点検・自己評価を行うための知識と方法を明確にもっている。

2-1 自己点検・自己評価体制を整え、運用している。

2-2 自己点検・自己評価は、養成所のカリキュラム運営、授業実践にフィードバックするように機能している。

2-3 自己点検・自己評価体制は、養成所の教育理念・教育目的、教育目標の維持・改善につながるように機能している。

## 【本校の状況】

本校では、平成 21 年 4 月の助産師学科、第一看護学科、平成 22 年 4 月の第二看護学科の新しいカリキュラムへの移行も順調に実施され、運営形態の変更から 4 年を経過したことから、平成 22 年度から学校評価を実施することとした。

そのため、平成 21 年度から「自己点検・自己評価の取り組み」に向けて準備を開始した。学校評価を実施しているよこはま看護専門学校を訪問し、実施に向けての準備、方法について説明を受けた。その後、教育担当副校長、学事課長、4 学科の科長、副科長で、「看護師養成所の自己点検・自己評価指針」をもとに学習会を行った。

本校では、教務事務を神奈川県医師会に委託しているため、学校評価の円滑な実施のため、県衛生看護専門学校、県保健福祉人材課、神奈川県医師会の 3 者で構成する神奈川県立衛生看護専門学校評価推進会議を設置するとともに、学校内には、学校評価連絡調整会議のもと県側に学校評価検討会議、県医師会教務部内に学校評価委員会会議を設置した。

平成 22 年度の学校評価は、初年度として「自己点検・自己評価」を実施することとした。自己点検・自己評価を実施する際の評価項目の設定等は、原則として平成 15 年 7 月の厚生労働省の検討委員会が作成した「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」によることとし、本項の状況に応じて新たな評価項目を追加して取り組むこととした。

平成 22 年 4 月に教務部（県医師会職員）は「学校評価委員会会議」設置要綱を定めた。そして、全職員個々人が「看護師養成所の自己点検・自己評価指針の点検（評価内容）」一覧をもとに自己点検・自己評価を行った。5 月には学校評価を実施した厚木看護専門学校の学科長を講師とし「学校評価の実施方法」について研修会を開催し、看護師等養成所における自己点検・自己評価についての基本的な考え方について理解を深めた。6 月には各学科より委員が選出され、タイムスケジュールや、役割分担を決定した。進捗状況はパソコン上に自己点検・自己評価の教員共通フォルダを作成し、全職員が把握できるようにしている。自己評価・自己点検に使用するデータは本校が運営形態を変更し県立となつてからの平成 18 年から平成 22 年度までの 5 年間としている。

《自己点検・自己評価の組織》

- ・「学校評価推進会議」（構成：保健福祉人材課長、同副課長、校長、管理担当副校長、教育担当副校長、学事課長）
- ・「学校評価連絡調整会議」（構成：管理担当副校長、教育担当副校長、学事課長等）
- ・「学校評価委員会議」（構成：教務部）」
- ・「学校評価検討会議」（構成：管理課）」

《学校評価の実施について》

- ・実施方針  
学校評価は評価結果から教育活動の改善点を見出し、教育活動の資質向上を目指して再計画・実施され、再び評価するというように、循環的に行われることが重要であるため、学校評価は継続的に実施する。
- ・実施内容  
平成 22 年度に実施する学校評価は「自己点検・自己評価」とする。自己点検・自己評価を実施する際の評価項目の設定等は、原則として平成 15 年 7 月に厚生労働省の検討会が作成した『看護師養成所の教育活動等に関する自己評価指針』により行い、本校の状況に応じて実施する。
- ・実施スケジュール  
平成 23 年 3 月に報告書を作成する。
- ・評価の公表  
評価結果について公表する機会を設ける。

**【点検】**

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

**【評価結果の根拠（理由）】**

平成 22 年 4 月より、実施計画に基づき自己点検・自己評価を進めている。その間、学校危機管理に関する課題が明確になり、「学校安全計画」「危険等発生時対処要領」が策定された。

**【今後の課題】**

自己点検・自己評価によって明らかになった課題の改善に向け努めていく。

## VI. 入学

### 1. 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性

- 1 教育理念・教育目的との一貫性をもって入学者選抜についての考え方を述べている。
- 2 入学者状況、入学者の推移について、入学者選抜方法の妥当性及び教育効果の視点から分析し、検証している。

### 【本校の状況】

入学者選抜にあたっては、看護に対して熱意のある優秀な人材を確保することを目的とし、「一般入学試験」、「社会人入学試験」、「推薦入学試験」、「学内公募入学試験」の4種類の入学試験により選抜を行っている。

#### (1) 助産師学科

##### ①一般入学試験

平成 23 年度一般入学試験は受験資格を「文部科学大臣の指定した学校、または厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業もしくは卒業見込みの者」とし、募集人員は 40 人定員の 50%としている。選抜方法は「英語」、「母性看護学」、「小児看護学」の3科目による筆記試験の第1次試験と第1次試験合格者を対象とした「個人面接」の第2次試験により入学者の選抜を行っている。

一般入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。

一般入学試験の応募・入学の状況

|          | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|----------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成 19 年度 | 36   | 275  | 259    | 39     | 38   | 6.6    |
| 平成 20 年度 | 36   | 266  | 257    | 38     | 36   | 6.8    |
| 平成 21 年度 | 34   | 235  | 228    | 39     | 37   | 5.9    |
| 平成 22 年度 | 20   | 188  | 185    | 34     | 34   | 5.4    |
| 平成 23 年度 | 20   | 197  | 190    | 25     | 24   | 7.6    |

##### ②推薦入学試験

平成 23 年度推薦入学試験は、助産師として県内に就業する意思のある者の確保を目的とし、県内の看護師学校・養成所を卒業見込で、「前年度までの在学中の全履修科目（臨地実習を除く）の7割が「優」で、かつ臨地実習の成績は「良」以上修得で、在学学校長の推薦」を条件としている。募集人員は定員（40 人）の 40%程度としている。なお、推薦入学試験は指定校を対象として実施しており、平成 23 年度入学試験は県内の看護師学校・養成所から 14 校を指定校とした。指定校からの推薦人員は「1校につき2人程度」としている。選抜方法については、「個人面接」により入学者の選抜を行っている。

推薦入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。

推薦入学試験の応募・入学の状況

|          | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|----------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成 21 年度 | 2    | 1    | 1      | 1      | 1    | 1.0    |
| 平成 22 年度 | 16   | 6    | 6      | 6      | 6    | 1.0    |
| 平成 23 年度 | 16   | 12   | 12     | 12     | 12   | 1.0    |

③学内公募入学試験

平成 23 年度学内公募入学試験は、助産師として県内に就業する意思のある者の確保を目的とし、本校第一看護学科または第二看護学科を卒業見込みで、「前期までの在学中の全履修科目（臨地実習を除く）の6割が「優」で、かつ臨地実習の成績は「良」以上修得」を条件としている。募集人員は定員（40 人）の 10%程度としている。選抜方法については、「個人面接」により入学者の選抜を行っている。

学内公募入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。

学内公募入学試験の応募・入学の状況

|          | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|----------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成 19 年度 | 4    | 2    | 2      | 2      | 2    | 1.0    |
| 平成 20 年度 | 4    | 2    | 2      | 2      | 2    | 1.0    |
| 平成 21 年度 | 4    | 0    | 0      | 0      | 0    | —      |
| 平成 22 年度 | 4    | 0    | 0      | 0      | 0    | —      |
| 平成 23 年度 | 4    | 3    | 3      | 3      | 3    | 1.0    |

(2) 第一看護学科

①一般入学試験

平成 23 年度一般入学試験は受験資格を「高等学校卒業程度」とし、募集人員は 80 人定員の 35~40%としている。選抜方法は「国語総合、現代文（古文、漢文を除く）」、「数学 I・A」、「英語 I・II」の 3 科目による筆記試験の第 1 次試験と第 1 次試験合格者を対象とした「個人面接」の第 2 次試験により入学者の選抜を行っている。

一般入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。平成 20 年度一般入学試験は一次募集の応募者数が 104 人であったので、二次募集を実施した。

一般入学試験の応募・入学の状況

|          | 募集人員  | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |     |
|----------|-------|------|--------|--------|------|--------|-----|
| 平成 19 年度 | 48    | 158  | 151    | 61     | 47   | 2.5    |     |
| 平成 20 年度 | 一次募集  | 48   | 104    | 97     | 60   | 43     | 1.6 |
|          | 二次募集  | 20   | 58     | 50     | 17   | 14     | 2.9 |
| 平成 21 年度 | 40    | 138  | 137    | 40     | 33   | 3.4    |     |
| 平成 22 年度 | 40    | 159  | 151    | 40     | 33   | 3.8    |     |
| 平成 23 年度 | 28~32 | 217  | 203    | 36     | 28   | 5.6    |     |

## ②社会人入学試験

社会人入学試験は第一看護学科の定員(80人)の10~15%程度を募集人員としている。社会経験が豊かで、看護師になりたいという目的意識を明確に持ち、主体的に学べる優秀な人材確保を目的とし、平成21年度入学試験より社会人入学試験制度が導入された。4年制大学卒業後に3年間就労したことを想定して「就労経験が3年以上で25歳以上」を受験資格とした。また、県内で長期にわたり勤務することが期待できるということで「県内に1年以上在住・在勤」を受験資格の条件としている。選抜方法は「現代国語」の筆記試験の第1次試験と、第1次試験合格者を対象とした「個人面接」の第2次試験により入学者の選抜を行っている。

社会人入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。

社会人入学試験の応募・入学の状況

|        | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|--------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成21年度 | 8    | 73   | 70     | 8      | 7    | 8.8    |
| 平成22年度 | 8    | 110  | 108    | 11     | 10   | 9.8    |
| 平成23年度 | 8~12 | 122  | 117    | 14     | 14   | 8.4    |

## ③推薦入学試験

平成23年度推薦入学試験は、高等学校での学力優秀者や看護師になりたいとの目的意識が明確な人材の確保を目的とし、「全体の評定平均値が3.6以上で県内の在学高等学校長の推薦」を条件としている。募集人員は定員(80人)の50%程度としている。平成23年度入学試験から指定校と一般校の2区分を導入し、指定校は過去の入学実績により24校を選定している。指定校は「1校につき3人程度の推薦人員」、一般校は「1校につき推薦人員の制限は設けない」としている。選抜方法については、「個人面接」により入学者の選抜を行っている。

推薦入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。

推薦入学試験の応募・入学の状況

|        | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|--------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成19年度 | 32   | 19   | 19     | 19     | 19   | 1.0    |
| 平成20年度 | 32   | 14   | 14     | 14     | 14   | 1.0    |
| 平成21年度 | 32   | 37   | 37     | 37     | 37   | 1.0    |
| 平成22年度 | 32   | 35   | 35     | 35     | 35   | 1.0    |
| 平成23年度 | 指定校  | 40   | 29     | 29     | 29   | 1.0    |
|        | 一般校  |      | 9      | 9      | 9    | 1.0    |

### (3) 第二看護学科

#### ①一般入学試験

平成23年度一般入学試験は受験資格を「中学校を卒業し、かつ准看護師の免許を取得

後3年以上看護業務に従事している者、あるいは准看護師の免許を有する者もしくは見込みの者で、高等学校を卒業した者または卒業見込みの者」とし、募集人員は40人定員の50%としている。選抜方法は「国語」、「看護学」、「解剖生理学」の3科目による筆記試験の第1次試験と第1次試験合格者を対象とした「個人面接」の第2次試験により入学者の選抜を行っている。

一般入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。

一般入学試験の応募・入学の状況

|        | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|--------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成19年度 | 28   | 99   | 96     | 33     | 33   | 2.9    |
| 平成20年度 | 28   | 105  | 101    | 34     | 34   | 3.0    |
| 平成21年度 | 20   | 64   | 58     | 29     | 24   | 2.0    |
| 平成22年度 | 20   | 57   | 55     | 30     | 30   | 1.8    |
| 平成23年度 | 20   | 48   | 47     | 29     | 22   | 1.6    |

②推薦入学試験

平成23年度推薦入学試験は、看護師として県内に就業する意思のある者の確保を目的とし、県内の准看護師養成所を卒業見込で、「前年度までの在学中の学業成績が、臨地実習を含む全ての履修科目の平均点が80点以上でかつ席次が上位3分の1以内で、准看護師養成所の長の推薦」を条件としている。募集人員は定員(40人)の25%程度としている。なお、推薦入学試験は県内全ての准看護師養成所6校を対象として実施している。1校あたりの推薦人員についての制限は設けていない。選抜方法については、「個人面接」により入学者の選抜を行っている。

なお、県内の医療施設に勤務し、准看護師の免許取得後3年以上10年未満看護業務に従事している者を対象に実施している長期業務経験者推薦入学試験については、平成23年度は前年度に引き続き応募者がいなかった。

推薦入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。

推薦入学試験の応募・入学の状況

|        | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|--------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成21年度 | 8    | 5    | 5      | 5      | 5    | 1.0    |
| 平成22年度 | 10   | 5    | 5      | 5      | 5    | 1.0    |
| 平成23年度 | 10   | 5    | 5      | 5      | 5    | 1.0    |

長期業務経験者推薦入学試験の応募・入学の状況

|        | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|--------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成19年度 | 4    | 1    | 1      | 1      | 1    | 1.0    |
| 平成20年度 | 4    | 1    | 1      | 0      | 0    | —      |
| 平成21年度 | 4    | 2    | 2      | 0      | 0    | —      |

|          |   |   |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|---|---|
| 平成 22 年度 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| 平成 23 年度 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |

### ③学内公募入学試験

平成 23 年度学内公募入学試験は、看護師として県内に就業する意思のある者の確保を目的とし、本核准看護学科を卒業見込みで、「前期までの在学中の学業成績が、臨地実習を含む全ての履修科目の平均点が 80 点以上でかつ席次が上位 3 分の 1 以内の者、または在学中の学業成績が優秀であり、かつ学習意欲の旺盛な者」を条件としている。募集人員は定員（40 人）の 20%程度としている。選抜方法については、「個人面接」により入学者の選抜を行っている。

学内公募入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。

#### 学内公募入学試験の応募・入学の状況

|          | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|----------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成 19 年度 | 8    | 6    | 6      | 6      | 6    | 1.0    |
| 平成 20 年度 | 8    | 14   | 14     | 6      | 6    | 2.3    |
| 平成 21 年度 | 8    | 8    | 8      | 6      | 6    | 1.3    |
| 平成 22 年度 | 8    | 5    | 5      | 5      | 5    | 1.0    |
| 平成 23 年度 | 8    | 6    | 6      | 5      | 5    | 1.2    |

## （４）准看護学科

### ①一般入学試験

平成 23 年度一般入学試験は受験資格を「中学校以上を卒業した者」とし、募集人員は定員 40 人としている。選抜方法は「国語」、「数学」、「英語」の 3 科目による筆記試験の第 1 次試験と第 1 次試験合格者を対象とした「個人面接」の第 2 次試験により入学者の選抜を行っている。

一般入学試験における募集人員、応募者数等の推移は、次の表のとおりである。

#### 一般入学試験の応募・入学の状況

|          | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数・A | 合格者数・B | 入学者数 | 倍率・A/B |
|----------|------|------|--------|--------|------|--------|
| 平成 19 年度 | 40   | 95   | 91     | 40     | 38   | 2.3    |
| 平成 20 年度 | 40   | 84   | 78     | 40     | 24   | 2.0    |
| 平成 21 年度 | 40   | 108  | 103    | 40     | 26   | 2.6    |
| 平成 22 年度 | 40   | 107  | 103    | 40     | 38   | 2.6    |
| 平成 23 年度 | 40   | 168  | 160    | 40     | 28   | 4.0    |

### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

助産師学科においては、県内に勤務する助産師をより多く確保するために実施している推薦入学試験及び学内公募入学試験での合格者数は増加しているが、未だ募集人員数を下回っている状況であり、推薦入学試験及び学内公募入学試験での合格者数を募集人員どおり確保していくよう努めていく必要がある。

第一看護学科においては、社会人入学試験は募集人員 8 人程度に対し、応募者数は初年度（平成 21 年度入学試験）より徐々に増加している。一般入学試験は平成 19 年度から平成 22 年度まで応募者数は 100 人台で推移していたが、平成 23 年度が 217 人と増加したのは、雇用状況が厳しい中、就職に有利な資格を取得しようとする傾向があるものと思われる。推薦入学試験は平成 23 年度から、優秀な人材を確保するためにこれまでよりも高い条件（全体の評定平均値が 3.5 以上を 3.6 以上に引き上げ）を設定するとともに、推薦校を県内全ての高校に拡大することにより、高校新卒者の確保を図ることができた。高校生の多くに「早く確実に進路を決めたい。」という傾向があり、少子化の中、高校新卒者の確保が重要となってくるので、大学進学指向が強まる中で、今後の応募状況等も見極めながら、高校の進路指導教員との連携に努めていく必要がある。

第二看護学科においては、准看護師の養成所が減少している中で、応募者数を確保していくことが困難な状況になってきている。

准看護学科においては、最近の雇用状況等を反映し、平成 23 年度は応募者数が増加しているが、将来の看護師養成のあり方等も勘案して、今後の対応を検討していく必要がある。

### 【今後の課題】

各入学者選抜が滞りなく安全に実施されるため、改善すべきところがあれば、速やかに改善や効率化を図ってきたが、今後もそのように努めていく必要がある。

## 2. 選抜の公平性

### 【本校の状況】

本校は、入学試験の応募者名簿作成、試験結果入力、合格判定資料作成等を「学校業務支援システム」で行っている。

入学試験問題は、県において問題の適切性を検討後、作問者に依頼して作成している。試験の採点については、筆記試験は問題作成者が採点を行い、それに対して県職員が複数で検算等を行い採点の正確性を図っている。

面接については入学試験ごとに「面接評点表」を作成して、県医師会職員がそれにもとづいて採点している。試験後、面接グループごとに採点結果を検討後、面接試験官全員で採点結果を見直すことにより採点の公平性を図っている。また、外来講師を招聘して「面接試験技法研修」を行い面接試験官としての質の向上を図っている。

合否の判定については、県医師会職員で構成された「合否判定会議」の結果にもとづき校長が決定しており、合否の透明性、公平性を図っている。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

入学者選抜の準備、実施、採点、発表については、前年度同様、事務手続きにおいて必ず複数人による確認を行い、問題はなかった。引き続き正確性、公平性の確保に努める必要がある。

### 【今後の課題】

「学校業務支援システム」を使用しているが、本校の入学試験システムに合わないところがあり、本校の入学試験システムに合うように変更しながら使用してきた経緯がある。今後も不都合のあった場合は、是正して本校の入学試験システムに合ったものにしていく必要がある。

### 3. 選抜方法の妥当性

#### 【本校の状況】

##### ①助産師学科

入学後の状況は、次の表のとおりである。

退学、留年状況

| 理由     | 平成 18 年度 |    | 平成 19 年度 |    | 平成 20 年度 |    | 平成 21 年度 |    | 計  |    |
|--------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----|----|
|        | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学 | 留年 |
| 進路変更   |          |    | 1        |    | 1        |    |          |    | 2  |    |
| 体調不良   | 1        |    |          |    |          |    |          |    | 1  |    |
| 成績不良   |          |    |          | 1  |          |    |          |    |    | 1  |
| 経済的理由  |          |    |          |    |          |    |          |    |    |    |
| 一身上の都合 |          |    |          |    |          |    |          |    |    |    |
| その他    |          |    |          |    |          |    | 1        |    | 1  |    |
| 計      | 1        |    | 1        | 1  | 1        |    | 1        |    | 4  | 1  |

##### ②第一看護学科

入学後の状況は、次の表のとおりである。

退学、留年状況

| 理由     | 平成 18 年度 |    | 平成 19 年度 |    | 平成 20 年度 |    | 平成 21 年度 |    | 計  |     |
|--------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----|-----|
|        | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学 | 留年  |
| 進路変更   | 12       |    | 21       |    | 18       |    | 10       |    | 61 |     |
| 体調不良   | 4        | 8  | 7        | 6  | 5        | 5  | 4        | 5  | 20 | 24  |
| 成績不良   |          | 26 |          | 34 |          | 27 |          | 45 |    | 132 |
| 経済的理由  |          |    | 1        | 1  |          |    |          |    | 1  | 1   |
| 一身上の都合 |          |    |          |    |          |    |          |    |    |     |
| その他    |          | 1  | 1        | 1  | 1        |    |          |    | 2  | 2   |
| 計      | 16       | 35 | 30       | 42 | 24       | 32 | 14       | 50 | 84 | 159 |

##### ③第二看護学科

入学後の状況は、次の表のとおりである。

退学、留年状況

| 理由    | 平成 18 年度 |    | 平成 19 年度 |    | 平成 20 年度 |    | 平成 21 年度 |    | 計  |    |
|-------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----|----|
|       | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学 | 留年 |
| 進路変更  | 5        |    | 3        |    | 3        |    |          |    | 11 |    |
| 体調不良  | 1        |    | 1        | 1  |          | 2  | 2        |    | 4  | 3  |
| 成績不良  |          | 8  |          | 8  |          | 9  | 1        | 14 | 1  | 39 |
| 経済的理由 |          |    |          |    |          |    | 3        | 2  | 3  | 2  |

|        |   |   |   |    |   |    |   |    |    |    |
|--------|---|---|---|----|---|----|---|----|----|----|
| 一身上の都合 |   |   |   |    |   |    |   |    |    |    |
| その他    |   |   |   | 1  | 2 |    | 1 |    | 3  | 1  |
| 計      | 6 | 8 | 4 | 10 | 5 | 11 | 7 | 16 | 22 | 45 |

④准看護学科

入学後の状況は、次の表のとおりである。

退学、留年状況

| 理由     | 平成 18 年度 |    | 平成 19 年度 |    | 平成 20 年度 |    | 平成 21 年度 |    | 計  |    |
|--------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----|----|
|        | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学       | 留年 | 退学 | 留年 |
| 進路変更   | 1        |    | 2        |    | 3        |    | 1        |    | 7  |    |
| 体調不良   | 1        |    |          | 1  | 2        | 2  | 2        | 2  | 5  | 5  |
| 成績不良   |          | 1  |          | 4  |          | 3  |          | 4  |    | 12 |
| 経済的理由  |          |    |          |    |          |    |          |    |    |    |
| 一身上の都合 | 2        |    |          |    |          |    |          |    | 2  |    |
| その他    |          |    |          |    |          |    | 1        |    | 1  |    |
| 計      | 4        | 1  | 2        | 5  | 5        | 5  | 4        | 6  | 15 | 17 |

【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

【評価結果の根拠（理由）】

入学者選抜方法は学科によって様々であるが、入学後の状況について学科別にはっきりとした特徴がないことから、入学者選抜方法と入学後の状況に相関関係があるとは言えない。なお、現在までは第一看護学科の社会人入学試験選抜者には退学、留年はいない。

【今後の課題】

本校は、職業教育を行っている学校であり、入学時において既に、職業選択をした学生であると言える。それでも「進路等に関する悩みを抱えた学生もいる。」という現状がある。カウンセリング等、個々の状況把握に努め、状況にあった適切な措置がとれるよう配慮していく。

#### 4. 入学希望者開拓への取り組み

##### 【本校の状況】

学生募集の方法としては、入学試験ごとに募集要項を作成し、希望者に配布するとともに、助産師学科の「推薦入学試験」の募集要項については県内の大学・短大・養成所（指定校に限る）、第一看護学科の「一般入学試験」「推薦入学試験」の募集要項については県内の全ての高等学校、第二看護学科の「一般入学試験」「推薦入学試験」の募集要項については県内の全ての准看護師養成校に配布した。

そして、神奈川県の広報紙「県のたより」や神奈川新聞の「県民の窓」への記事の掲載、本校のホームページにより広く周知を図るとともに、本校への進学希望者を対象とした「学校説明会」や「学校見学会」を開催し、入学試験や学校生活についての説明を行っている。

さらに、校長等が、高校新卒者の確保のため、入学実績のあった学校（指定校）へ学校訪問を行っている。

##### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

##### 【評価結果の根拠（理由）】

本校への進学希望者を対象とした「学校見学会」の参加者に「学校見学会をどのような方法で知ったか？」というアンケートを行った結果、「ホームページ」が一番に挙げられており、インターネットによる広報は大きな効果があると考えられる。前年度同様、学生募集の方法については問題なく実施されている。

##### 【今後の課題】

本校の4学科のうち、特に第一看護学科は、ここ数年、少子化の影響で高校生の人数が減り、また、大学全入時代を迎え、専門学校だけでなく短大・大学を交え少ない進学対象者を奪い合っている現状がある。そのようなことから次年度以降も引き続き本校を積極的にアピールし、入学希望者を確保する必要がある。

ホームページを見て、応募する学生が多いので、平成22年9月に本校のホームページをリニューアルしたが、引き続き充実させていくことが必要である。

また、県内の高等学校への学校訪問を引き続き行い、高等学校との関係をより密なものにしていく必要がある。

## Ⅶ. 卒業・就職・進学

### 1. 進路選択の状況と教育理念・教育目的との整合性

- 1 卒業時の到達状況をとらえる方法が明確であり、計画的に行っている。
- 2-1 卒業時の到達状況を分析している。
- 2-2 卒業生の就業・進学状況を分析している。
- 2-3 卒業生の到達状況、就業・進学状況についての分析結果は、教育理念・教育目標との整合性がある。

### 【本校の状況】

《助産師学科》

|      | 平成18年度<br>入学生 | 平成19年度<br>入学生 | 平成20年度<br>入学生 | 平成21年度<br>入学生 | 平成22年度<br>入学生 |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 入学者数 | 25            | 40            | 38            | 38            | 40            |
| 卒業生数 | 25            | 38            | 38            | 37            | 38            |
| 在学者数 | 0             | 0             | 0             | 0             | 1             |

|                  |       | 平成18年度<br>卒業生 | 平成19年度<br>卒業生 | 平成20年度<br>卒業生 | 平成21年度<br>卒業生 |
|------------------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 国<br>家<br>試<br>験 | 合格者数  | 27            | 38            | 38            | 33            |
|                  | 不合格者数 | 0             | 0             | 0             | 4             |
|                  | 合格率   | 100%          | 100%          | 100%          | 89.2%         |
|                  | 全国平均  | 94.3%         | 98.1%         | 99.9%         | 83.1%         |
| 進<br>路           | 就職者   | 27            | 37            | 38            | 36            |
|                  | －県内   | 18            | 26            | 24            | 31            |
|                  | －県外   | 9             | 11            | 14            | 5             |
|                  | －実習施設 | 14            | 18            | 17            | 20            |
|                  | その他   | 0             | 1             | 0             | 1             |

表のとおりである。

教育理念に掲げている「地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護実践者の育成」と整合性がある。

《第一看護学科》

|      | 平成 18 年度<br>入 学 生 | 平成 19 年度<br>入 学 生 | 平成 20 年度<br>入 学 生 |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 入学者数 | 76                | 66                | 71                |
| 卒業者数 | 57                | 50                | 52                |
| 在学者数 | 1                 | 2                 | 12                |

|                  |          | 平成 18 年度<br>卒 業 生 | 平成 19 年度<br>卒 業 生 | 平成 20 年度<br>卒 業 生 | 平成 21 年度<br>卒 業 生 |
|------------------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 国<br>家<br>試<br>験 | 合格者数     | 60                | 55                | 44                | 51                |
|                  | 不合格者数    | 1                 | 3                 | 1                 | 3                 |
|                  | 合格率      | 98.4%             | 94.8%             | 97.8%             | 94.5%             |
|                  | 全国平均     | 90.6%             | 90.3%             | 89.9%             | 89.5%             |
| 進<br>路           | 就職者      | 58                | 52                | 42                | 47                |
|                  | － 県内     | 55                | 47                | 41                | 44                |
|                  | － 県外     | 3                 | 5                 | 1                 | 3                 |
|                  | － 実習施設   | 38                | 39                | 38                | 36                |
|                  | 進学者      | 2                 | 2                 | 2                 | 4                 |
|                  | － 助産師養成所 | 1                 | 1                 | 2                 | 3                 |
|                  | － 大学     | 1                 | 1                 | 0                 | 1                 |
|                  | その他      | 1                 | 4                 | 1                 | 3                 |

表のとおりである。

教育理念に掲げている「地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護実践者の育成」と整合性がある。進路選択においては原則的に神奈川県内への就職としている。卒業時の看護実践能力は現時点においては系統的な評価を実施していないが、卒業時のアンケートでは、100%の学生が「科学的根拠に基づき、人々に安全で安楽な看護技術を身につける」という目標に対しては「まずまずできた」と自己評価をしている。新カリキュラムでは看護技術到達度と合わせ、OSCEにて看護実践能力の評価を行う。

《第二看護学科》

|      | 平成18年度<br>入 学 生 | 平成19年度<br>入 学 生 | 平成20年度<br>入 学 生 | 平成21年度<br>入 学 生 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 入学者数 | 36              | 40              | 40              | 35              |
| 卒業生数 | 32              | 34              | 33              | 21              |
| 在学者数 | 0               | 0               | 2               | 4               |

|                  |          | 平成18年度<br>卒 業 生 | 平成19年度<br>卒 業 生 | 平成20年度<br>卒 業 生 | 平成21年度<br>卒 業 生 |
|------------------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国<br>家<br>試<br>験 | 合格者数     | 30              | 30              | 34              | 36              |
|                  | 不合格数     | 0               | 0               | 0               | 0               |
|                  | 合格率      | 100%            | 100%            | 100%            | 100%            |
|                  | 全国平均     | 90.6%           | 90.3%           | 89.9%           | 89.5%           |
| 進<br>路           | 就職者      | 29              | 28              | 32              | 35              |
|                  | － 県内     | 29              | 27              | 32              | 34              |
|                  | － 県外     | 0               | 1               | 0               | 1               |
|                  | － 実習施設   | 16              | 17              | 19              | 24              |
|                  | 進学者      | 1               | 2               | 0               | 1               |
|                  | － 助産師養成所 | 1               | 2               | 0               | 1               |
|                  | － 大学     | 0               | 0               | 0               | 0               |
|                  | その他      | 0               | 0               | 2               | 0               |

表のとおりである。

教育理念に掲げている「地域の保健、医療、福祉に貢献する看護実践者の育成」と整合性がある。

進路選択時においては、原則的に神奈川県内への就職としている。第二看護学科の平成18年～21年度における卒業率は、65%～75%である。4年間における国家試験の合格率は100%で、進学率は3～4%で助産師課程に進学している。卒業生の90%～96%は県内に就職し、実習病院就職率は、55～68%である。卒業時の到達状況については、技術チェックリストをもとに実習で体験しない診療の補助技術について技術演習を実施したが、系統的な評価は行っていない。新カリキュラムでは、看護技術到達度に合わせ、看護実践能力の評価を行う予定である。

《准看護学科》

|      | 平成 18 年度<br>入 学 生 | 平成 19 年度<br>入 学 生 | 平成 20 年度<br>入 学 生 | 平成 21 年度<br>入 学 生 |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 入学者数 | 30                | 38                | 24                | 26                |
| 卒業者数 | 27                | 35                | 20                | 22                |
| 在学者数 | 0                 | 0                 | 0                 | 1                 |

|                  |        | 平成 18 年度<br>卒 業 生 | 平成 19 年度<br>卒 業 生 | 平成 20 年度<br>卒 業 生 | 平成 21 年度<br>卒 業 生 |
|------------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 資<br>格<br>試<br>験 | 合格者数   | 35                | 24                | 34                | 23                |
|                  | 不合格者数  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
|                  | 合格率    | 100%              | 100%              | 100%              | 100%              |
|                  | 平均     | 99.6              | 97.4%             | 99.4%             | 100%              |
| 進<br>路           | 就職者    | 6                 | 6                 | 14                | 14                |
|                  | － 県内   | 6                 | 5                 | 13                | 14                |
|                  | － 県外   | 0                 | 1                 | 1                 | 0                 |
|                  | － 実習施設 | 6                 | 4                 | 6                 | 5                 |
|                  | 進学者    | 25                | 18                | 20                | 9                 |
|                  | その他    | 4                 | 0                 | 0                 | 0                 |

表のとおりである。

進路相談については文化祭時に、実習施設が学校内にて説明会を行うほか、各学科において最終学年担当教員による相談を行っている。就職コーナーを学内に設け就職案内等をいつでも見ることができるようになっている。卒業生の就業状況は、その大半が神奈川県内に就職している。入学前または、入学後、経済的な理由から施設から奨学資金を受けている学生もいて、卒業時には就職の選択ができない状況である。

【点検】

《助産師学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第一看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《第二看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

《准看護学科》

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

**【評価結果の根拠（理由）】**

《助産師学科》

4年間での入学生数は141名で、卒業生は140名（卒業率は99.2%）である。就労状況は助産師135名、看護師4名、養護教諭1名である。

《第一看護学科》

国家試験の合格率は常に全国平均を上回っており、卒業生の殆どが神奈川県内に就職・進学をしていることより県立の学校として責務を果たしている。現役卒業率については課題がある。

《第二看護学科》

国家試験合格率も100%であり、卒業生の殆どが県内に就職している。県立の学校としての使命も果たしており、教育理念との整合性がある。

《准看護学科》

就学する学生の99%が県内に就職している。また、准看護学科の資格試験は100%であることから、県立の学校としての使命を果たしているといえる。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

現役卒業生率及び国家試験合格率が100%になるように取り組む。

《第一看護学科》

- ・国家試験合格率の100%を目指す。
- ・現役卒業率を上げる。
- ・データ分析と評価方法を明確にする。

《第二看護学科》

今後も国家試験の合格率100%を目指していく。

《准看護学科》

- ・進学コース卒業後、県内に就職しているか調査していく。
- ・資格試験の合格率が維持できるよう資格試験対策を強化していく。

## 2. 卒業時の看護実践能力及び卒業後の活動状況の評価

- 3-1 卒業生の就業先での評価を把握し、問題を明確にしている。
- 3-2 卒業生の就業先との情報交換や調査の実施等が出来る体制を整えている。
- 4-1 卒業生の活動状況を把握し、統計的に整理している。
- 4-2 卒業生の活動状況の分析結果を、教育理念・教育目的、教育目標、授業展開に活用している。

### 【本校の状況】

#### 《助産師学科》

卒業生の就職先での評価について就職先が実習施設の場合は、臨床指導者会議や実習病棟の指導者と情報交換する機会はあるが、全体を把握するような調査は行っていない。

#### 《第一看護学科》

卒業時の看護実践能力は現時点においては系統的な評価を実施していないが、卒業時のアンケートでは、100%の学生が「科学的根拠に基づき、人々に安全で安楽な看護技術を身につける」という目標に対しては「まずまずできた」と自己評価をしている。新カリキュラムでは看護技術到達度と合わせ、OSCEにて看護実践能力の評価を行う。卒業生の就業先での活動状況と評価は、調査データとして統計的には把握していない。実習病院への就職者は4年間の平均で75%以上であり、看護部より直接評価をもらうことや情報交換の機会が多いため、知識・技術・態度面の教育評価活動に反映させ活用しているが、卒業生全体としての問題は明確になっていない。卒業生の看護技術到達度に関しては、就業後に看護技術項目の評価を実施していない。

#### 《第二看護学科》

卒業時の看護実践能力の把握は看護技術到達度の技術チェックリストにて把握している。また、卒業時特に強化したい内容について技術演習を実施している。卒業生の就職先での評価について就職先が実習施設の場合は臨床指導者会議や、実習病棟の指導者と情報交換する機会はあるが、全体を把握するような調査や調査の出来る体制は整えていない。また、卒業生の活動状況の把握（認定看護師の取得や大学院への進学等）や統計は整理していない。

#### 《准看護学科》

卒業生の就業先での看護実践能力としての評価データはない。就職先でも実践能力の把握を行っていない。卒業生の活動状況を統計的に整理したデータはない。そのため、教育理念、教育目標、授業の展開などに活用はできていない。看護技術に関しては平成22年度から看護技術チェックリストを用いて、卒業時の看護技術の経験内容を把握している。

### 【点検】

#### 《助産師学科》

3：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている ①：水準を満たしていない

《第一看護学科》

3：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている ①：水準を満たしていない

《第二看護学科》

3：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている ①：水準を満たしていない

《准看護学科》

3：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている ①：水準を満たしていない

**【評価結果の根拠（理由）】**

《助産師学科》

- ・就業先との情報交換や調査の実施等ができる体制を整えていない。
- ・卒業生の助産実践能力の評価と活動状況を把握する調査は行っていない。

《第一看護学科》

- ・就業先との情報交換や調査を実施できる体制を整えていない。
- ・卒業生の看護実践能力の評価と活動状況を把握する調査は行っていない。

《第二看護学科》

- ・就業先との情報交換や調査の実施等ができる体制を整えていない。
- ・卒業生の看護実践能力の評価と活動状況を把握する調査が行われていない。

《准看護学科》

- ・卒業生の就職先での評価を把握し看護技術教育を改善する為に就職先との情報交換や調査は行っていない。

**【今後の課題】**

《助産師学科》

卒業生の就職先での技術修得状況評価を把握する。

《第一看護学科》

就職先での卒業生の評価（知識・技術・人間関係）を調査し問題点を明確化し、教育活動に活用させていく必要がある。

《第二看護学科》

卒業生の看護実践力の評価と活動状況を把握する。

《准看護学科》

卒業生の看護実践力の評価と活動状況を把握する。

## Ⅷ. 地域社会／国際交流

### 1. 地域社会と交流するための体制

#### 1) 地域社会への貢献とニーズの把握

#### 2) 地域社会における資源の活用

- 1-1 社会との連携に向けて、地域のニーズを把握している。
- 1-2 看護教育活動を通して地域社会への貢献を組織的に行っている。
- 2-1 養成所の教育活動について、地域社会のニーズを把握する手段を持っている。
- 2-2 養成所から地域社会へ情報を発信する手段を持っている。
- 3-1 養成所が設置されている地域の特徴を把握している。
- 3-2 地域内における諸資源を養成所の学習・教育活動に取り入れている。

### 【本校の状況】

4 学科学生主催による文化祭（輝翔祭）を催し、毎年テーマを設定し、各学科の特徴をふまえ、健康、看護に関する企画、展示を行い、学習の成果を発表し、地域社会の人々や看護師としての進路を考えている人々との交流の場としている。また、健康チェックや、足浴体験など訪れた人々が自由に参加できる内容としている。日頃から、本校の昼食のパン等の販売を依頼している地域作業所に出店を依頼し、作業所の理解に繋げている。

助産師、看護師（進学課程を含む）、准看護師の養成所進学希望者、その家族に対して、文化祭で、4学科毎に、学生、教員による個別相談を行っている。また、7月、8月に学科毎に、教員による学校説明会を行うと共に、随時学校見学を行い、本校の教育に関する情報提供を行っている。

これらの他にも、地域の中学生や高校生の「職業体験」を受け入れ、授業に参加してもらい、看護と職業について話をしている。

また、施設設備の地域への提供として、地域住民団体に対しては、校庭（グラウンド）の提供を行っている（少年サッカー・グランドゴルフ・桜観賞など）。また、校庭には学生有志の園芸部による、ヒマワリ、朝顔などが育てられ、地域の環境美化に役立っている。

平成 19 年度からはペットボトルのキャップを回収し、ワクチンへ交換する運動も行っている。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

学生主催の文化祭や、校庭の提供、ボランティア活動等を通して地域社会に貢献できている。また、学校説明会には年々参加者が増え、学校や看護教育の理解に繋がっている。

今後はさらに地域のニーズを把握し、学園祭のテーマや、内容を精選することが必要である。そして、今、学生や職員が出来ることを推進できるように学校として支援していくことを続けていく。

**【今後の課題】**

- ・ 地域の特徴とニーズの把握に努める。
- ・ ボランティア活動を奨励していく。

## 2. 国際交流のための体制

### 1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム

### 2) 留学生の受け入れ等に関する対応

- 1 国際的視野を広げるための授業科目を設定している。
- 2 国際的視野を広げるための自己学習に適した環境を整えている。
- 3 海外からの帰国学生や留学生の受け入れ体制を整えている。
- 4 留学や海外において看護職に就くこと等を希望する学生に対応できる体制を整えている。

### 【本校の状況】

第一看護学科と第二看護学科では新カリキュラムの統合分野のなかで、保健医療福祉の分野での協力が学べるように国際化と保健医療問題、国際協力、国際看護活動などについて教授する予定（23年度の3年次・2年次）である。また、多様な価値観の理解の一助として文化人類学を関連させている。そして、いつでも必要な時に情報が得られるようにインターネットを図書室に設置し、自由に使えるようにしている。

入学試験に合格した外国籍の学生の入学は受け入れているが、交換留学生等の受け入れ体制は整っていない。また、海外において看護職に就くことを希望している学生には英文の書類を発行している。

### 【点検】

3：水準を十分満たしている ②：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

助産師学科では国際社会における看護の役割や展望について考えられるような授業内容の設定をカリキュラム改正（23年度）にむけて検討中である。

留学生の受け入れ等については現在のところ予定はない。

### 【今後の課題】

カリキュラムを検討する（助産師学科）。

## Ⅸ. 研究

### 1. 教員の研究的姿勢の涵養

### 2. 教員の研究活動の保障と評価

#### 1) 研究活動の保障

#### 2) 研究活動の評価

- 1 教員の研究活動を保障（時間的、財政的、環境的）している。
- 2 教員の研究活動を助言・検討する体制を整えている。
- 3 研究に価値をおき、研究活動を教員相互で支援しあう文化的措置が養成所内にある。

#### 【本校の状況】

- ・学会参加・発表、臨床研修（平成 19 年から開始し長期短期を含め延べ 41 名の臨床研修を実施）、研修参加等を推奨している。また、少人数による学習会を継続している。これらの他にも教員としての資質向上を促すために医療施設や実践教育センターへの講師派遣、実践教育センターからの実習生の受け入れを行っている。
- ・教員の研究活動を支援する体制は学会・研修出張費を予算化している。時間も出張扱いとし保障している。また、臨床研修も費用、時間の面で支援している。しかし、十分な費用や時間とは言えない状況である。

#### 【点検】

3：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている ①：水準を満たしていない

#### 【評価結果の根拠（理由）】

平成 18 年度から 22 年度の研究活動の実績は、学会発表が 1 件、誌上発表が 1 件、その他が 1 件である。

現在、研究費用や時間の保障等はなく、教員の研究活動を支援する体制（費用・時間・支援体制・評価）は十分ではない。

#### 【今後の課題】

研究の推奨に努める。

- ・研究活動に対する支援体制の確立
- ・費用・時間・環境の保障
- ・教員の研究活動を助言・検討する体制の確立
- ・キャリアラダーに基づいた研究の実施

## **X. 危機管理・情報管理**

### **1. 危機管理の体制**

- 1-1 危機対応が明確になっている。
- 1-2 職員は危機管理の対応を周知している。
- 1-3 緊急連絡の体制が整っている。

#### **【本校の状況】**

本校では、災害（火災・地震・風水害）、不審者の学内侵入、感染症発生、有害物質の発生、校外活動中の事故等の危機を想定し、あらゆる側面から対応できるように整備を進めている。

災害時における対応では、

- ・職員の役割の明確化
- ・防災訓練（年1回・全職員、全学生）の実施
- ・臨地実習先での災害発生時に備えた避難方法や避難場所についての確認

等を行っている。

学校安全対策（不審者の侵入）では、

- ・不審者発見時の対応を明示（危機等発生時対処要領）
- ・来校者の名札着用
- ・警察等の連携体制の整備
- ・夜間や休日の警備を警備会社に委託（警報設置）

等の対応を行っている。

感染症発生の対応では職員、学生双方が状況に応じて行動できるように明示している。また、感染拡大防止のため感染症罹患状況の報告書を用い初期対応を徹底し、学校保健安全法に基づいて出席停止等の措置を適切に実施している。

有害物質の発生時（異臭等の発生）は、通報先を明示している。

その他に、医療機器・薬品、危険物（刃物）等は鍵管理を行っている。建物管理では学校環境衛生の基準に基づき水道水の定期点検、建物の安全定期点検を行っている。

緊急時の対応として、職員間の連絡網、学生連絡網を整備している。

#### **【点検】**

③：水準を十分満たしている　2：水準をほぼ満たしている　1：水準を満たしていない

#### **【評価結果の根拠（理由）】**

災害（火災・地震・風水害）、不審者の学内侵入、感染症発生、校外活動中の事故等の危機を想定し、これらの対応マニュアルを明示し、職員、学生双方が状況に応じて行動できるように明示している。消防署の協力を得て年に1回、防災訓練を実施している。

平成22年に学生用電子メール配信システムを導入し活用している。

**【今後の課題】**

今後も、様々な危機を想定し、それらの対応ができるように、安全な学校生活を送れるように整備を進めていく。

## 2. 情報管理（個人情報の保護）の体制

- 2-1 養成所が保有する個人情報が明確になっている。
- 2-2 文書管理に関する規定がある。
- 2-3 情報セキュリティが整備されている。
- 2-4 個人情報となる文章や電子媒体は安全に保管されている。

### 【本校の状況】

平成 22 年に文書取扱規則を見直し、個人情報として取り扱う文書を明確にし、保管管理の現状を点検整備した。

USB 等の電子媒体の保管管理も点検整備（教務部における情報セキュリティ管理体制を明確にした対策マニュアルを作成）した。

PC 等では情報の漏洩を防止するセキュリティを充実させている。また、個人情報に関連した作業を行うパソコンは専用のものを使用（インターネットにつながらない PC）している。

### 【点検】

③：水準を十分満たしている 2：水準をほぼ満たしている 1：水準を満たしていない

### 【評価結果の根拠（理由）】

教職員には個人情報にかかる文書等の取り扱いについての注意事項の周知徹底が浸透してきた（これまでに個人情報の漏洩は発生していない）。

個人情報に係る文書等は「取扱注意」の赤印で示し注意を喚起している。また、文書や電子媒体の保管は鍵管理としている。

県医師会教職員が使用する USB はウイルスチェック済みの配布したものに限っている。

### 【今後の課題】

今後も、確実に情報管理を行っていく。